

平成 24 年 6 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成24年 6月 8日 開会

平成24年 6月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月8日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第 5 第 2号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
 日程第 6 第 3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
 日程第 7 第 4号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第7号）専決
 日程第 8 第 5号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決
 日程第 9 第 6号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決
 日程第10 第 7号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）専決
 日程第11 第 8号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決
 日程第12 第 9号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決
 日程第13 第10号議案 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例
 日程第14 第11号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
 日程第15 第12号議案 飯島町防災会議条例の一部を改正する条例
 日程第16 第13号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例
 日程第17 第14号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第1号）
 日程第18 第15号議案 飯島町道路線の認定について
 日程第19 第16号議案 飯島町道路線の廃止について
 日程第20 第17号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 浜田 稔 | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸 | 6番 北沢正文 |
| 7番 倉田晋司 | 8番 中村明美 |
| 9番 坂本紀子 | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

- | |
|--------------|
| 議会事務局長 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 市村晶子 |

本会議開会

開 議 平成24年6月8日 午前9時10分
議 長 おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年6月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。

なお今定例会は節電・省エネ対策の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。

町 長 皆さんおはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成24年5月17日付飯島町告示第9号をもって平成24年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。春の農作業も概ね終わり、心配をいたしました農作物に対する凍霜害などの被害報告もなく初夏を迎えることができました。関東甲信越地方の梅雨入りは昨年は5月27日と例年より早かったわけですが、本年は九州地方は一部既に梅雨入りというふうに報じられておりますけれども、当地方も平年並みのそろそろ梅雨入りかというふうに思っておるところでございます。また向こう1カ月の予報では平年より曇りや雨の日が多いというふうに報じられておまして、最近の雨の降り方は極めて局地的でありゲリラ的であるということを考えますと、東日本はもとより長野県北部の震災も癒えていないだけに、今年は穏やかな災害のない梅雨であってほしいと願っておる次第でございます。

さて、内閣府の発表いたしました5月の月例経済報告によりますと、景気は依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるとしまして、先行きにつきましては景気回復が確かなものになることが期待されておりますけれども、欧州債務危機をめぐる不確実性が高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下ぶれ等によって日本の景気が下押しされるリスクが存在していると考えられております。併せて電力供給の制約や原油高の影響、更にはデフレの影響等にも注意が必要と思われれます。また上伊那管内の4月の有効求人倍率の実数値は0.61倍でございまして、対前月比で0.07ポイント下回り県内でも最も低い数字となっており、雇用情勢においても厳しく深刻な状況が続いていることに憂慮をしておるところでございます。一方国では不安定な政権運営と政争が繰り返されておまして、野田政権の命運がかかる社会保障と税の一体改革においては消費増税法案の政府与党内でのまとまりもなかなかなく、筋道は極めて不透明で予断を許さない状況にございます。

さて、東日本大震災、長野県北部地震から約1年3カ月が経とうとしております。復興の基盤を確立するための復興基本法が昨年6月に交付をされたところでございますが、震災に起因する死者、行方不明者は約20,000人にもものぼり、未だ30万人余りの多くの方々が避難生活を余儀なくされ不自由な生活を送られておりますが、飯島町におきまし

ても現在24世帯47名の方が避難をされ生活をされております。地震や津波、原発による災害は住民生活や産業活動などにも打撃を与え、住む、働く、生活をするに対する厳しい状況が依然続いております。家や肉親など大切なものを失った方々が悲しみや落胆の淵から立ち上ろうとする中での確たる将来を安易には語る事ができないほどの厳しい現実を前にして、国政にあたる皆様が真に国益を優先した国民のための政策を展開をされますように、祈るような気持ちで国政の動向を注視をしておる今日このごろでございます。このような中ではありますが町では第5次総合計画実施の2年目を迎えております。町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」に向けて、重点プロジェクトを中心に本年も様々な施策を実施をしまいたしますのでなにとぞご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては人事案件が1件、条例案件6件、予算案件7件、その他案件3件、計17件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。併せて議会定例会開会のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番 浜田 稔 議員、4番 三浦寿美子 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
堀内議会運営委員長。

議会運営 委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る5月25日午前9時10分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして審議を行いました。行事等諸般の事情、また案件の内容からいたしまして本定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。なお提出議案の内容からしまして全議案とも即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告を申し上げます。以上です。

議 長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)
議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日から6月18日までの11日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

事務局 堀内委員長自席へお戻りください。
会期の日程については事務局より申し上げます。
事務局 長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に平成24年3月定例会において議決された「保育制度改革に関する意見書」「長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書」につきましては、平成24年3月21日に衆参両院をはじめ関係機関へ送付しましたので報告をいたします。

次に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に町当局からの報告を求めます。

それでは私からは4点についてご報告をさせていただきます。

まず平成23年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法の施行令第146条第2項に基づきご報告を申し上げます。平成23年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成24年度に繰越いたしました。繰越いたしました事業は1つに、高齢者支えあい拠点施設建設事業、2つ目に農業用排水工事、3つ目に林道横根山線改良工事、4つ目に飯島小学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、5つ目に七久保小学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、6つ目に飯島町中学校ガラス飛散防止フィルム貼り付け工事、この6事業でございます。細部につきましてはお手元の繰越計算書をご覧くださいというふうに思います。

次に、平成23年度飯島町土地開発公社決算について、去る5月31日開催の公社理事会において審議をお願いし承認をいただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。平成23年度の土地開発公社事業は柏木工業団地の開発につきまして用地の買収及び造成設計のための測量業務を委託実施し、年度末に用地の売買契約の締結を行っております。同じく開発中の陣馬工業団地の拡張分につきましては、企業立地の実現に至らなかったことから造成工事未着手の状況であり、引き続き誘致活動に取り組んでまいります。保有土地の処分といたしましては代行取得用地と分譲住宅地の売却を行っております。代行取得につきましては伊南バイパス用地につきましては契約に基づいて計画的に国への売却を進めてきておりますが、23年度では平成19年度分の売却が完了となり、最終となります平成20年度分につきましては今24年度をもって完了の予定でございます。分譲住宅地につきましては販売促進策として設けました分譲住宅地の紹介謝礼金の制度の活用によりまして、赤坂分譲住宅地1区画の売却をいたしました。主な収益といたしましては、伊南バイパス用地取得事業に係るもの302,000,000円、分譲地の売却事業で5,800,000円など、事業収益が312,500,000円、これに事業外収益を加えた収益合計額313,700,000円に対しまして、用地取得費等事業原価309,000,000円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計が313,900,000円となりまして、差引き147,000円の損失を計上する結果となりました。これによりまして前期からの繰越欠損金累計を考慮した欠損金合計額は10,000,000円余りとなり、厳しい財務状況にはありますが今後も土地開発公社本来の目的達成のため努力をしてまいります。公社決算内容の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますのでご覧いただきたいというふうに思います。

続きまして平成23年度第29期の財団法人飯島町振興公社事業報告及び清算につきまして、去る3月29日の清算人会において承認されましたので、地方自治法の規定に基づいてご報告を申し上げます。平成23年度の振興公社事業は指定管理業務が6年目を迎え、本郷の道の駅産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理者業務、及び山岳施設管理、道の駅本郷の管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づき業務を実施をいたしました。また財団法人飯島町振興公社も公益法人制度改革によりまして平成23年度をもって解散をし、平成24年度に新たな法人を設立準備するための年でありました。飯島町振興公社は昭和58年にスケート事業をはじめとする独自事業により設立をされまして以来、公園など町有施設の効率的な管理運営に29年間にわたって務めてまいりました。業務終了につきましては昨年11月18日開催の理事会議決をもって解散となりました。以降、振興公社の財産の清算を進めてまいりましたが、県の許可を受け本年3月29日に清算人会を開催し、残有財産のすべてを飯島町へ寄付することが承認されまして清算が結了をいたしました。第29期の決算につきましては11月18日解散時の決算と3月29日清算結了時の決算となっております。清算結了によりまして飯島町への寄付金は現金預金で6,548,960円、固定資産で256,885円となり財産の処分は終了をいたしました。内容につきましてはお手元の決算及び清算をご覧くださいというふうに思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成23年度第21期の決算につきまして、去る5月29日開催の同社株主総会において承認をされましたので、地方自治法の規定によりその経営状況についてご報告をいたします。先ず第21期の主な事業といたしましては平成23年7月からのテレビのデジタル化対応に向け、ケーブルテレビ用のデジタルチューナーの無料配布、及び取り付けを平成21年度から引き続き行ってまいりました。平成23年度では戸建住宅と集合住宅を対象に2,208台、年度末合計13,500台余りの取り付けを終了し、全体での設置率が90%になりました。加入状況につきましてはほぼ前年同数の新規加入者がございましたが、一部、解約・脱退が増加したことから通期では41件の減少となりました。一方、テレビに次ぐ収益事業でありますインターネット事業につきましても大手の光サービスBフレッツとの競争もありましたが、低料金などのメリットを明確にした営業活動等から通期では加入増となりました。またCATVは行政チャンネル等を通じての行政サービスや地域情報の提供、更に地域コミュニケーションの醸成に重点を置いた営業を継続をしておりますので、是非とも加入の継続並びに未加入の皆様の新たな加入をお願いする次第でございます。経営的には利用収入が伸び、昨年度を上回る売り上げが確保できたこととともに、合理化経営による経費削減にも努めたことによりまして64,350,000円の当期純利益を確保することができました。なお決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますのでご覧いただきたいというふうに思います。以上4件につきましてご報告をいたしました。よろしく申し上げます。

議長 ただ今報告のありました件の各会計に関わる件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。事務局

事務局長 長より議案を朗読させます。
 議 長 (議案朗読)
 町 長 本案について提案理由の説明を求めます。
 それでは第1号議案人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めることにつ
 きまして提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命をする任期3年
 の委員でございます。現在、湯澤敏美氏、吉川雅治氏、米山まつゑ氏の3名が在任中であ
 りますが、湯澤敏美氏が本年9月30日をもって3期目の任期が満了となります。任期満
 了後の後任委員の候補者として上原保氏を法務省に推薦をするに当り議会の意見を求める
 ものでございます。任期は本年10月1日から3年となります。上原氏の経歴につきまし
 てはご覧のとおりであります。人格、識見とも適任者として提案をさせていただきました。
 なお法務省の手続きに任命まで約3カ月程度必要となりますために、今議会において
 提案をさせていただいたところでございます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜
 りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は討論を省略し、これより第1号
 議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行い
 ます。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。
 [賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定
 しました。

議 長 日程第5 第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることにつ
 いてを議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理
 由の説明を申し上げます。本案は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正
 する法律が平成24年3月31日に公布され、一部を除きまして平成24年4月1日に施
 行されたこと。また東日本大震災からの復興に向けた税制上の追加措置がされたことによ
 る改正を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしたものでござい
 ます。主な改正点でございますが、1つとして個人住民税では年金所得者の申告手続きの
 簡素化の観点から寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたもの。2つ
 目としては固定資産税でございますが地域決定型特例措置ということで通称「わがまち特
 例」という制度が導入されました。これによりまして公害防止用下水道施設に係る特例割
 合を市町村の条例で定めるといふことに改正がされたものでございます。3つ目として住
 宅用地に係る特例措置の期間を延長し、この間の負担水準の率を80%から90%に改め
 まして、平成26年度まで継続していくというものでございます。最後に4つ目ござい
 ます。東日本大震災の追加措置として被災居住用財産の譲渡期間の延長、被災住宅の住宅
 借入金控除の特例の新設などが主な改正点でございます。細部につきましては担当課長か
 ら説明申し上げますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
 議 長 これより質疑を行います。
 質疑はありますか。
 議 長 ありませんか。
 (なしの声)
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これより討論を行います。討論はありますか。
 (なしの声)
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これより第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることにつ
 いてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませ
 んか。
 (異議なしの声)
 議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第6 第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求
 めることについてを議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め
 ることについて提案理由の説明を申し上げます。本案は東日本大震災からの復興に向けた税制上の
 追加措置がされ、被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例措置が設けられたこ
 とによる必要な改正を地方自治法の規定に基づきまして専決処分をしたものでござい
 ます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜
 りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)
 議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
 (なしの声)
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これより討論を行います。討論はありますか。
 (なしの声)
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これより第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め
 ることについてを採決いたします。
 お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議 長 異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第7 第4号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第7号専決)を議題とい
 いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第4号議案平成23年度飯島町一般会計の補正予算(第7号専決)について提

案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づいて今回の議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。先ず初めに平成23年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが概ね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜と心より感謝を申し上げます次第でございます。さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ84,880,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,736,178,000円とするものでございます。主な内容であります。歳入につきましては固定資産税の徴収率が見込みより高くなったことによりまして6,000,000円の増額補正とし、地方譲与税他、各種交付金は交付確定に基づいて補正をいたしました。また特別地方交付税が予算に対しまして約89,000,000円の増額となったことや、各種事業の事業費確定による歳入歳出予算の調整を行った結果、財政調査基金に50,000,000円、減債基金に50,000,000円、公共施設等整備基金に40,000,000円を積み立てることといたしました。これにより財政調整基金の平成23年度末残高は約840,000,000円となっております。次に主な歳出の内容であります。公共下水道事業特別会計の事業費の減額によりまして一般会計からの繰出金を減額をいたしました。その他平成23年度の決算書にあたって必要な補正を行ったところであります。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき承認を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長
住民福祉課長
産業振興課長
建設水道課長
教育次長
議 長
1 番
久保島議員
総務課長
1 番
久保島議員
総務課長
議 長
4 番
三浦議員

(補足説明)
(補足説明)
(補足説明)
(補足説明)
(補足説明)
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
1 点だけちょっとお伺いします。19ページ22款の諸収入で違約金なんです、7,035,000円、もう少し詳しくご説明ください。
違約金の関係でございますけれど、あのご存じの通り昨年建設業者1社、まああの町内といえば大手の建設業者でございますが、その業者さんがあのまあいくつか契約がございまして、その契約保証金等ございまして、まああのある程度の分入ってきておるわけなんですけど、その分まあ残っている部分も含めまして当初契約保証金という形で債権を設定してあった額につきまして補正をするということで、詳しい事業も言った方がよろしいですか？
だいたい解りました。
よろしいですか。内容的にはその関係でございます。
はい他にありませんか。
26ページの健康増進事業なんですけれども、今回、各種がん検診や総合健康診査そ

住民福祉課長

議 長
9 番
坂本議員

住民福祉課長

議 長
3 番
浜田議員

住民福祉課長

3 番
浜田議員
住民福祉課長

れから75歳以上の検診など減額補正になっているわけですが、ピロリ菌もそうですかね、この各種がん検診とか総合健康診査なんかはあのだいぶ受診率が予定よりも下がってしまったということなんで、ちょっと実績と現状が分かればお願いしたいというふうに思います。
各種がん検診につきましては、がん検診自体が6つございます。その中で特に、細かな精査はしてございませんけれども、胃がん検診の関係が胃カメラの方へ移行することによってバリウムがかなり減ってきているということで、当初あのがんばるつもりで予算を多くみ込んですけれども、1,200,000円ほどの減をしましてということでございます。それから乳房検診の関係も300,000円ほど減になってございます。これもあの見かけより少し少なかったというようなことでございます。それから総合健康診査でございますけれども、これにつきましても当初の見込んだ予算よりも実績として少なくなったと、その細部につきましてはまだ細かな精査は今後9月の決算の時に申し上げるというようになっております。ピロリ菌につきましても同様でございます。
他に。
23ページです。ね2255の児童発達支援施設(つくし園)なんです、一応これまあ負担金が減ったということで利用者が減ったということですが、それはどのような原因、まあ発達障がい児は増えているはずなので、利用者の予定より減るってことがちょっと私には解せないんですけれども、利用形態の問題なのか、まあ行かなくても、つくし園を利用しなくてもお母さんたちが近所で何とかあったのか、そこら辺はどのように考えてますか。
つくし園の関係でございますけれども平成22年度の実績ですと12名行っておりました。それが23年度今回7名ということでございます。内訳につきましては乳幼児が4名、学童が3名ということでございます。これにつきましては減った理由はあの実際にあの年が増すにつれて普通の保育園へ行けるようになれるとか、その他、通えるというような形の中での減少というように考えております。以上でございます。
他に質疑はありませんか。
まず10ページの歳入、町税ですけれども、固定資産税6,000,000円の補正ということで、随分区切りがいいんですけど、何か特例的な事態が起こったのかお尋ねしたいと思います。それから28ページ農林水産業費3224の農地利用集積事業、50件といえますか、500アールを予定して利用無しということはあの何か原因をつかんでおられるのかどうか。以上です。
固定資産税につきましては当初あの580,000,000円という大きな金額が見込みでございましたけれども、これにつきましては徴収率とかいろいろ勘案しての数字でございます。で徴収した結果その1%ぐらいにあたる6,000,000円につきまして予定よりも多かったということで、特別大きな理由っていうものはございません。
1件だけですか、1案件ですか。
総合的なあのトータルの固定資産税が上がってきてその差です。徴収率につきまして

産業振興課長 は今年度98.2%ということで、徴収率が当初の見込みよりも少し増になったということで、1件がドカンと更正があって多くなったとかそういったことではございません。28ページの農地利用集積事業の減額補正の関係でございますけれども、こちらにつきましてはあの新規のもののみこの事業の対象ということになりまして、既存ではたくさんあの利用集積あるわけですけれども、まあちょっと事業自体のハードルが高い部分もございまして、新規のものがなかったということでございます。今後は先ほど申し上げましたように人・農地プランの事業の中で今アンケート調査等で進めておりますけれども、そちらの事業ではかなりの実績が上がるのではないかとというふうに考えております。

議長 他にありませんか。

10番 堀内議員 1つ伺います。35ページで文化館費の委託料が文化館昼夜管理業務1,200,000減額になっておりますが、このことは平成24年度からは文化館の委託料というものが増額になると理解してよろしいですか。

教育次長 現在、文化館の方はですね指定管理に出してあるわけですが、昼間に関してはその職員が管理しておりますのでこの委託料に相当する部分は発生しておりません。土・日及び夜間については従来通りその指定管理者から更にして委託する格好が出てこようかと思しますので、概ねこの1,200,000を減額した状態でスタートできるというふうに考えております。

10番 堀内議員 教育次長 24年度の負担が多くなるか少なくなるかそれだけ教えてください。

教育次長 例年と比べると同じだと思います。23年度は昼間の管理が入るという想定で2,500,000ほどの予算を組んでおりました。実際まあ通年ベースでいきますと1,300,000くらいですので、従ってこの1,300,000ベースでいきますと例年と変わりありません。

議長 はい、他にありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第4号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第7号専決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第8 第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第4号専決)について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要なものの生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づきまして3月30日付で専決処分をいたしましたので今回の議会において報告をし承認を求めるとございま

す。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ25,112,000円を追加し、歳入歳出それぞれ950,502,000円とするものでございます。内容につきましては保険給付費の確定によります国県の支出金、療養給付費の交付金、共同事業交付金等を平成23年度決算書にあたって必要な補正をし、支払準備基金に50,000,000円の積み立てをいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 1番 久保島議員 これより質疑を行います。質疑はありますか。

住民福祉課長 12ページ第2款保険給付費のところですね大幅に減額になっているわけですね。それから高額療養費の方につきましても8,400,000ということで、この要因等につきまして何かお心あたりがあるのであればご説明をいただきたいと思っております。

住民福祉課長 あのここにつきましてはあの国から形としては概算交付という形になります。であの正式には24年度に入って精算をする形になります。でそこに至る経過は数字等は出しているんですが、全体的にあの保険給付費が見込みよりも少なかったってということでございます。

議長 5番 竹沢議員 他にありませんか。

住民福祉課長 細かいことすみません。11ページの国保運営協議会の報酬ですが38,000円減ですけど、委員はそれぞれ法律・条例の定めによって3グループから選出されておると思いますが、例えばドクター関係の人が出席できないとかそういうことでもし減額になっておるといことであるかどうかということが1つと、もしそういうことであればその開始時間だとかねそういうことも考えてその先生も出れるようなそういう改正方法も検討したらどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

住民福祉課長 金額の減額につきましては議員ご指摘のとおりでございます。開催時刻等につきましては今後の検討というようにさせていただきたいと思っております。

議長 3番 浜田議員 他にありませんか。

同僚議員のあの質問の関連なんですけれども、給付費が見込みより少なかったというのは書いてあるとおりですね、それが実際にあの利用者数が減ってですね健康状態が良くなったのか、あるいは様々なあの事情でその診療を抑制したのかとか、その辺りの分析については何かお持ちでしょうか。以上です。

住民福祉課長 これにつきましてはあの専決の補正というようなことで、現状と予算との乖離を補正していくというものでございます。中身につきましては9月までには分析をしていきたいというふうに思っております。

議長 他にありませんか。
ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。よって第5号議案は承認することに決定しました。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時42分 休憩
午前10時55分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

町長 日程第9 第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号専決）について提案説明を申し上げます。今回のこの補正につきましても前件の補正予算と同様に3月30日付で専決処分をいたしましたので今議会にご報告をして承認を求めます。予算規模におきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,111,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102,998,000円とするものでございます。内容につきましては徴収保険料、一般会計の繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金の確定の他に、平成23年度決算書にあたって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第6号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第10 第7号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第7号議案平成23年度介護保険特別会計の補正予算（第4号専決）について提案理由の説明を申し上げます。今回のこの補正につきましても3月30日付で専決処分をいたし

まして今議会においてご報告をし承認を求めます。予算規模につきましては予算の総額から歳入歳出それぞれ20,180,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ945,237,000円とするものでございます。今回の補正では介護保険料、国県及び社会保険の診療報酬支払い基金からの負担金、及び補助金、保険給付費、それから地域支援の事業費等について実績や執行状況等に基づいて減額をするともに、介護給付費準備基金繰入金からの繰入額を減額するなどの補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明いたします。よろしくご審議をいただきまして承認いただくようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第11 第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決に関わる承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本補正につきましても3月30日付で専決処分をいたしましたので議会に報告を申し上げ承認を求めます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ24,800,000円を減額をし、歳入歳出それぞれ360,780,000円とするものでございます。主な歳入につきましては事業の確定によりまして国庫支出金の減額と、繰入金及び町債を減額し、新規加入者の増加に伴い分担金及び負担金を増額するとともに、使用料に伴う諸収入を増額補正するものでございます。歳出につきましては事業関係で事業の確定によりまして事業費を減額し、また管理費を年間実績より減額をした他、決算処理に必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番 坂本議員 11ページの脱水車汚泥業務なんですけれども、運行業務の方で5,410,000の委託料の方なんです、飯島処理区の方ですが減額になっておりますけれども、これの詳しい内容を教えていただきたいと思っております。

建設水道課長 11ページの飯島処理区の移動脱水車の運行業務の5,000,000余の減額のご質問でございます。こちらにつきましては脱水業務につきまして汚泥の量の減少ということで、汚泥脱水車の運行の業務が回数が減ったということでの減額ということでございますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第8号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号専決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第12 第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専決)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専決)について提案説明を申し上げます。本補正につきましても3月30日付で専決処分をいたしましたので、今回の議会に報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,100,000円減額をし、歳入歳出それぞれを260,456,000円とするものでございます。主な内容につきましては歳入につきましては繰入金と町債の減額、それから分担金及び負担金で受益者分担金、及び新規加入者加入金で増額、諸収入として県道の竜東線関連工事に伴う補償費によりまして増額を、それから歳出につきましては管理費を年間の実績により財源組み替えをいたしまして予備費の減額をいたしたところでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明します。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 3番 濱田議員 建設水道課長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
9ページの雑入のこの内容は何なんでしょうか。5,900,000です。
9ページの雑入5,900,000円の内容でございます。こちらにつきましては田切地区の竜東線の工事に係ります県の補償費の金額でございます。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第9号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号専決)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第13 第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳への移行等に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は住民基本台帳法の一部を改正する法律、及び外国人登録法の廃止等の法律が本年7月9日に施行されることに伴い、当町の関係する条例を一括して整備するものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
(補足説明)

住民福祉課長 議 長 6番 北沢議員 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
住民基本台帳法の改正に伴うものでございますので基本的にはよろしいわけですが、関連してお伺いいたしますが、これによりまして市町村の窓口、特に飯島町の窓口ではこの事務の流れってというか、事務の全体量が少なくなるのかどうかという点と、それからもう1つあの今まで外国人登録というのの人数っていうのは行政のいろんな各種制度の基本になってきているわけですが、そういったものの統計は今後とはとることが可能なのかどうかその点について行います。

住民福祉課長 先ず事務量の関係でございますけれども、従来まで先ほどご説明申し上げましたように外国人登録原票への登録、あるいは登録証明書を発行するような業務等が必要になっておりました。これが基本的には在留カードである程度されるというようなことがございますので事務量の減という形にはなりません。ただ転入届等の事務、また住所等記載がありますのでその分は必要になってきます。で、統計的なことでありますけれども住民基本台帳上に外国人が入ってくるということでございますので、容易に国別管理もできますレタータルの人数も一緒になって出てくるということになるかと思っております。

議 長 3番 濱田議員 はい、他にありませんか。
この制度の説明の図だと入国からの手続きになっておりますけれども、既に在留している外国人についてはですね一定の手続きが必要になると思うんですけども、もしこの手続きをやらなかった場合の不利益というのはどういったことが考えられるのでしょうか。

住民福祉課長 基本的にあの現在使われております外国人登録証明書の効力っていうのは在留期間内有効でありますので、実際にあの7月9日の超したとしてもそれは有効でございます。で従ってその期間満了になる前に更新する場合は入管局の方へ手続きしますので、その段階で新たな手続きが必要になるということになります。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 3番 濱田議員 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
この条例に賛成する立場から討論いたします。あのまあある意味では住民登録と同じよ

うな扱いに移行するのかなというふうに理解しておりますけれども、私が認識している範囲ではですね、やはり在留外国人の方々に対する説明のレベルが市町村によってかなり差があるというふうに認識しています。例えば駒ヶ根市では民間のボランティア団体がですね3回にわたってそういった説明をするということをすでに実施していますけれども、飯島町では私もいろいろお話をしましたがまあそういったことは行われていないということですね、この説明から抜け落ちる方が出ることを大変心配しております。ですのでこの施行にあたってはですね、くれぐれも周知の手段を尽くすように希望して賛成討論といたします。

議 長 他にありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第10号議案外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は行政文書の用紙が今原則としてA判化されていることから、様式サイズをA判に改め、使用されていない中・大測判を削除し、併せてたゞいま、ご議決いただきました住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止等の施行に伴います条例の整備を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第11号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。飯島町地域防災計画を見直すにあたりまして多くの町民の皆様の

ご意見を計画に反映するために、現行の委員に議会からの代表と各地区の代表を増やすとともに、新たに福祉関係の代表、女性の皆さんの代表、交通安全協会の代表、消防委員会の代表、及び県の防災アドバイザーを入れて、委員定数20名以内から40名以内に再編成するために条例の一部を改正したいというものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明しますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番
北沢議員

1点伺います。この防災会議の果たす役割については災害対策基本法並びに飯島町防災会議の条例によりまして、飯島町の地域防災計画を作成しその実施を推進することという大きな項目があるわけでございます。いわゆる防災計画はこの防災会議が作成をするところといった条文になっているわけでございまして、いま提案のありましたように多くの皆さんの意見を取り入れてこの防災計画を作成するということについては異論がないわけでございますが、同時に災害対策基本法の中では第42条によりまして諸般の防災計画を作成するにあたりまして、防災計画に基づき当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年、市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないという条項があるわけでございます。飯島町の中でも40人というのは最右翼のまあこういった委員会になるわけでございまして、いわゆる委員の数が多くなりますと小回りがきかないといえますか、非常にあの大きな委員会になります。私の見たところでは過去3年間、例えば21、22、23についてはこのいわゆる委員会が開かれていないと。要するにまあ見直しの必要がなかったとも取れるわけでございますけれども、まあそういったことが行われていない中で更に40人という大所帯になるわけでございまして、まあ今後の運営の中では今までの過去のことは別にしても、今度の震災を機にそういった運営が毎年の確に行われていくことが必要であるというふうに考えるところでありますが、そういった意味から40人という人数は検討されたかどうかを伺います。

町 長 お話にございましたように、この町の安心安全ひいては防災ということについては町民の皆さんの生命財産を守る最大のまあひとつの行政課題であるというふうに捉えておるわけでございまして、この度の震災等の教訓を踏まえましても、やはりこの機能と組織というものはしっかり底辺に位置付いたものでなければならないというふうに思っております。今まであの各機関の代表等を20名以内でやっておりましたけれども、今回こうしたことを経験するにについてですね、やっぱりあの広く、あの見直しの内容につきましてはまあ全面改正というような形でやってまいりますけれども、常にあの防災意識というものが町の位置付けでどうあるべきかというようなことも含めてですね、それからまたその時々によって新たな課題も生じてまいります。単なる防災計画を一部加除修正するという部分でなくて、その時々町の防災のあり方というものも、この委員の方々に最低1年は1回くらいはお願いをしてやっていくべきだというような位置付けを持って、そしてそれぞれの多くの意見をお聞かせいただきたいということの中で設けた趣旨でございましてご理解いただきたいと思っております。確かにあの倍増いたしますので運営経費もかさんでくるわけでございますけれども、中にはあのこれは無報酬でお願いをしておる当て職的な機関の委員もおられるわけでございますので、そのお金のことで絞るとかいう趣旨は全くございません

議 長
8番
中村議員

のでご理解いただきたいというふうに思います。
他にございませんか。

今、詳細伺いましたけれども、人数が40名というまあ大所帯になるわけですが、その中でその人数構成ですね、その辺のところが決まっていたらお聞きしたいのと、あと女性がいなくてこれから女性に加わるわけですが、その大きな災害の後に本当に女性の声があつていない、女性の目線が行き届いていないということで町も女性を入れるんだと思いますけれども、その辺で男女別にしてですね女性がどの程度まあ加わる予定であるのか、私の考えでは半数または3分の1は女性を入れるべきだと思いますけれども、その辺はあのどの様になってまあ決まっているのか今後のことなのかお聞きします。

総務課長

それではあのちょっと新旧対照表の方をご覧くださいと思いますが、第3条防災会議は会長及び委員をもって組織する、委員は次の各号に掲げるものをもって充てるという形になっております。その中で8号までは今までと同じで考えております。9号のその他町長が必要と認め任命する者の中で人数を増やしていきたいなあというふうに考えております。先ずあの議会関係につきましては現在総務産業委員長さんが1名のみこの組織に入っていておりましたが、全体で議会の方からは4名、この総務産業委員長さんを含めて4名というふうに考えております。それから現在その区長会長ということで地域では1名の方しか出てきていただいておりませんが、やっぱりこれは四区共通の課題だということでございますので4人に来ていただきたいということ。それから後あの上伊那医師会それから商工会、JAさん、エコシティ、社会福祉協議会会長さん、それから建設業関係の方というふうになっておりましたが、新たに今お話のございましたように女性の立場ということの中で日赤奉仕団、これは各地区代表がおられますので今のところ4名というふうに考えております。その他福祉関係ということで民生児童委員会の会長さん、それからもう1つ地域もやっぱりこれはあの1つの形として一緒に考えていかなきゃいけないということで総代それから自治会長の代表の方4名ほど、あと先ほど町長の提案の中でもありました交通安全協会の代表、消防委員会会長さん、県の防災アドバイザーということを含めまして、新たにまああの40名には今の段階ではいかならないと思います。今言った数字的な形を申し上げますと、40名いかならないと思いますがその40名の範囲の中でまた女性も考えながら適宜お願いをしていきたいというように今のところ考えておりますのでよろしくお願ひします。

議 長
9番
坂本議員

はい他に。

関連なんですけれども、今まあ具体的なあの人数というかあの立場の人たちの説明がありましたけれども、福祉と言ったんですけれども福祉というところとまあ民生児童委員の方とまあ女性の立場から日赤奉仕団ということで、実際にあの障がい者の障がいを持っている方が今のお話の中には入っていないわけでありまして、そこら辺をやはり全体の中で障がいって言う立場のところまで1名ほど入れていただいた方がいいかと思ひますので、これは要望として意見としてお願ひしたいと思ひます。今後の予定あるとしたらそこら辺はどう考えているかお願ひしたいと思ひます。

総務課長

現在あの今申し上げた人数でいきますと40名になっていないと思ひますので、あのそ

議 長

の分についても検討しながら今確実にということは言えませんが、検討させていただきたいと思ひます。

議 長

他にありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

8番
中村議員

賛成の立場で討論いたします。この委員が40名増えるわけですが、ただいまお聞きしましたこれで現在4名、大変少ない人数でございます。今後ですねあの委員を増やすに当たり女性の選出におきましては乳幼児を持っている方、中高年の方、また高齢者の方、このような段階で女性を選出していただいて、本当にいざとなったときに悲しむ人がね少なく済むようなそういうことを本気で考えて選出をし、よかつたなあと思われるような委員会にさせていただきますことを切に要望いたしまして賛成といたします。

議 長

他にありませんか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第12号議案飯島町防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第16 第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。飯島町電源立地地域対策交付金事業基金、これを使いまして中町コミュニティ消防センターの建設を行いました、この事業を完了したことに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたします。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決いたしたいと思います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第17 第14号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とい

町 長 　　たします。本案について提案理由の説明を求めます。
それでは第14号議案平成24年度飯島町一般会計の補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ17,964,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,239,964,000円とするものでございます。主な内容ですが震災等の緊急雇用対策事業を活用して4つの事業に取り組むことといたしましてそれぞれ計上させていただきました。臨時職員を雇用して各事業に取り組みますが適正な事務処理により本事業の目的を達成するよう努めてまいりたいと考えております。次に市町村振興協会の基金交付金や一般コミュニティ助成事業、地域発元気づくり支援金について交付決定がなされましたので予算措置をいたしました。また今年度限りでございしますが南信地域の町村交通災害共済事務組合より事業推進の特例交付金が交付されることになりましたので必要な予算措置を行ったところでございます。その他新年度間もない時期でございますので当面の事務事業執行に最低限必要な補正をさせていただいたところでございます。細部につきましては担当課長からそれぞれ申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 　　（補足説明）
住民福祉課長 　　（補足説明）
産業振興課長 　　（補足説明）
教育次長 　　（補足説明）
議 長 　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番 坂本議員 　　9ページです。防災対策費の放射線測定器なんですけれども3,000,000ということなんです。これの具体的な内容とこれは買ったものを町だけで使用するのか、それともそれに対して貸出を行っていただけるのかその点を教えていただきたいと思っております。

総務課長 　　防災対策費の放射線測定器3,000,000円でございますが、あの一旦あの役場庁舎管理費の方へ載っていた通信機器を含めた表示板をこれをおとしました。それで要するに撤去しました。で新たにまあコンパクト的な測定器を購入しようというように考えております。ただあの今あのだんだん良いものが出てきたり、それから価格も高いものから安いものがあったりいたしますので、この本日議決いただいた後に数、それから使用方法等を検討いたしまして有効活用できるような形で検討していきたいというように考えております。

議 長 　　他にありませんか。
6番 北沢議員 　　9ページの交通安全対策費の関係でございますが、今回の南信交通共済の方からの特別交付金をこれに充当するという内容で補正予算が組まれておりますが、まあ実質はあの500,000円のカーブミラー等がまあその財源だと、あとは従来の事業を組み替えるというような内容かと思っております。従来の交通安全対策特別交付金事業は一般財源になりますけれども概ねその使途が交通安全対策に使われるという目的をもって交付されるものでありまして、この部分に事業としては充当されていた部分があるかと思っておりますが、ほとんどこれが今回交付される財源で賄うということになりますと、その部分の事業というのはまあ例えば建設の方の事業費でそういった事業を行っていくのかどうかそういった点について伺います。

総務課長 　　今までの形はまあ一般財源という形で交付金の、あの交通災害共済じゃなくて交付金の方でございますけれどもそれは一般財源としてまあ有効活用して使っております。です。で今回来た共済の方からの特別交付金につきましては、当面そのとりあえず交通安全対策ないしは防犯的なこと等も、防災的なことも含めて活用してほしいということですのでそちらの方へ充当してございますけれども、あの交通安全からの交付金そういった関係につきましては議員言われましたように、それもガードレール等々の方にも有効活用できればというように考えておりますので、またその分について再度検討させていただきますのでよろしく願いいたします。

議 長 　　他にございませんか。
8番 中村議員 　　2点お伺いします。10ページの2305介護保険事業について伺います。この中で国の交付金を使って要介護者や団体等の活動の調査をするように今伺ったわけですが、その調査の目的といいますか趣旨とか今後それをどのように活用していくのか伺いたいと思います。でもう1点ですけども、13ページ5211、214,000円でその小学校と体育館のところの水利でしたっけ、そこを直すということを言われましたけれども、これをもしです。ね災害時の避難経路というふうになっていきますとこれも使える交付金があるわけなんですけれども、そういう国の交付金等補助とかそういうものが使えるかどうか検討されて、それがなくて、または該当しないために一般財源からするというそういう方法なのか、その2点伺います。

住民福祉課長 　　前段の方の2305緊急雇用の事業についてその活用方法でございますけれども、先ほど申し上げましたように要介護者の認定率の軽減のための調査ということで、基本的にはあの65歳以上の方全員にチェックリストというのを配りまして、その中身を精査していただくということでございます。その中で得られた情報につきましては今後の包括の中で具体的な活動の中で呼び掛けをしていくとか、例えば介護関係の必要であれば認知症の関係の教室もやっておりますし、健康増進のための事業もやっておりますので、そういった方面に活かしていきたいというように考えておりますし、団体活動の調査等につきましてはまず現状の把握が必要であるという、それぞれの高齢者団体の皆さんがどのように考えているかということから、その組織化等についても現状の把握の中から今後結びついていくということでございますので、その現状を把握することによってでございます。

教育次長 　　飯島小学校のあの水利排水の修繕の部分でございますが、国の補助事業については下限額、要するに一番下のうちの最小の補助額、補助事業費が決まっております。この事業についてはそれをかなり下回ってしまう事業なことだから該当になりません。

議 長 　　他にありませんか。
（なしの声）
議 長 　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）
議 長 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第14号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案飯島町道路線の認定について
日程第19 第16号議案飯島町道路線の廃止について
日程第20 第17号議案飯島町道路線の変更について
以上、第15号議案から第17号議案までの3議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。本3議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第15号議案町道路線の認定について、第16号議案町道路線の廃止について、及び第17号議案町道路線の変更について一括して提案理由の説明を申し上げます。いずれも国道153号伊南バイパス建設に伴う町道の付け替えにより、本郷・飯島間の路線の認定等を行うものでバイパス同区間の一次供用前の事務手続きのひとつとして国道と町道の区域を確定する必要があることから、道路法の規定に基づき日程、廃止、変更を行うものでございます。認定につきましては町道唐沢川連絡線他2路線の認定を、廃止につきましては町道大田線他1路線の廃止を、変更につきましては町道鳥居原線他31路線の変更を行うものでございます。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論は3議案一括して行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第15号議案飯島町道路線の認定について、第16号議案飯島町道路線の廃止について、第17号議案飯島町道路線の変更について、以上3議案を一括採決いたします。お諮りします。本3議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第15号議案、第16号議案、第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時32分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 久保島 巖 議員
 北 沢 正 文 議員
 中 村 明 美 議員
 堀 内 克 美 議員
 浜 田 稔 議員
 竹 沢 秀 幸 議員

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 宮下 寿
 3番 浜田 稔 4番 三浦寿美子
 5番 竹沢秀幸 6番 北沢正文
 7番 倉田晋司 8番 中村明美
 9番 坂本紀子 10番 堀内克美
 11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄
 議会事務局書記 市村晶子

本会議再開

開 議 長 平成24年6月12日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

1番 久保島 巖 議員

1番

久保島議員

それでは通告に従いまして質問を始めてまいりたいと思います。今回は4つについてをお伺いいたします。まちづくり懇談会を終えて所感とそれから今後防災計画の見直しについてのスケジュール的なものですね、それから情報公開及び提供に関する私の方から提案がございますのでそれについて、それからセーフコミュニティの認定取得に対する取り組みについて、それから公民連携手法導入について、以上4点でございます。ちょっと盛りだくさんになりますので町長におかれましては簡単なあの答弁をお願いをしたいと、いうふうにですねご注文を付けさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

先ず最初なんです、先月28日から31日まで各区です、開催されましたまちづくり懇談会を終えて町長の所感をお伺いしたいと思います。まあ例年ですと新年度の予算概要をお持ちいただいてですね、それを説明していただいて町への要望とかご意見を伺うというふうな形でしたが、今年は少々形が変わっておりまして、私が参加した飯島区の成人大学センターではですね、昨年度緊急雇用で行いました防災計画の見直しの概要の説明があって、その後DVDを見てそしてグループ、4つに分かれまして懇談を行ったと、そして書記役の方がですね発表をするという形で行いました。気軽にですね意見を出していくというふうな形ではですね非常に良かったというふうに思うところでございますが、まあ全部の意見や要望をですね聞くことができなかったということで、ちょっと私には不満でございました。それから書記役の方の発表でございますので多少個人的な主観やニュアンスのところでは違いがございますので、私のグループから発表した方も私とちょっと私の感覚とは違うところがあったなあと、お聞きしますと他のグループでもそんなことがあったというふうに聞いております。今回の防災懇談会ではですね自主防災会の充実の拡充をお願いします、地域のことは地域でやってくださいねというふうな投げかけに私は感じたんですね。言うまでもなく3.11以来自分のことは自分で守る、家族のことは家族でやると、そして向こう三軒両隣の確認をしていくって、ということがまあ地域防災のまず発災時を含めてですね基本だろうということは認識したというふうに思うんですね。で、これらの共通認識を図るべく防災計画の見直しを行って、この計画に無理はありませんか、住民の皆さんにご理解いただけますかっていうような問いかけのための懇談会だというふうには私は理解していたんですね。で、地域のことは地域でやってください、避難所は自分で決めてくださいっていうのはこの後の段階

町 長

ではなかったかなというふうに思っていたもんですから、多少、違和感を感じたと、気持ちは分かるんですけどね。で、今回はあくまでまだ見直し案のところであって、施行実施というふうなことではないと思っていましたので、改めてお伺いをしたいんですが、今年度のまちづくり懇談会の目的と趣旨っていうのをどこに置かれていたのか先ず町長のお考えをお伺いいたします。

それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります久保島議員のご質問にお答えをしております。先ずこの度のまちづくり懇談会を終わっての所感、それから今後の対応についての中でその趣旨は何であったかということに関連してのご質問でございます。飯島町では町民の皆さんと協働のまちづくりを一層まあ推進をしていくために、毎年地域づくり委員会主催のまちづくり懇談会を各区ごとに開催をしております。今年度のまちづくりの懇談会は今ご案内にございましたように、特に「安心安全のまちづくり、地域の防災について考えよう」これをテーマに絞りまして現在見直しを行っております地域防災計画の概要について素案をもって説明をして、多くの皆さんの日ごろ感じておる、あるいは防災についてお感じになっておることのご意見をいただけるよという考え方の中から、意見の出やすいようにまあ分散会形式というようなことも含めて、一部ビデオも見ていただきながら実施をしたところでございます。久保島議員も含めて議会のみなさんも全員それぞれの会場にご出席をいただきまして本当にありがとうございました。そこで今年度のまちづくりの懇談会は、多くの皆さん方に今課題になっておりますこの地域の防災について共に考えていただく機会にしたいということと、それから具体的に進めております町の防災計画の見直しについて考え方の説明を申し上げてそれぞれご意見を聞くということと同時に、この防災というものを改めて自分のこととしてより一層関心を持っていただく、身近に感じていただくということで、そしてまた有事の折には自分として何を成すべきかということも含めて関心を持っていただくということを主眼にして広くご意見をいただきながら、防災計画の見直しについてのご意見を賜ることを目的として実施を致したわけでございます。以上であります。

久保島議員

そういう目的で開催されたとしますとですね、まあなからですね目的は達成されたかなというふうに思います。ただですねその防災計画の内容についてご理解をいただくということになりますとですね、資料がちょっと貧弱だったかなというふうに感じるところでございます。パワーポイントの資料がですねだめだというわけではありませんけれども、その前段の計画の体系とか概要とかっていうところはまあ簡単にしてですね、被害想定だとかその防災計画のもうちょっと細かい細部ですね、その辺のところをもう少し丁寧に記述した説明資料が欲しかったなというふうに思ったんですね。またあの3.11の津波の映像、それからあの地域防災計画の設立への推進といったようなDVDですね、あれは多少ちょっと違和感があったなあとというふうに思います。まああのあれらのDVDのおかげでですねその自主防災会ですね充実・拡充っていうことについて圧力がかかったようなそんなふうには私は感じたんですね。で、もちろん参加者の多くの方ではですね自分たちのことは自分で守ると、それから行政におんぶにだっこはもうできないよ、それから安全は行政から享受されるものではないというようなことはですね認識されているというふうに感じました。何とか対策をしていきたいというふうに思っているんだけれども、そのためにどうしたらいいのか、何から手を着けていいのかっていうことが戸惑っているのではない

かと、その点を行政から指導・援助を求められているというふうに思いました。で、自主防災会はですね既に飯島町では各耕地・自治会にあるわけでございます、それで新規に立ち上げるわけではありません。しかしこの中身が整わないうちにですねあの名前だけ作ったというような形がどうしてもあるものですから、まあ行政側からたぶん作ってくださってお願いされて作ったんだというふうな認識があるものですから、どうもいまひとつうまく作動していない、動いていないということがあると思います。一方その中でですね同僚議員も参画しているんですが、南仲町の耕地はですね耕地の組織とは別建てで防災会っていうのは存在していますね。で、リーダーは長年勤めていまして、その方の思いから先ず救出に必要なものということで、チェーンソーとかバールとかジャッキとか鉄の棒とか、そういったものを備蓄、自分たちで始めたと、で、これからはですね消火器が大量に必要なようになってくるっていうようなこともおっしゃっておられました。で、この活動はですね元々広小路の除雪作業から始まったんですね。現在はあの近所の企業とか事業所等も除雪を行っていますので、そのお礼金がもらえているんですね、普通ですとお礼金を多分懇親会などで一杯飲んじゃうと思うんですが、そこは違ってまして、そのお金を貯めておいて必要な備品を買っていくというふうなことを進めていたわけですね。一方昨年なんですが、本一耕地、これも同僚議員が関わっているんですが、宝くじの助成金を使ってですね早く防災設備の充実を図ったということもありました。ここで特にですね隣組に無線機を1台ずつ配備したというふうな取り組みをされたと、まあこの無線機については多少あの規格の関係でうまくいかないところもあったかもしれませんが、この取り組みについては非常に評価されると思います。こういう取り組みがですね行っていければ地域自主防災会の見本だと鏡だというふうに思うわけですね、これが全町に広がっていけば鬼に金棒ということです。で、この防災計画の見直しが完了した折にはですね、この南仲町の自主防災会の取り組みとか、本一の取り組みとかを事例発表に引っ下げながらですね各耕地に行って自主防災会の充実っていうことを訴えていけば、これはもう身近な例でするので非常に分かりやすく取り組みがし易いというふうに思います。これはですね、ただ次のステップだったというふうにだと思っただけですね。で、今回は見直しを行いますって言う、で、ご意見はどうですかってさっき町長もおっしゃいました。そういうことですので、地域のことは地域でやってくださいっていう投げかけをしちゃうとですね、どうしていいのか今迷っていると、消化不良を起こしちゃっているということを感じています。町長は今回の懇談会で防災計画のですね見直し案、これがですねその趣旨それからその他のですね目的等が参加者の皆さんにご理解が得られたというふうにご認識されたんでしょうか。

町長

まあ前段あの例を挙げていろいろお話をお聞きしましたが、結果的に今度の懇談会が趣旨が生かされてその理解を得られたかということのご質問でございますが、あのまあ約250名、4会場でございましたけれども出席をいただきまして意見懇談いただきました。あのなかなか意見を出せなかったという空気もあったようにもお聞きしておりますけれども、それでもあの私も各それぞれの分散会に出席をさせていただいて、あのその限りでは全員の方がまあ一言ずつなり自分の考えを述べていただいたということで大変有意義であったなあというふうに思っております。であの、今お話ございましたがあのこの防災計画、特に自分たちの何をなすべきかということを押し付けこの理解をしてくれという趣旨

でもって臨んだわけでは決してございません。関心を是非持っていただいて、そして折には自分として何がなすべきかということも含めて、町はそうしたご意見をお聞きして防災計画全体をひとつ見直していくんだと、作り直すということの趣旨でございますのであのまままだ道半ばでございます。そうしたことも踏まえて、これはあの言葉で言えばまあ自助、共助、公助ということで、防災対応も当然そうした役割分担でやっていかなきゃならないわけでございますので、ただあの耕地・自治会によってはあのその耕地そのものの組織と自主防災会の組織が別にあるんだよということもあるようでございますけれども、基本的にはこれは区であり、それから日常の組織構成であります耕地なり自治会というのが母体となって地域の自主防災会っていうものは成り立つことが一番いいのではないかと考えております。それからあの内容的にもハードの面とソフトの面あるかと思っております。当然あの今ハードの無線機の問題やいろんなあの機械器具のこともございました。これはあのこれまでもある程度自治補助金等も活用する中で充実してまいりましたけれども、今度はそういうことも含めて一体的にこの防災計画の中で町が支援をして自主防災会を育成していく充実していくということの役割についてはまあ町もこの防災計画の中で十分位置付けをしてやっていきたいというふうに思っております。まあいろいろあのご意見いただきましたけれども、総体的にはその防災に対する考え方というのは今度の東日本の震災の契機以降、いろいろ計画の見直しに対する趣旨も含めてご理解はいただいたかなあというふうに思っておりますので、今後その対応を防災計画の見直し作業ということの中で進めてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

3. 11以来ですね防災計画っていうことに対して、地域防災ということに対してですね非常に関心があるということでございますので、是非ともですねその関心に町長以下皆さんが答えていただくということでいっていただきたいというふうに思うところでございます。そこでですね今回の防災計画の見直しのこととですね、それからあの今後どういうふうに進めていっていかうことと懇談会の中でも話が出てまいりまして、今年度の防災訓練、これをどういうふうな位置付けにするかということでございます。で、まあ防災計画の見直しに沿ったものにしていくにはですね少々時間が足りないなあというふうに私は思っているところですね。で、まあ各自主防災会で計画を立ててもらったりですね避難所を設定し直したり、避難経路を設定したりということになるとですね、かなりの時間が要するというふうに思うところでございます。で、問題点は無いわけではなくて、今までそのいろいろな訓練をやってきて課題が出てきておりますが、それをクリアだんだんして行って防災計画の見直しに結び付けていくんだよということであれば、またそれは別な訓練の内容的になってくると思うんですね。で、昨年度まで安否確認ということを主眼に置きたいわゆる私から言わせれば見せるための訓練というふうに感じているんですが、それよりも実際に避難所に避難する経路を、避難するといった訓練にですね主眼を置いたものにしていってほしいというような声もですねまあ懇談会の中にもありました。段階的に今年はこのままで来年はこのままでっていうふうなステップ的に考えていくということもできるでしょうけれども、まあ先程申しましたが実証実験をしてだんだんにレベルアップしていくということも大事なんだろうけれども、いずれにしても住民の皆さんがこぞって参加できるような、そんなものにしていけたらというふうに思っているんですね。そうしますとその防災計画の見直しを進めていく中で、この今年度の防災訓練というものの位置付け

町 長

をどういうふうにするか、その辺の日程的なものとですね今後の防災計画のスケジュールですね、をどんなふうに捉えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

まあ防災計画の見直しの過程の中で具体的にまあ今後、特にまあ今年度以降でございます。その日程と訓練の日程と今後のまあ内容、考え方でございます。飯島町地域防災計画の素案の概要について今回まあ説明を申し上げて、町民の皆さん方のいろいろとご意見をいただいてまいりました。特にあの出された、また整理をしてまいりますが、各地区からのおけますご意見としては、この被害の想定がどんなふうになるのかといったようなこと、それからそれに対するまあ避難の方法の問題、それから自主防災組織の強化の問題、要援護者の安全確保、今もお話ございましたけれどもその問題、それから安否確認、それから防災訓練の実施方法の例えばこれはあの昼間、早朝には限らないよということでございます、土曜、日曜、また深夜と昼間では全然災害の対応も違ってまいりますのでその辺の問題、大変あの多岐にわたってご意見をいただきましたので、それらを参考にしながらまたいろんな想定の中で防災計画の中に位置付けていくということが必要だろうというふうに思います。で、今後はそれらを整理をいたしまして町民の皆さん方にこれもお示しをして浸透していかなきゃならんという形でございますが、再三申し上げておりますように、このことはあの今後町の防災会議というものを充実をして、そこでまあ方向付けをして決定をしていくと、これはあの災害対策基本法からも位置付けられておる1つの組織制度でございますので、それに則ってやっていきたいというふうに思っております。当然のことながらこれはあの1回だけでその計画を策定しましたというわけにはまいりません。複数回の審議を重ねて、そして出来ればまあ秋頃には1つの成案をもってお示しをしたいと、決定をしてまいりたいと、お願いしてまいりたいというふうに思っております。ただあのなかなか原発の問題他すぐに国でも方向付けができない部分も現在あるわけでございますので、そうしたことについてはそれ以降都度必要に応じて見直し改定というものも行いながらやっていく必要があるだろうというような考え方を持っております。

それから訓練の実施の内容でございます。確かにあの今まではそれぞれの地域の区長さんはじめ総代さんはじめ取り組んでいただいておりますけれども、ややもするとまあマンネリ化した訓練のための訓練というようなことも否めないわけでもございません。ただそうしたことはあの訓練主体ももちろんそうでございますけれども、町民の皆さん方が一番強くそのことはこれでいいのかというふうに思っておっていただくんではないかというのを今度の懇談会を通じてもわかりましたので、ただこれはまああの毎年早朝にやっておりますけれども、本当の実戦的な対応については真昼間の問題、あるいは土日によってもまたここに居住しておる町民の皆さん方の居住環境というものは全然違ってまいりますので、その辺も想定しなきゃいけないわけでございますけれども、なかなか実質は難しいということでございますので今年は一応例年に準じて9月2日日曜日を一応想定をいたしました。まだあの内容についてはあの区長さん他、その内容に十分まだ位置付けてございませぬけれども、いずれにいたしましても少し今までと様子を変えた形でやっていく必要があるということ、それからまたそれをステップにして次年度以降もまたいろんな角度からしていく必要があるというふうに思っております、またあの十分またお願いして協議を重ねてご提案申し上げてまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても若干これは

久保島議員

現実的な訓練をしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

是非ともですね現実に沿った訓練がなされるということを希望いたします。それではですね2つ目の項目にまいりたいと思います。まあ懇談会のところでも触れましたけれども、現在町民にこの提供されている情報っていうのがですね十分なのかなあというふうにちょっと疑問を感じています。懇談会の資料にもですね今年度の予算概要っていうのは配ってもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。それから地域防災計画の見直しの概要もまあ全部じゃなくてもいいんですが、その被害想定の部分とかその辺のところはですねお配りした方が解りやすかったかなというふうに思います。まああのインターネットを使えばですね町の財政健全化指数等が取得できますけれども、まあ現在ですと平成22年度分ですね、だけど起債残高とかですねまあ借金返済の部分ですね、それから返済計画っていうところがちょっとよく解らないんですね。でまあ数字的なものもそうなんですけれども、じゃあその事業が何に使われたのか、何に使うつもりなのかっていうことですねよく解らないということがよく私も聞かれています。そこでまあ必要なものまで削減をして、で、基金をね増やしていくっていうようなこともどうなのかなあというふうなことも聞いております。まあ人間で例えれば食事もろくにしないんですね貯金をして、まあエンゲル係数は下がってきますけれども、貯金も増えていくけれども身体はですね栄養失調になってしまっって重篤になるということでは困ると、町にもですね栄養剤が必要なんじゃないのっていうことも聞かれています。で、まあたぶんですねその町の将来っていうことを心配してということだろうと思うんですが、そのこの火の消えたような街の中とかですね、それからバイパスが開通してどうなるのかということの他にも、町の財政状況がどうなるのかということもですね心配されていると思います。そのような方々にはですねやっぱりある程度の資料っていうのを配布する必要があるだろうというふうに思うんですね。でまあそこで私がですね以前にちょっと申し上げた中学生でも解る予算書っていうのをですね再度提案をしたいというふうに思っているんです。中学生でもっていう言い方はですね昨年のことも議会の折にですね、あこれはちょっと子ども達の方が認識が高くてですね表現としては適切じゃないかと思いましたが、まあちょっと分かりやすいのでそんな表現をさせていただいておりますが、まちづくり懇談会に参加するような方はですねやっぱり認識が高いと、でその方々に配布するだけでもいいかなと思っているんです。まあ中学生にはもちろんあの副読本として配布して何かに使ってもらえれば非常にありがたいんですが、見もしないものを作ったというのがあるというようなことをよく言われてですね、そんなことそれで批判を受けたくないというようなことで前回は再検討じゃなくしてお断りっていうんですかね、あったんですが、まあそんな非難するような人には配らなくていいと、欲しいという方に配ればいいわけでございます、まあ後半の部分にですねいわゆる資料として昨年度の決算状況と健全化指数を載せるということになります。1冊にまとまるわけですよ。だからタイミング的には予算が成立した後ということになると思います。まあイラストやですね写真を取り入れて分かりやすいものにすればですね必ず喜んでいただけるというふうに思います。あの昨年作成した「人と緑輝くふれあいのまち」第5次総合計画の冊子がですね非常にいいものができましたよね。あれをやったり参考にしてですねあんなような感じで作っていただければ価値もあるし喜ばれるというふうに思いますが、まあまた再度言いますが中学生でも分かるような予算書、決算書って

いうのを作成っていうのを再提案しますが町長いかがでしょうか。

町 長 あのご質問をいただいてあのお答えをする前に、ちょっと議長さんの許可を得て確認をさせていただきたいと思えますけれども議長さんよろしいでしょうか。

議 長 はい。

町 長 あの中学生でも、まあ情報公開は十分にということで当然あの趣旨はわかります。中学生でも分かるような予算書、今決算書というような言葉も出ましたけれども、今あの質問をお聞きしていただきたい理解はできる内容的には理解できますが、この予算書の内容を中学生でも分かるようにというふうにおっしゃったのはあの予算編成をして、予算書というのは議会に提出して議決をいただくのが予算書でございます。今、久保島議員のおっしゃっておるのはこの予算を補完をするいわゆる付屬書的な説明書、概要書のことを指しておられるんだかどうかということをおっしゃって確認をした上でお答えをさせていただきたいと思えます。

久保島議員 全くその通りでございます。補完書のことでございます。

町 長 それでは2つ目のご質問は住民への情報公開を十分なされているかどうか、特に中学生も解る予算書の再提案ということでご提案をいただいております。町の予算に関する情報公開でございますが、住民の皆様様に納めていただく税金などの使い道を明らかにしなければなりませんので、このことは大変情報公開というものには重要な意味を持つというふうにも私も認識をしております。町の職員全員がその思いでございます。予算のこの情報提供について全国的にまあいろいろあの聞いたり調べてみますと、解りやすい予算書としてその付屬書として50ページを超えるものや、中には200ページにも及ぶ資料を作成している自治体もいくつかはあるようでございます。より細かな内容を公開することも大切だというふうに思いますが、簡潔にこのポイントを絞った情報提供を行うことも住民の皆様様に予算の内容を知っていただくという本来の目的から考えますと有効な手法の1つではあるろうというふうに思いますが、要はこれはあの知りたい方とそれからなかなか一律的に配っても理解を、理解というかそのややもすると無駄な資料になってしまうというようなものもあるのではないかとこのように思っておりますが、なかなかあの難しいところでございます。従いましてあの町ではこれまでもこのやってまいりましたけれども、必要に応じてこの付屬書的な説明資料、あるいはまた情報公開の面では有線テレビやインターネットやそれからその他広報紙も通じて、できるだけ分かりやすくポイントを絞って詳細にという考え方の中で行って公開してまいりました。それからまたあの内容的にもあの文字だけでなくですねグラフや図面等も入れたりして、それから中学生の皆さん方にもあの特別一律的な予算の内容を求められるということはありませんけれども、場合によってはあの学習会や清龍祭へのこの研究成果のひとつの発表の資料として町の姿、予算というものも取り上げていただいておる機会も今までもあったように思っております。大変あの関心を持っていただくことはありがたいことだというふうに思っております。従ってあのできるだけ情報公開に努めてまいりますが、基本的にはあの今のこの公開の内容というものを踏襲しながら、それでよりあの具体的に必要な方についてはその内容というものを場合によっては出前講座でも結構ですし、それから学校の子供達についてはまた先生とも教育委員会ともご相談をして資料配布も含めて、町の様子を分かっているということの意味から更にまあ充実していくことも考えてまいりたいということで

ありますので、再三ご質問をいただいておりますけれども一応50ページも100ページも200ページもなるようなこの説明概要書というものを今町で別に作ってというようなことは考えておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思っています。

久保島議員

必要に応じては資料提供をしていただけるということでございますので、それでは必要のある方は請求すれば作っていただけるということだと思えます。できるだけですね情報を欲しがっている方には適切な情報を出していただきたいというふうに思っています。町長今お話の中で有線テレビの話が出てまいりましたが、5月10日付の信濃毎日新聞によりますと高森町ではですね今年度の予算説明をユーチューブに配信したとこういうふうには報道されておりました。私もちょっと見ておりました。熊谷町長がですね概要説明をしてですね、それで各課の課長が登場して関連の予算等について説明していくという内容でございました。5つのブロックに分かれていたというふうに思っています。で、アクセス量はそんなに多くないんですけども、情報公開の姿勢っていうことでは非常に評価がされているということでございます。まあこれはケーブルテレビ用に撮影されたものをユーチューブにアップしたということらしいんですが、その桜の木の下ですね町長がこう説明をしているんですよ。要するに机に座って説明しているのではないということもまた好感を持たれたというところで評判があつたんだというふうに思っています。1月のテレビ朝日の全国放送、同僚議員からも質問がありましたが、人生の楽園の放送の時にはですね非常に前代未聞のアクセスがあつたということで、インターネットの威力っていうのはですねかなり素無視できないというふうに思っています。今、フェイスブックやですねツイッターなどのソーシャルネットワークに関しましても盛んでございまして、私もちょっとフェイスブックやっているんですが、意外なところからコンタクトがあるんですね。で、非常に反響が大きいということでございますので是非その辺もお考えいただけたらなあというふうに思っているんです。今おっしゃったようにホームページもですね是非とも充実させていただきたいというふうに思うんですが、先ず最初にですね、来年度は予算・事業計画に対しまして町長・課長がですねケーブルテレビの説明をさせていただいて、それを録画してユーチューブにアップしていくということ、先ずそこからやっていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

町 長

あの様々な町の姿、行政情報というものを公開していくことは今申し上げておりますように大変重要なことであるというふうに思っております。それからあのいろんなあのメディア、媒体を通じてやっていく必要があると、特にあの最近のこのインターネット社会の中に電波に乗せてということも思っておりますし、あの町では今、「いいじま未来飛行」という番組を1週間交代で更新をして有線放送の中でお知らせをしていろいろと取り組んでおります。いろんな課題についてやっておりますがこれを既にあのインターネットホームページへ乗せてですね、どなたでも何時でも見れるような形にしてやっておりますし、それからあの予算のまあ説明につきましてはいつも区長総代会の皆さん、あるいは四区連絡協議会の皆さんの折りにも理事者あるいは担当課長それぞれ説明をしたりして、それから当然のことながら町民にはいろんな広報や有線やということによってやっておりますけれども、ただまあ野外でこの車座式にという1つの感覚的な問題は今お聞きしましたけれども、あのいろんな面でやはりあのインターネットの活用も含めてやっていく必要があるということでございますので、来年の予算を今町長自らこの役場の芝生の上でどうこう

総務課長

いうことはちょっとまたこれから検討いたしますけれども、できるだけインターネットを含めた情報公開に努めてまいりたいと、今具体的にいろいろ検討しておりますのでちょっと総務課長の方から補足してご説明申し上げます。

検討というか現状等々をお話させていただいて、また新たな考え的なことも含めましてお願いをしたいと思いますけれども、今あの町長が申しあげましたようにインターネットを活用しまして町の情報を周知していただいておりますけれども、そのホームページの他にですがあの議員の皆さんの中でも活用されているかと思いますが、携帯のメール配信サービスこれをやっております。まあこれはあのホームページに載せております町の情報、それからイベント等の情報でございますが、まあそれに付け加えて先程も話のありました防災それから防犯的な情報も含めまして携帯への電子メールで配信をしておるこのサービスがやっております。まああの町のあの情報からイベント情報、毎週1回やっております。それから防犯とか防災関係につきましては緊急な情報につきましては随時やっております。配信の内容につきましては広報、文字放送でお知らせしたのも配信しておりますし、この電子メールそれからホームページ、通常活用されていない方につきましてもこの電子メールですかこの方に加入していただくと新しい情報が適宜情報提供をさせていただくというように考えておりますので是非活用をしていただきたいと思えます。それからですねあのまあごく最近でございますけれども、定住促進の方では先程お話がありましたようにフェイスブックそれからツイッター、まあブログも含めてですがこれを始めたところでございます。ですので、まあ町の情報まあこれ予算に限らないことでございますけれども、適宜配信してまあ定住につなげるということも含めてやるようになっておりますので、まあそこら辺も是非活用していただけたと思えますし、あの現在使われているものがまだ100%活用されていないという状況もございますので、そこら辺も含めましてまた新たなことも検討していきたいというように思っております。以上です。

久保島議員

是非ともですねメディアをうまく使っていただきたいというふうに思うところでございます。3番目にまいります。再び新聞情報なんです、5月13日の長野日報によりますと箕輪町はですねWHO世界保健機構からですねセーフコミュニティに認定されたと、認証式と認証祝賀会が行われましたという報道がございました。セーフコミュニティに認定されているのはですね、国内では4市町だけということですね。世界でも274ということございまして非常に稀有な取り組みということでございます。まあセーフコミュニティとはケガや事故ですね、それは偶然の結果ではなくて予防できるという観点から地域住民と行政関係機関がですね共同して、地域のだれもがいつまでも健康で安全に暮らせる町をつくろうという取り組みでございまして、まあ噛み砕いて言えば転ばぬ先の杖ということでございますかね、そこで箕輪町は平成21年12月の議会で平沢町長が認証取得宣言というのをやしまして、それから取り組みが始まったということです。高坂町長もですねあのマニフェストでもそれから普段からもおっしゃっておられます。安全安心のまちづくりということをおっしゃっておられますので、この辺の検討をされた経過があるかどうか先ずその辺をお聞きします。

町長

3つ目のご質問はセーフコミュニティ認定の問題でございます。箕輪町がWHOからの認定を受けたということに関してのご質問でございますが、その検討経過でございます。町といたしましてもまあセーフコミュニティの今おっしゃった安全安心なまちづくりの

この趣旨には賛同できる私自身も思うわけでございますし、またあのそのことをいろんな形の中で安心安全な地域づくりというものを健康面も含めて様々な対策として講じて今取り組んでおることはもうご承知のとおりでございます。このセーフコミュニティの認証というものはそれを集大成して国際的にまあ認めていただくということのまあひとつの手続きでございます。箕輪町のこの認定に至るまでの経過はいろいろあったようでございすけれども、いずれにしてもまあプロジェクトとして立ち上げて3年を経過をしながら、またそれに掛かる費用も今まで全体ではまあ金額をことを申し上げますと、お聞きしますと13,000,000ほどまあひとつの掛けてそうした手続きを経てきたというふうにお聞きしております。それからまたなかなかあのそうした表向きな面と同時に、今後の3年ごとにまあ更新をしていかなきゃならないという1つの手続きもあるようでございまして、その都度またかなりのお金も掛かるというようなことも前のあのISOのいろんな環境の手続きもそうであったと思えますけれども、同じようなこともあるわけでございまして、であの要は町自身がどういうことでこの安全安心な地域づくり組織づくりというものを町民の皆さん方のご協力を得て町が行政の中で進めていくかという、そのことをしっかりきちんとできるかどうかということでございますので今、町としましてはそういう方向で取り組んでおまして、いろんなことを考えながら、従ってあのいま箕輪からこれ認定があったんでこれはいいことというような考え方はすぐ飛び付いてどうのこうのということではないと思えますので、今までも検討した経過は至っておりますということをお聞きしたいと思います。

久保島議員

検討した経過はないと、それからこれからはするところはないということでございますので、そんなふうにご捉えておりますが、あのこの取り組みはですねまあ全国の11の自治体ネットワークというのがございまして、そこでもですね要するに災害時の支援体制っていうのも項目の中に取り組んでいくっていうことを言っておるわけですね。で、現に箕輪町はこの取得を目指している愛知県の幸田町というところですね、災害時の相互応援に関する協定っていうのを結んでまいりました。で、これでまあセーフコミュニティ協定は防災・防犯だけではなくて、交通事故や自殺ももちろん先ほど町長おっしゃいましたように病気とかということも全部含まれておるところでございますので、従いましてその行政・警察、地域、家庭、学校、企業などみんな含まれてくるわけでございますので、非常に幅広いものになってくると、これがですねやっぱり地域防災を進めていく上での根っこの部分になってくるんじゃないかなと思います。で、地域防災計画を進めていくという上ではですねこれ非常に有効な手段ではないかなと思うんですが、もう一度町長この辺の取得に対してですねまあ費用も掛かるということでございますが、その点からはいかがでしょうか。

町長

まああの更に今後取り組むべきというようなご提案でございますけれども、この今お話にございましたようにこのセーフコミュニティというのは事故などによるケガはもちろんでございますけれども、そうしたことを偶然の結果としてでなくて事前に予防できるというような1つの取り組みが大変まあ評価できる場所だろうということではありますが、その他には交通安全の問題だとかそれから職場の安全、農作業の安全等々まあすべて広範囲に及ぶわけでございます。最近でできておりますのが今お話にございましたように地域防災に対するこのセーフコミュニティの問題も当然位置付けられるということござい

ます。であの町はそれぞれ個々の分野で担当は違いますけれども、そうしたことをひとつになってこの安全安心なまちづくりという第5次総合計画のひとつのポジションの中で体系付けて今取り組んでおりますし、それから防災の問題につきましても今回の防災計画の中にそうしたことを連携してまあ入れていく必要もあるというような考え方をしておりますので、当面は今のこの課題の中に沿ってまあ町独自の考え方で進めていきたいということでございますので、今この国際的なWHOの認定を受けるその手続きとして準備をしていくということは今のところは考えておりません。

久保島議員

是非ですね町民の安全安心のためにご努力いただくということでよろしくお願ひしたいと思います。4番目にまいります。またまた新聞によりますと5月18日の長野日報なんです、駒ヶ根市ではライフライン等の公民連携に関するワーキングチームを立ち上げたということで、9月を目途に方向性を出すということでございます。公民連携というのはあまり聞き慣れない言葉なんです、まあ従来はたぶん官民連携と言っていたのかもしれませんが、まあ官民だとですね官僚の官の字であんまり感じがよくないということなんでしょうか最近公民連携と言うようになったんでしょうか、それともまあ第三の公共事業ということで公共サービスというのがありますが、それを民間と連携してやっていこうという意味で公民連携となったのか、その辺がちょっと説明が分からないんですが、それでもたぶんですねそういうことではないかということです。で、駒ヶ根市では国のモデル地域指定を受けてですね昨年発足したワーキンググループで基本方針として地域経済の活性化、雇用の確保、行財政改革、安心安全とサービス向上、それから災害対策、こういうものを含めて料金徴収等の窓口業務も、それから料金算定とかですね、それから徴収とか検針業務、その辺を一体的に地元の企業に委託していこうというような方向性でいるようでございます。町もですねいろいろの業務委託をしておりますけれども、この辺について公民連携の手法導入ということを検討した経過がございますでしょうか。

ちょっと時間がなくなってきましたので4の2もついでに言っちゃいますが、まあ町は今、事務事業という部分でですね事業の一部を民間も含めて委託をしているんですが、まあ公民連携という一体的なものではないというふうに思っています。で、私も時折あの民間委託を推進すべきということではあるんですが、まあこれは行財政改革の一端としてということでも言ったんですが、まあよく考えてみますとですね、あまり触れてきませんでした。地元の業者の育成・擁護ということもですねこの公共事業が少なくなってきた現在やっぱり必要なことなのかなあというふうに思っております。まあこの業者さんが残っていないとですね、まあ災害発生するときにはですね非常に苦慮してしまうようになってしまいますので、是非ともですね残っていくためには必要だと思っております。で、1社で難しければ企業体のようなですね受け皿を作ってもらってそこに委託することでもいいだろうと、まあ現にあの下水道なんかについてはですね管理運営は民間業者に任せているわけでございますので、それをだんだん深く広げていくという形で考えれば不可能ではないというふうに思っています。まあ料金算定とか徴収この分野をですね、いわゆる聖域として守ってきたと言うとおかしいですが、聖域としてはしないでですねそこも含めて全部委託ができないかと、まあ業務委託から更にレベルアップした公民連携導入ということについて検討されないかというふうなことでお答えをいただきたいと思いま

町 長

それではあのご質問の公民連携手法の導入のことについて、2つの質問一括してお答えしてまいりたいと思いますが、今あのご質問にございますこの公民連携、新しい行政手法のひとつであるということでございます、だいがあのいろんな考え方の上に進んでおけることは事実でございます。であのご理解いただきたいのはこの公民連携、1つの枠組みはあるわけでございますけれども、やはりあの町も含めて今まで進めておりましたあの外部委託をできるだけ民にできることは民でやっていただきたらというようなことの行政改革の一環的な部分もございまして、それから最近のこの指定管理者制度の問題、それから公設民営のこの取り組みの問題、等々みんな広い意味ではこれはあの公民連携手法の1つであるというふうにと捉えておりますし、あのそういう定義になっておけることは事実でございますので、町もいろいろと今までも、例えば定住促進のことについてはこの協議会というようなものも含めて、あるいはまた6次産業今いろいろと町は進めておりますけれども、そうした意欲のある地域の取り組み皆さん方の知恵と力を借りて行政とタイアップしてまあ1つのことを進めて成果をあげておけるというような事実もございまして、それからあの手法としましてはあの上下水道の外部委託やそれから移管の管理の問題もございまして、特にあの今上下水道あたりでこの官民公設、もう検針から料金計算から全てあの企業に任せているというようなことが、ここ駒ヶ根もそういうふうになっておりますし、伊那あたりはもう別室設けてああいう形でまあ料金徴収を進めておりますが、まあそれはそれであるのよろしいだろうというふうに思いますが、あの方向としては飯島町もそういう方向でとは思っておりますが、やはりあの生活に密着するその基本的なインフラ的な部分についてはやはりこれは行政自らが責任でひとつやっていくことも、これは安心安全な責任であろうというふうに思っておりますので、まああの久保島議員もいろいろの例を示されておりますけれども、今のこの形の上に更にまあ、この聖域なきというふうに思っておりますが、どういふところがどういふ有利性があり現状では取り入れ実績があるというようなこともまた折に触れてご提示をいただいてですね、共にあの研究していただければというふうに思いますが、私共も方向としてはそういうふうにも考えてまいりたいと思っております。

議 長

6番

北沢議員

6番 北沢正文 議員。

それではあの一般質問を行いたいと思いますが、私の質問の中にはあの節電のこともありますので、ちょっと1枚上着を脱いで、まあ節電な意味でも演出をしてから発言させていただきます。今回の質問でございますけれども、道路に関するものでございます。まあ町長の答弁が長いということでまああのありますが、私のこの質問についてはまあ町長の熱い思いをしっかりと語っていただければ私の答弁になると思っておりますので、しっかりとやっていただきたいと思っております。まあ当町はこの地形的には伊那谷の真ん中に位置して、古くは陣屋が置かれておまして、まあちょうどあの伊那谷の中でもこうまあ両方の山が迫ってきているというようなこんな地形がございます。で、まあ町の中を流れる川は暴れ三流の内のまあ与田切川、中田切川、更には天竜川や前沢川などの河川が深い谷を築いておまして、交通ひいては交流の妨げになってきたところでありまして、今日まだまだ改良の余地はあるもののこれらの河川に橋が架かりまして、クルマ社会に対応できる交

通環境が整いつつあります。道路は今更申し上げるまでもなく町を形成する骨格であります。この建設には大きな財源を必要とし、土地の協力も得なければなりません。一長一短にできませんのでまあイメージとしては当町のまちづくりの背骨たる道路開発に時間が掛かったということでしょうか。しかし今日、国道、県道、町道の建設が進み、長年の懸案事項が達成されようとしています。町長の言い方で言いますと蒔いた種が長年の時を経て花が咲く直前まで来たとまあこういったところではないかと思えます。町の背骨が実際に姿を見ることができるようになりました。そこで今回はこの大きな変換の時期だからこそ道路の問題について町長の所信を伺いたい、こう思います。林道を除きました国道、県道、町道など管理者の別を問わず全ての道路について町長の考え方を伺いたいと思います。最初に国道に関する件であります。最近のニュースで長野県知事は中央リニア駅の県内建設に関連して国道153号の塩尻までの国直轄編入を国に対して申し入れたとあります。で、関係市町村にも足並みを揃えるよう申し入れがあったとされていますが、このことに関し現在伊南バイパスが飯田国道事務所によって直轄で工事が行われておりますが、町長はこの塩尻までの153の長野県内の、まあ下伊那の方については一部国直轄があるわけでございますけれども、この全線直轄編入についてどのようにお考えでしょうか。バイパスの全線開通に向けてよい影響があるのでしょうか。またそれらを受けて全線開通の見通し、このまああの特に伊南バイパスでございますけれどもこの開通の見通しについてはいかがでしょうか。

次に国道に関しては現在の町の中を通過している153、この道路があるわけでございますが、この道路の存在も町にとってはいわゆる町を形成する重要な路線であることに変わりがないわけでありまして、今後特にバイパス開通後の維持関係についてどのようにお考えになっているか一定のお伺いしたいと思います。

町長

それでは北沢議員からは今後の国・県道あるいは町道も含めてこの道路網の基本的な考え方についてのご質問でございまして、順次申し上げてまいります。先ず最初に国道153号、この国直轄管理に対する町の考えでございます。ご承知のように国道153号は中京圏、まあ名古屋でございますけれども、これとあの塩尻市を結ぶ国土の中部圏を横断する重要なまあ広域幹線道路網の1つであるとともに、伊那谷を南北に貫く中央自動車道の一部には代替機能を有する大変生命線であるということございまして、当然のことながら町にとっても重要な産業、経済、生活の道路の役割を果たしておいただくものでございます。そこでこの県内の区間における管理につきましては一番南の端の根羽村から飯田市までが国交省、要するに国土交通大臣が直接管理をする直轄管理区間ということになっております。それから飯田市から塩尻市までが長野県が管理する区間となっております。それぞれの建設事務所が担当しております。当然のことながら上伊那管内は伊那建設事務所の管理ということになります。そこで伊南バイパスでございますけれども、現在これはあの本来県が管理すべき道路とするべきものを逆に今度は国の直轄の権限代行という事業でございまして、国が直接に直轄で整備を今現在進めていただいております。今のご質問でございまして、今の考え方からいきますとこの供用開始後には同じように長野県が管理をする伊那建設事務所の管理下になるという形になっておるわけでございます。それからまたあの沿線における改良計画につきましても伊南バイパス、あるいは今言われております生馬アルプスロード等の計画や、管理主体施行につきましては長野県が今後進めて

いくということでございます。それでご質問の塩尻までのこの直轄管理区間につきましてはこの度のまあ大震災との教訓の問題、それから特にあのリニアの問題、今お話にございましたけれども、これとのそのアクセス・アプローチとの問題もありまして、非常にあの一貫して管理をしていくことがどうしても必要であるという気運が最近特に盛り上がって参りました。そこであのこの国家的なプロジェクトであるリニアのことも含めて、それから災害時の代替機能の問題も含めて、今、関係する市町村挙げて国の直轄指定区間に編入ということで運動を進めておるわけでございます。私もまあ当然のことながらあの一員として伊南バイパスの期成同盟会の会長という立場もでございます。県あるいは国に対して折りあるごとに共同歩調の中でこの管理区間の変更を国の直轄に向けての今要請活動を進めておるところでございます。長野県も非常にあの前向きに捉えていただくようになりました。5月の29日には直接県の建設部長さんが管轄する名古屋の中部整備局の方へ出向いていただいて、それからこの6月5日つい先週でございますけれども知事が直接国交省あるいは政府の方へ出向いていただいてこのことを要望をいただいております。あの新聞にも出てご承知かと思えますけれども、少しまああの感触としては時間は掛かるけれどもその趣旨はご理解をいただいたということで、大変あの力強く感じておるといふうに今連絡も入っておりますので、今後とも一層その実現までのお願いを進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

それから今進めております伊南バイパス飯島工区のあるいはまた駒ヶ根に連結する今後の見通しでございますけれども、今進めておりますこの飯島工区5.0キロメートルにつきましては本年度、できればまあ年内までに供用開始をお願いしたいということで今取り組んでおるところでございます。それから次の南割の交差点までこれは0.8キロ、800メートルあるわけでございますけれども、これもあの26年度中に暫定供用開始という形ですでに公表になっておりますので、今鋭意その工事促進をお願いしております。それから最終的な駒ヶ根区への接続につきましては、これは1.8キロメートル残るわけでありまして、これも一部にはもう既に工事もピーア等打って始まっているわけでございますけれども、これはあの表現では平成28年度以降という形の中で位置付けられておりますけれども、まあ是非1年でも1日でも早くつながるようにお願いをしてというのが私どもの今期成同盟会ではもちろんでございますけれども、地域住民の皆さんの1つの強い願望でございますのでそんなことで進めてまいりたいというふうに思っております。当然のことながらあの今、今の考え方でいきますと全線開通後でも今のルールからいきますと全線が県管理の中に置かれるという形になりますけれども、一部にそれまでにまあ完成までにこの直轄化が事前に出来ればまた様変わりした形の中で進んでいくというふうに思っております。現状はそういうことでございます。

北沢議員

質問の中で後ほど再確認をさせていただきたいと思いますが、質問はいわゆる直轄編入、私としては今後頭の中で考えますと塩尻までの直轄編入をした方が伊南バイパスの工事にいい影響が与えるんじゃないかと思えますけれども、その辺の感触のお話がありませんでした。それともう一つあの現状の今の153の管理方法についてまあ何らかのこの今までの中での変更やそういうことが考えられるのか。それとも町の希望としては当然まあ私としては国道としてそのまま維持されるのが一番いいと思っております。まあそ

町 長

こら辺の何かの動きがあるのかどうか。まあ現状まあ今日の状況ではまだ分からないと思いますけれども、まあそんなことでもしありましたらお答えいただきたいと思います。

ちょっとお答えが漏れたところがあって恐縮でございますが、あの153の今後の直轄管理化ということについてはあの今も県も動いていただいておりますので、私共もそうした考え方をお願いをして何とか実現するように努力をしてみたいというふうに思います。それからこの旧といえますか今の国道でございます本郷から与田切の橋を渡って飯島の街中を通過して田切へ駒ヶ根の福岡に至る、この現道につきましてはまだあの方向付けがなされておられません。これはあの先行して供用開始しております伊那バイパスの北の方、それから一部には駒ヶ根もまあ平成19年度に供用開始しておりますけれども、その取り扱いもまだ建設事務所が管理のまんまという形で国道の位置付けでございます。それで飯島もどうなるか、やはりこれはあの全線工事が見通しが立った中で今後あの整理していく問題があると思いますし、また後から出てくるとは思いますけれども、広域農道のまた所管替えの問題も並行してございますので、当面はまあ国道が二本という形になるのかなというふうに思っておりますが、今後の調整過程の中でまた方向付けを出していくという課題でございます。

北沢議員

まああの国道の開通には非常に大きな期待とともに、もう一つはそれを活用する町の基本的な動きそういったものが必要になるわけございまして、まあバイパス全線開通についてはまだ先の具体的な日程が決まっていないうわけでありまして、その開通に向けて国道が生かされるような今後の活動が期待されるところであります。

次に県道に関する件であります。町内には県道が主要地方道を含めまして7路線、14.6キロが通っているわけございまして、この県道の課題について伺いたいと思います。県が道路維持管理するには一定の条件があると思うのですが、広域1号、2号いわゆる広域農道については交通量、中央道の側道、まあ先ほど国道が側道的な意味があるというお話でございましたけれども、現実カーナビを見ますとまあ中央道に沿った道としてこの道路が出てくるわけございまして、側道こういった重要な位置の観点からすると特にあの主要地方道飯島飯田線の柏木地籍とつながって上伊那を繋ぐ広域的になくなくてはならない道路であると思うのですが、かねてから県道編入を要望していると思います。それから千人塚公園線については中央道と交差する大きな唯一の道路でありまして、北林飯島線は七久保地区と国道153を結ぶ重要な路線でありますし、また主要地方道伊那生田飯田線のまあ田切地籍については一定の工事が始まっているわけございまして、これから中川への橋渡しの問題もございまして、それから日曾利に通じる県道もまあ日曾利地区も防災上の孤立を防ぐ上でも必要不可欠な得ない県道であります。これらを町としてはどのように考えて基本姿勢としているか伺いたいと思います。特にあのもう一つの問題がございまして、中央道が通行止めになった場合に、まあ先日事故で夜中に通行止めになったようでありまして、まあ広域農道に車が走れ、まあわれわれ日常生活に重大な交通渋滞を引き起こしかねない面も持っているわけでありまして、当面の課題としては国道への分散を誘導することが必要であるところですが、こうしたことは飯島町独自ではできませんし、それぞれの入り口で行う必要があると思います。当町の防災といった面から取り上げれば広域農道の与田切橋が改良されなければ、特にあのかつての大雪の時に大渋滞を起こしたような場面も想定できるわけでありまして、まあ飯島飯田線の県道の役

町 長

割というのはそういった先線の事情を考慮した交通誘導も必要であるというふうに考えるところですが、そういった部分についてのこう対応も併せて県道の問題として伺いたいと思います。以上です。

県道に対するまあ整備の考え方でございますけれども、お話がございましたようにあの町内には県道、いわゆる主要地方道も含めて7路線でございます。14.6キロ総延長あるわけでございます。今お話ございましたのであの個々には路線名申し上げませんが、今、鋭意工事を進めておっていただきます主要地方道の竜東線、それから日影坂を登りまして飯田に至る県道飯島線、これいずれも主要地方道という形になります。その他に縦横それぞれの地域地域に県道がある、千人塚公園線も含めて7路線あるわけでございます。で、これらにつきましてはあの今後とも是非県で管理をお願いしていきたいというのが私どもの町の基本姿勢でございます。同時にあの今お話ございましたが、柏木の県道飯島の交差点から、これはあの全長50.0少し50キロある辰野の伊那中部西部広域農道があるわけでございますが、これはやはりあの今現在毎日平均にしますと12,000台くらい、インター間のこの非常に交通の連携の中で多いわけでありまして、既存の今の下の国道153号線並と申しますか、それ以上にまあ走っておるという経過もございまして、本来の広域農道という趣旨以外にも地域に密着した幹線道路であると、これをまあなんとかひとつあの、これは上伊那8市町村の総意でありますけれども、県道昇格をお願いできないかということで進んでおりまして、今少し具体的にあの県の内部の土木部の方で建設部の方で作業を進めておっていただきます。これがあの伊南バイパスに対する今の153号を県道に移管するかどうかということとは別建ての問題として今やとっていただきますのでなんとか実現したいと、そして県の直接管理として高速道路のまあ代替機能やその他、これはやがて伊那に進んでまいりますトリニアのアクセスにもつながるといって1つの構想もございまして、その辺のところも含めて県道飯島飯田期成同盟会、それから場合によってはまたあの上伊那の中で一丸したその促進同盟会みたいなものも立ち上げてかなというふうに思っておりますけれども、県も前向きに検討していただくということにはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから中央道が通行止めになった場合、過去にもまあ豪雪等であったわけございまして、非常にこれがあの今言う広域農道や153やバイパスへというふうに流れ込んでまいります。これをどういうふうにもまあ調整するかっていうことはその時々また対応によって違うと思いますけれども、とりあえず今開通が予定されておりますこの堂前線が赤坂の広域農道に結ぶというということもございまして、もしその折には赤坂あたりから下へ下げてバイパスの方へ誘導するような看板設置も含めたことが必要ではないかということもございまして、またその辺はあの道路完成までに国道事務所それから県とも協議をしながら必要な対応をしなければならぬというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましてもこれはあの災害対応の問題もそうでございますし、この車の走る台数というもののスケールからいって国道、県道というものを中心にやっぱり基幹道路というもの整備していただく、維持管理していただくという考え方の下に私共もこれに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議 長

答弁漏れはよろしいですか。

北沢議員

ちょっと2次質問と一緒にやります。

今、県道の問題についてお話がございました。まあ今回質問の一番大きなものは広域1号・2号、要するに広域農道の県道編入の問題でございまして、まあこれらも既にちょうど私が一般質問を頭の中で描いた後、新聞に報道されておりました県会の現地調査の折りにまあ生じたものも含めて陳情項目になっているという新聞記事がございました。町がそういう動きをしているということを町民の皆さんも知っていただいて、これはあの絶対に必要な事項であると思いますので、そういったものを頭の中に入れてまあ行動といたしますので、改めて確認をさせていただいたわけでございます。それからあの国道、県道を通じましてやはりこの道路というのが町の中を作る非常な背骨になって重要な路線であります。まあ県道については長野県の財政事情からいってこれからはなかなか新しい編入は難しいとか、もしくは既存の県道を町村道に格下げするとか、そういった動きが見えているように聞いております。従ってそういった部分ではなくて飯島町は更にこの、例えば千人塚へ通じる道路なら大型バスが通れるのはあの路線しかないわけでございます。従ってあの道路が有効に活用されることが必要でございますが、入り口がまあ改良されていないというような事情があります。まあそういった点については今後とも町として非常に重要な路線であるという位置付けの下には是非改良促進を進めていただければとこういうことを思うわけでございます。それから先程あの質問の中で私の方でちょっと説明不足の点があったかと思いますが、例えばあの松川インターでまあ通行止めで車を降ろされるということになりますと、まあ県道を通って飯島まで来てしまいますとこれはそのいわゆる交通渋滞を起こす原因になるわけでございます。そのインターを降りたところ、特にあの松川の町の中を通過するものですから松川の町としては迷惑な話かもしれませんが、まあ国道への一定量の誘導だとかまあそういった部分についてまあ特にあの郡境でございますので所管も建設事務所等も違いますし、そういった問題があるわけでございますけれども、そういった部分についてあらかじめその協議をしていくことが必要ではないかというふうに考えるところではありますが、そういったような動きはあるのでしょうか。

町長

あの常時これを全て国道のバイパスの方へ移す、大型も移すというわけにはちょっとまいりません。これはあの道路の役割等の問題、ただあの非常災害時を想定したそうしたことをあらかじめ決めておくという、それからまた看板表示なりのそのことはやっぱり周知しておくということは大切なことでございますので、今あの飯田国道やそれから警察の問題もでございます。それから管理者の建設事務所等々とも十分協議しながらそうしたことをきちんとやっぱり有事の際に備えておく必要があるということでございますので、あのそうしたことを今総体に上げて今いろいろと検討させていただいておるということでございます。

北沢議員

まああの私も普段からそう言われてしまいますと、せつかくの道の駅へ来ているお客さんも国道へ流れてしまいますのでそういうことは考えていないわけですが、今答弁がございましたように災害の際にそういう行動ができるようなあらかじめの手を打っておくことが必要じゃないかということでございます。

次に、次の問題でございますが、インターチェンジへの時間短縮の考え方について伺いたいと思います。第5次総合計画では今まで質問してきました国・県道の内容を記載され

ていますと同時に、工業団地の使用するため道路網の整備を図り、移動時間の短縮による定住促進、産業の活性化を図るとしており、定住促進、産業の活性化を図るとしてあります。またスマートインターチェンジの設置の検討が謳われておりますが、要は私考えるに一番の要点は中央道を有効活用するには乗り降りの場所までの時間短縮をいかに実現するかということであると思います。まあ町内にスマートインターができればこれは理想的であります、なかなかスマートインターについては私の聞いているところによりますと、まあそれに関連する道路の維持管理を含めて相当の交通量がなければ経済行為としてまあペイができないと、こういったことは言われているわけでございます。そこで現実的な話として主要地方道飯島飯田線のバイパスが松川インターチェンジまで延びること、まあこれがまああの大鹿線ですかね、あの縦道まで伸びれば非常にあの道便がよくなるわけでございます、私がカーナビでこの役場からカーナビで松川インターまでの距離を見たところ約12キロという距離が出たわけでございます、時間にして約20分でございます。しかしながら高速道路を走ってまいりますと、まあ法定速度80キロで走りますと一般道へ入りますとまあ40キロですから、倍の感覚とその感覚を持つわけですね。ですから高速道路を使ってきた皆さんが20分、されど20分でございます、長いという感覚を持つということで、できればまあインターチェンジがないところにはそういった検討の配慮によりまして、そこへ通じるアクセス道路を整えばこのいわゆる中央道を活用する現実的な効果が現れるんじゃないかというところでございます。それから駒ヶ根方面につきましても、駒ヶ根方面は約8.6キロでございます。まあ15分くらいの時間になるわけでございますが、これは先程言いました広域1号・2号を経由しての道路に時間になるわけでございますけれども、要はこの時間帯が少しでも短くなれば高速道路を使うメリットが実際のところ出てくるわけでありまして、もう1つは一時言われていました駒ヶ岳サービスエリア、まあこういったサービスエリアにスマートインターを作ることは比較的、作ることは簡単であるというふうに言われておりますが、まあそういったもの、まああそこに来ることだけでも飯島に対するアクセスは変わってくるというふうに考えるところでありますが、まあ町も費用を使わなくて他人の費用で考えることでありますので非常に心苦しいわけでありまして、まあそういったことを活用して具体的な効果を上げるような今後町のお考えはないかどうか、その点について伺います。

町長

なるべくまあ時間短縮と利便性ということの中でインターチェンジへの到達可能をできるだけまあ短くする手立てということでございます。あの町も町民のみなさんも皆そのことを思っておるかというふうに思います。あの第5次総合計画の中にもスマートインターを町内にというようなひとつの願望も込めて記述があるわけでありまして、なかなかこれはあの「言うは易し」でございまして難しい問題もでございます。あのサービスエリア、パーキングエリア以外等でやります場合にはこれはもう数億円の多額の費用がかかるということと、やはり独自でその経費負担をしていかなきゃならんというようなことでもございます。あのそのことのお話が出ましたのでちょっとついでに今の考え方を申し上げておきますが、今最近のこのスマートインター、非常にあの普及をしてきておることは事実なんですけれども、国やNEXCO（中日本高速道路株式会社）この中部高速会社等の考え方は一致して出来るだけ費用負担の少ない、建設費の少ないサービスエリア、パーキングエリアへこれを設置していくというのを主眼でございまして、なかなか沿線上のま

あ距離の問題もありますけれども、ところへこと住民からの要望でということ丸抱えで作るといのはもう不可能だというふうに言われておまして、まあそういう意味でいきますとあの伊那の黒の部分だとか、それから駒ヶ根の駒ヶ岳サービスエリアですか、あの少しまあ信ぴょう性を持った今議論が始まっておるようでありますので、あの飯島にとってもそのことは有利であるというふうに思いますし、今言う時間短縮にもつながるといことでございます。そんなことの中でできるだけまあ、じゃあ飯島としてそこへ到達する時間を短くしたいというやっぱり取り組みが必要だろうといこと当然でございます。1つにはあの松川をインターとする場合の時間短縮の面で県道飯島飯田、さっき出ておりましたこの飯島町のその同盟会の一員であるわけでございますが、今あの松川のインター、大鹿線というあのアクセスの道路への一応写真描けておるわけでありませけれども、工事はご承知の通り途中のあの松川のあの畑地帯の中でストップをしておるわけでございます。これを先に延ばしていただくことはまあもちろんであります、できたらこれはあのリニアのこのアクセスが座光寺のパーキングの辺りに併設をして下へ連結すると、ひとつあれが現実性を帯びてまいりましたので松川までと言わずに、これがそこに突き当たるまで、その先は今あの飯田インターまで盛んに松川でも工事を挙げてやっておりますけれども、そうすればまあ非常にこれはまた県道飯島飯田も大動脈としてその効果が一層出てくるといことでございますので、私もそれの一員としてひとつその実現のためにやってみようといことでございます。それからあのもし仮に駒ヶ根の方にそうした動きが出てきたらまた一緒になってまたこれは皆さんとともにやっぱり実現に向けて努力していくことが大切ではないかといふう思っております。

時間の関係ありますので次に移りますが、次に町が管理主体の町道の件であります。今まで伺いをしてきました国道、県道の状況、これが目に見えるようになった、この時期を捉えて幹線道路網の計画を策定し新しく種を蒔くタイミングではないかという考え方あります。5カ年計画でも国土利用計画でも未整備都市計画道路の見直しと検証は掲げられております。今日国家財政においては道路や建物のインフラに対して20世紀から21世紀の初頭に整備されたものの補修の問題が取りざたされており、経済学者によっては近い将来この補修財源が建設の全体を占めると言っており、国家的にも町的にもこれらに対する財源の確保は今まで以上に厳しいものがあると予想されます。計画を策定したからといって財源の手当てが伴うとは考えにくいわけですが、集中と効果のある計画性が必要と考えるところであり、有利な財源の確保をするためにも必要であり、住民合意の形成もあらかじめ図っておく必要があると考えるところでもあります。1つの例をとりますとまあ身近なところで一番分かっているものですからお話をするわけですが、国道バイパスが開通することによりまして今までの重要路線として位置付けておりました県道の鳥居原から南田切に通じる下街道線があるわけですが、これがまあ国道が開通することによりまして国道の歩道、道路を使うことによりましてまあ今まで田切に通じる非常にあの下街道線が重要な路線でございましたが、その路線よりもまあ防災上の面からいくとその下にあります日曾利地区からの防災道路、あるいは南田切の農集排の処理場に通じます南田切線、また国道に沿って走ります石曾根横断線など背骨が出来上がった状況に応じた幹線道路網の見直しが必要となるというふうにと考えるとありますが、新しい幹線道路網計画の策定についてそういった考え方があるかどうか伺います。

北沢議員

町長

建設水道課長

併せて次の質問でございます。道路台帳の件でございます。あの先般も議会で議決をし、その都度加除されているこの道路台帳があるわけでございますが、まあこれを見れば町内の道路が全部分かるということいろいろな方々にこの調書も配布をされていると思います。この道路台帳上では1級、要するに道路の中で重要として位置付けられている道路が18,572メートル、2級が32,622.1メートルとされております。道路網計画と絡むわけでございますがこの1級・2級、まあもしくは3級の道路があるわけでございますけれども、これをまあその道路網計画に従って1級・2級そういった位置付けをこの道路台帳上でも表していく必要があるんじゃないかといふうにと考えるとありますが、その整備の考えがあるかどうか併せて伺います。

町の町道としても含めて幹線道路網の今後の道路網計画をきちんとするといこと1つのご指摘でございます。153号の伊南バイパスや竜東線の一部田切におけます工事が、鋭意今工事が進んでおるわけでございます、アクセス道路としてもまあ順次整備をいたしておるところでございます。具体的にあのご質問のこれらに関係をいたしまして町道の南田切線とそれから町道の石曾根横断線でございます。これもあの当然のことながら土地の利用構想図の中にも幹線道路網として入っておりますけれども、今後ともまあそれぞれの道路の役割を考慮しながら、なかなかこれは財源の問題がついてまいりますのですぐといわけにはまいりませんが、財源の確保をできる範囲内で将来的に町内の優先度等十分協議する中で整備をしていかなきゃならん道路といふう位置付けておりますので、ご理解をいただきたいといふう思っています。それから全体の道路網計画そのものでございますけれども、当然のことながらこれはあの内部的には土地利用計画の中の位置付けの1つの重要な要素として盛り込んでおるわけでございますけれども、今後更に国道が出来それから竜東線も出来、それからそれぞれの県道とのまた調整の問題も進んでまいるかと思っておりますので、そうしたことを総合的にまた整理をいたしましてですね、もう一回また道路網整備といものを計画上できちんとして明らかにしていかなきゃならないといふう思っておりますので、これはあのひとつ前向きといこと今ある道路構想の中を更に加除修正していきたいといことこの考え方で進めております。1・2級の問題の整備につきまして同様でございます、これはあの常にその時々精査していかなきゃならんといこと、これもそうした前向きな考え方を持っております。この点につきましては考え方を担当課長の方からご説明申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは道路台帳の1級・2級路線の見直しにつきましてでございます。町道にはあの1級、2級、その他町道という分類がございます。1・2級の町道の定義といたしまして1級町道は国・県道あるいは主要の集落を連絡する道路といことでございます。2級町道につきましては1級町道を補完して地域間を連絡する道路といふうになってございます。町内では現在あの国道153号伊南バイパス、あるいは竜東線の建設が進められておまして、国・県道を含めまして町道の交通の流れが大きく変わろうとしております。いことご指摘の通りこれに併せまして町道の等級の見直しといことが必要であろうかといふう思っております。ただ見直しにつきましては費用の点もございますので財源を見ながら見直しにつきまして計画的に、またあの本来の町道としての役割も含めまして見直しを進めてまいりたいと担当の方では考えております。よろしくお願ひいたします。

北沢議員

あの道路の背骨が見えてまいりまして道路、昔から道路の沿線っていうのは町を形成する大きな役割を果たしているわけでごさいます、まあ道路はそういったことで示されることによりまして新たなまちづくり、それからまあ既存の町の振興という部分も伴ってくるわけでごさいます、そういったものを示しながら町をどういうふうに形成していくのかとこういった大きな課題に取り組んでいただければというふうに考えるところであります。まあそういった点でもう一度再度ちょっと伺いますが、先ほどさらっと触れましたけれども、5カ年計画の中に都市計画の未整備都市計画路線の見直しと検証が掲げられておりますが、これもいわゆる5カ年計画の中で謳われておりますので併せて行うというお考えでよろしいかどうか伺います。

建設水道課長

都市計画道路の未整備部分の整備の関係でございます。こちらにつきましてはただいまも県の方で県内の市町村の未整備カ所につきましてどういう手法でどういう形でやっていけばいいかという、そんなところを検討して、一部の市町村でそちらの取り組みが始まっているという状況でございます。当町につきましては他の市町村の動向を見つつ、こちらにつきましてはあの関係者の調整等もございまして、そこら辺のところを見極めながら進めていくということで今あの進めておるという状況でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

北沢議員

特に都市計画道路につきましては53年でしたかね計画決定がされておると思うんですが、まあそれ以降、個人の土地の規制をかけているわけでありまして、個人の利害関係非常に大きいわけでありまして。これを簡単に変更するっていうことについては非常なエネルギーを要するわけでありまして、逆に将来的にも今の町の形成、まあ例えば堂前線、それから国道を経てというような町の循環道路がある程度出来上がった段階における従来の都市計画道路、まあこういったものとの見直しは当然必要でありますし、そういった方々のご理解を得てやるには長い時間かかるとお思いますので、早めにそういった基本的な考え方を示して取り組んでいただくことが必要じゃないかというふうに考えるところであります。

続きまして2番目の質問に移らさせていただきます。この質問については一括してお願ひをしたいと思います、節電をどの様に実施するか時節柄の大きな課題でありますので伺いたいと思います。実はあのこの問題も昨日県が発表したところでありまして県の目標も示されております。町では公共施設をはじめどのような目標を持って取り組まれるのか伺います。1つは公共施設ではどのような目標を持って実施するのか。2番目として町内の呼びかけはどのように行っていくのか。3番目としてはこれは提案型の質問でございますけれども、自然エネルギーの活用が考えられる太陽熱利用の促進についてどのようにお考えになっているか。この3点について伺います。

町長

節電にまあ関するご質問でございます。公共施設あるいは町内への呼びかけ、太陽熱利用の3点でございます。先ず1つ目でございますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律あるわけでごさいます、市町村においては事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量削減等に向けた計画の策定がまあ現在義務付けられておまして、町も昨年12月に飯島町地球温暖化対策の第2期実行計画を策定をいたしました。この中で二酸化炭素排出量を基準年度であります平成18年度、これに対して総排出量に対して20%以上を削減するとかいう目標を立てて今現在進めております。そこで総排出量の78.3%を

占める電気使用量を削減することが温室効果ガス排出量削減にも最も効果があるということの対策であることから、電気供給量の不足対応とも相まって冷暖房温度の適正な管理、それから消灯等の節電の励行、グリーンカーテンの設置等を率先して実施をしております。これらの実践によりまして公共施設、町の施設全体としては平成23年度の電力使用量につきましては対前年度比で8.7%を減少することができましたということになります。またあの過日中部電力の方から節電に関する協議がございまして、中電全体としては今年管内全体の夏の節電目標を平成22年度対比で5%削減に設定をしたいと内容を示されておまして、飯島町は既にあのLED化等の問題もございまして節電の取り組みが定着しております。そのLED化の部分の節電は5%目標の協力要請に対して3.6%もう既に出来ておるというふうになっておるわけでごさいます、まあ当面目標としては残りの1.4%を節電協力に充てていくということになりますけれども、やはりこれ以上にやはり町民に呼びかけて節電のご協力をお願いしていくということが何よりも大切なことだというふうに思っております。相前後してあの今お話にございましたが、今日新聞にも出ておりますけれども、県がやはり同じように対22年度5%削減という方向を打ち出しました。またこれらも併せて県民全体としては「さわやかな信州省エネ大作戦」今年もまた実行していくことになろうかと思っておりますので、そこらも含めて今後特にあの夏場のピークであります7月、8月に向けて今から町行政としても町民の皆さん方にその節電の趣旨を呼びかけてご協力いただきたいと、実践あるのみということだろうというふうに思っております。それから3つ目でございますが、公共施設につきましてはこれまで太陽光発電システムを中心に設置を進めてまいりました。これからは順次また可能な限り進めてまいりたいというふうに思っておりますが、今後は太陽熱の利用のシステムの長所や費用対効果を検討しながら進めていくということになるかと思っております。そして1つには町民の皆さんに対しての町の補助制度があるわけでごさいますけれども、これまで家庭での太陽光発電システムの設置補助が中心でございましたけれども、今ご質問にありました太陽熱の温水等のエネルギー利用、自然エネルギー利用ということにもやはり必要なことだろうというふうに思ひまして、そうしたことの普及のためにも補助制度、いくつかの市町村でやっておる実績もあるわけでごさいますけれども、このことはあのまた次年度に向けて前向きにひとつ加えた形で検討してみたいということで今現在考えておりますので、もしばらく時間をいただきたいと思っております。

北沢議員

まああの節電の問題につきましてはあの自然エネルギーの問題それから排出ガスの問題、前回は質問させていただきまして、そういったものを行うというお話をいただいております。やはり県と同じようにですね公共施設の目標も%を示して、それを達成できたらどうかというのは具体的なこのものを示していくことが分かりやすい行政を進めるうえで必要なことではないかというふうに考えるところでありますので、是非そういった部分を検討いただけたらと思うわけでありまして。それから参考までにちょっとお願ひしておきますが、太陽熱利用機器、これについては通産省でも見解を出しておまして、変換効率がよく自然エネルギーの中でも設置費用が比較的安価で費用対効果の面でも効果が有効であり、またこれまでの研究開発により機器の性能や耐久性は世界的な高水準であると、こういった通産省の見解もあるようでごさいますので、効果のあるものについては是非進めていただけたらというふうに考えるところであります。以上もう一度その目標数値等に

についてお答えいただいて質問を終わりたいと思います。

町 長 あのと省エネと目標数値の数値を定める中でまた町民の皆さん方に十分PR、啓発をしてご協力をいただいてまいりたいというふうに思っております。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分とします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

8番 中村明美 議員

8番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、町民が生涯現役で活動でき健康で豊かな生活につながる施策を、この中で2点ほど質問してまいります。① 町民の病予防と高齢者が生きがいを持ち元気に活動できるよう健康管理、ボランティアなどの取り組みにポイント還元制度を設けては、について質問いたします。このことは私が所属する委員会でも触れてきた内容であります。取り上げた理由に申し上げますと、高齢者の方と対話する中で、収入がないところに持ってきて年金は減り医療保険、介護保険額が上がり先々が心細い。また健康で長生きしても近所のお友達は介護施設に行ってしまう行く所がなくつまらない。何の得もないけど草を取るしかない。こんな声が聞こえてきたからです。人生においてだれもが高齢という総仕上げの時に最高に幸せを実感できる家庭、社会環境であることが望まれます。それは心の持ちようといえどももちろんそれも一理あります。しかし現実には先に述べたような方々が少なくないように感じます。そこで町民が生涯現役で生き生きと楽しく活動できるよう健康ポイント還元制度の制定を提案いたします。貯まったポイントは還元され町内施設や協賛事業店で利用できる仕組みにすることで、町内の活性化にも弾みをつけると考えられます。このような取り組みは既に行っている自治体が全国にあり反響を呼んでいます。近隣では昨年10月から箕輪町で「元気はつらつ箕輪の大先輩活動支援事業」を国の交付金も活用し開始いたしました。1人でも多くの高齢者の皆さんが健やかで自立した生活を送り、仕事やボランティア活動、生涯学習、スポーツなど様々な分野で活躍されることを目標としています。70歳以上が対象で元気はつらつポイント手帳には自分で毎日記録します。1ポイントが地域通貨1箕、1円でカウントされ、年に1回還元します。第1回目の今年の還元率は60%以上とのことでした。また貯まったポイントを何かに役立ててほしいとの要望があり、福祉や教育等に役立てる基金へも寄付ができる制度になりました。また県外の例を申しますと、兵庫県豊岡市で健康ポイント制度を昨年8月1日からスタートしています。趣旨は市民が幸せな人生を送るために策定したスマートウェルネス豊岡構想の一貫として、健康づくりの動機付けと運動習慣の定着を促し、笑顔あふれる健康なまちづくりを目指すために創設しています。スマートウェルネスとはスマート、賢明、賢い、エコ、美しい、ウェルネスとは健幸、健幸とはあの健康に幸せの幸ですね、これで健幸、そして安心の意味を持っています。この豊岡市では対象者は高校生を除く18歳からで、ウォーキング、検診、市主催の健康事業や介護事

業への参加、市が指定する運動施設の利用などが挙げられています。ポイントは10ポイントが1円に換算しています。いくつか健康ポイント対象事業を紹介いたしますと、例えばラジオ体操を10日以上参加しますと300ポイント、大きなポイントで言いますと健康診断をすると2,000ポイント200円相当のポイントがつきます。また、ほのぼのクッキング、お料理教室ですね、そういうものに参加すると300ポイント、またあのバス、公共施設を使ってですね1カ月通勤をしますと500ポイント50円、このようなポイント制になっております。またこの市でも学校や団体に貯まったポイントを寄付するそのような仕組みも取り入れられています。以上2つの例は対象者こそ異なりますが、いずれも住民の健やかな幸せな人生づくりにつながる施策となっております。そこで当町においてはこの2つの自治体を取り入れてはと考える。高齢を迎えても健康で楽しく生涯現役で暮らせるためには若い時からの健康管理や病予防に対する意識が重要です。とかく若いときには病予防にはなかなか注意が向かず、そして働き盛りでは忙しさから検診などつい後回しになりがちです。従って若年層からの健康管理や運動習慣をつけるよう導くことが重要と考える。従って対象者は若年層からとし、運動、検診による予防に徹した内容と、70歳以上は趣味や友人とのコミュニケーションなども加えた内容で対象者への配慮も必要でしょう。町でも様々な健康管理、高齢者の生きがいづくり事業を展開しております。つい先ごろの高齢者を中心とした会でも50人以上の方が参加したと新聞で見ました。このような取り組みをしていることは大変高く評価するところでありますが、角度を変えてユーモアのある取り組みは住民の関心を引き元気な町へと進めていけると思います。地域住民がお互いに助け合う協働の社会にあつて健康であることは町への貢献にもつながっているのではないのでしょうか。町民の幸せのため健康意識を高めること、みんなが健康であることへの感謝を込めたポイント還元制度を取り入れることを提案いたしますが、町長のお考えを伺いいたします。

町 長

それでは中村議員から町民が生涯現役で活動できて健康な豊かな生活へとつながる施策をということの中で、健康管理やボランティア活動に対する取り組みに対してのポイント制度を設けて還元したらどうかというご提案でございます。今年度からの3年間で取り組んでおります高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画では介護予防事業の積極的な推進を重点課題として取り組んでおるところでございます。また病気の予防について各年代に対しまして心と体の健康づくりのための各種メニューを提供して精力的に取り組んでおりますことは、今中村議員のお話にもございましたように、ご理解をいただいております。今回議員からご提案をいただきました健康管理やボランティアの取り組みに対してのポイント還元制度という新しいアイデア発想、既にいくつかの市町村でも全国的に実施をしておるというふうにお聞きをしておりますが、このことはまあ更に健康で豊かな生活につながる1つの方法であろうというふうにも思っております。ただなかなかこの実施ということになりますとハードルの高い部分もあるということも先進事例の中からもお聞きをしておるわけでございまして、やはりこれはあの専門の担当職員をどうしても配置しなきゃならないというようなこともございます。それから個々の皆さんのそれに取り組む自助努力の問題、それからまあお金のことを言つてはあれですけども、やはり1人当たりの経費というものも数千円以上掛かるというようなこともあるようでございまして、なかなかこの仕掛け作りも大変というふうにはお聞きしておりますけれども、やはりあの

健康という問題をやっぱりみんなで考えて、その皆さん方が意欲を持って取り組むということはやっぱり必要であろうかと思いますが、ただ、今ただちにこれをそのことに換えてポイントに入れてということはいろいろとまあ検討をしなきゃならんというふうに思っております。町の独自のいろんな施策と組み合わせの中で目指すところがやはりどういうものを目指して、町民の皆さん方の健康を維持していくかということを考える必要がございますので、他の施策と町の施策といろいろ組み合わせながら、果たしてこのポイントというものの位置付けが果たしてどうなるかということをもう少し検証したり検討してやっぱりしていく必要があるということでございますので、今日はあの即答できませんけれどもひとつ研究課題とさせていただきますというふうに考えております。

中村議員

確かに職員の配置や金額的財源的なものは何かをやるとすると掛かってくるのはまあ当然起こる問題でございます。そこでですね、箕輪町の例でございますが、この箕輪町は立ち上げ時に国の補助金で事業を展開しています。こうした国とか県の補助金を活用することは財源の圧迫を和らげることになりまして、また還元金ですもんね上限の検討や町内事業会社の支援を募るなど方法はいくらかでもですねあるわけですね。ですからあの頭ごなしにですねハードルは高いとかもうそういうことではなくして、どうやればここにたどり着けるのかという、それでは今の現状で町としては厳しいとか、そういうふうですねやっぱり当たって砕けるではないですけども、まずは町民のことを考えていただきたいなというふうに思います。町民が健康で活躍することはまあ先程も申し上げましたが、町への貢献につながっているわけです。感謝を形に表すことで中身は多少にかかわらず町の思いが心に伝わり、より一層地域参加や健康管理に関心が高まることと思います。この事業の一番の目的は町民が生き生きと生涯楽しくユーマアをもって活動できることが、ひいては医療費の費用対効果にもつながることを私は確信いたします。そのようなことも考えてですね一度この前向きに検討をしていただけるかどうか再度お考えを伺います。

町長

決して頭ごなしこれあれ否定しておるつもりはございませんけれども、あの今申し上げたようにいろんな面から町に合ったこの施策としてどうあるべきかっていうようなことも含めて検討をさせていただきたいということでございます。あの前向きにというふうに言えるかどうかちょっとまだわかりませんが、とにかく検討させていただきたいということでございます。

中村議員

それでは今後の検討に期待をいたしまして②の質問に移ります。高齢者の住宅の建設計画を行い、今後高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるべきではないかについて質問いたします。高齢者の住まい環境についてですが現在ある町営住宅は高齢者が暮らす環境にはそぐわないように感じます。2階建ては高齢者の身体に負担が多く安全面が問われます。平屋の住宅は築年数も経っており耐震面での不安、また商店や駅から遠く、高齢者の生活に不自由をきたしています。時折歩道のない急な坂をやっとの思いで舟久保団地に向かって歩いている高齢者を見るたびに、高齢者住宅整備の急務を実感いたします。平成22年度では高齢者世帯が1,007世帯、これは多分世帯だけを別にしたりとかそういう全部をあの入れてだと思いますが、今後ですね高齢者世帯は増える傾向にあると思います。また高齢になり管理しきれない広い家を手放し、暮らしやすい住宅に入ることを望む人もこれから出てくると考えられます。高齢を迎えれば少なからず歩行に不自由をきたします。ですから高齢者の住宅環境は利便性が良く、公共施設や商店に行きやすい環境であ

るべきではないでしょうか。気軽に安全に外出ができコミュニケーションができれば結果健康維持にもつながります。また高齢者住宅の理想的な環境は通学や帰宅などで子ども達の姿や声が聞こえる所が望ましいのではないのでしょうか。そのような環境は高齢者にとっては子ども達から活力をもらい、子ども達はお年寄りに見守られる安心感と親以上に豊富に積まれた知恵袋から多彩な知恵を得られる機会が望めます。お年寄りとの関わりは子どもが発達段階で大いに役立つ環境だと自分自身の体験からも実感いたします。第5次総合計画にも「高齢者が安心して生き生きと生活できる環境整備に努める」とあります。高齢者への孤独を招く住宅環境であってはならないと強く思います。現在民間による高齢者向け住宅は建設されてきていますが、家賃面で入居が困難な方も少なくありません。弱者を守るのは町の責務です。今後高齢化社会にあつて独り暮らしや高齢者だけで暮らす人たちの安全安心、そして健康で幸せを感じられる住宅環境作りを計画していくべきではと考えますが町長のお考えを伺います。

町長

次のご質問は高齢者住宅の建設、環境整備を整えるべきというご提案でございます。高齢になってからの居住の場については自宅、それから借家、まあ借りてお家に住むというようなことでの生活、それから施設への入所などまあいくつかの方法があるわけございまして、今それぞれの内容によってそうした需要に応じておるということでございます。平成22年度に実施をいたしました高齢者の実態調査、町の調査によれば3分の2を超える方がやはり住み慣れた家で暮らし続けたいという希望が、統計上は答えとして出しているところでございます。それで一方で今お話のように常日頃のこの病気に対する受診、お医者さん通い、それから日常の買い物などがし易い町中で暮らし方をしたいということもあることは事実でございます。そこでまあ当町のこうしたあの高齢者に対する住宅事情の問題でございますが、まあ多くはあの自宅または自己の家族と一緒にまあ住んでおられるわけでございますが、当然のことながら町の町営住宅という位置付けの中で一般入居者と同時に、この高齢者の方への門戸開放もまあ棟あるいは部屋数によってやっていただいております。ということをご理解をいただきたいというふうに思います。今、中村議員からやはりあの2階建ての部分は利便性、足腰が生活しにくいというようなことも当然あるわけでございますが、そうしたことをできるだけ加味しながらのそうした利便性を持ったそのスペースをまあ確保して、割当てて今用意しておるということも事実としてあるわけでございますので、またあのその辺は後ほど課長の方から補足して申し上げますけれども、町営住宅でも今十分受け入れ可能というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。それから町内にはあの家賃で30,000から40,000円くらい、場合によってはそれちょっと切られるかもしれませんが、この空き家物件もあるわけございまして、これはあの少しまあ最新の設備も整っておるというようなことで、ただこれはあの高齢者用のための専用アパートというようなことで整備されたわけではございませんけれども、やはりあの民間の活力を高める意味合いからも、そしてしかもそうしたことが今空き部屋がちというような空き室があるわけでございますので、是非活用いただければこれも地域としては大変ありがたいというふうに思っております。それからそれらも含めてあの町外の希望するお年寄りの方も含めて、定住促進室ではいろんなあの住情報のネットワークを通じてその辺のところを情報提供してご紹介申し上げておりますので、そうした情報もまた享受する中で必要なお世話をしていかなきゃならんというふうに思っておるわけでございます。従って

建設水道課長 あの状態認識の中では今ある施設を官民含めてですね対応できる状態にあるということの中で、今新たにこの高齢者専門の専用住宅を整備するという考え方には今ございませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。若干あの実態等につきましては担当課長の方から説明を申し上げます。

建設水道課長 それでは町営住宅での高齢者の方の入居状況等について説明をさせていただきます。町内の町営住宅の戸数につきましては159戸ございます。それでその内30戸が若者定住用の住宅ということでございます。入居停止が32戸、それから一般入居が97戸ということでございます。それで各住宅の65歳以上の方の入居の状況でございます。65歳から70歳までの方、若者定住を除きます129戸数のうち37世帯の方が入っておるとい状況でございます。豊岡住宅につきましては9戸入居がされていらっしゃるんですが、その内の4戸が65歳以上44%でございます。それから舟久保住宅につきましては11戸入居がされていらっしゃるんですが、その内の9戸82%の方が65歳以上、それから北梅戸につきましては53戸中16戸ということで30%、それから陣馬の住宅につきましては24戸中8戸ということで33%ということでございます。豊岡、舟久保について65歳以上の方の割合が高いという状況となっております。それと後あの住宅の関係で住宅整備を昨年まで行ってございましたが、その中で豊岡、舟久保住宅の関係、居住環境が若干劣悪な部分がございますので、入居者の方等にもお話をしてお話を空きございましたのでそちらへの移転のお話もさせていただきましたが、やはりあの移転に際しましては住み慣れたわが家的なところが、長年住まわれておるので町営住宅現在の所というようなお話、それから仲間の住宅内にコミュニティーが形成されておるので新しい所へ移られる不安、それからあの住宅料の費用面の関係がございまして、やはり住み慣れた所で環境の整った所よりも今のコミュニティーが形成された住みやすい所というようなお話もございましたので、現在の状況ということでございますので併せてご報告させていただきます。以上であります。

中村議員 今現状を縷々お伺いいたしました。あの現状の方々は今の状況でまあ仲間もできたし、ある程度満足しているというふうな理解でいいのか。ではあのこの方々は生活の中でどのような不都合を感じているのか、また不都合な点は全部解消しているのでしょうか、その辺は理解しているのでしょうか。

建設水道課長 住宅の入居者の窓口は基本的には建設水道課の調査計画係の方で担当しておりまして、住宅の責任者がございますのでそちらの方を通じて私共の方へ連絡が入るようになってございます。主なところは住宅の設備、管理の部分でございます。それで個々の生活の不便さ、福祉面ですね、こちらにつきましては福祉のサイドの方へ民生委員さんなり等を通じましてお願いをしておって、入っていただけるというそんなルートになっておりますので、私共とすればその福祉面も連絡が入りますので庁内の中で横の連絡を取らせていただいて対応をしておるといのが実態でございます。

中村議員 あの実績の方ですがあのこちらの先程申しました舟久保、豊岡が主なところでございます。北梅戸にも若干いらっしゃいますが、そちらの方にサービスが入っておるとい実態はございます。そちらの方の連絡も担当の方には受けております。数につきましてはちょっと今のあの手もとにございせんがそういう実態でございます。

中村議員 ではあのまたそれは担当課の方にお伺いするようにいたしまして、現状はまあ今こう

町長 いう現状ですからまあそこで何とか生活していかなければならないのかなっていうのもあります。あの私が申し上げたいのは今後ということでありまして、これから建物も老朽化します。であの若者住宅ということで2棟をこう建てたわけですけども、これからは高齢化ということがありまして今あるものが老朽化してくる、今度立て替えなければならぬということが必ずくるわけですね。その時にこういう高齢者のことも配慮した建設をしていく、そういう計画を今からですね始めていかなければいけないのではないかとことを私は今回質問した中身はそれなんですね。あのまあいろいろ昨今話題となっている中に生活保護という問題がありますよね。法の内容の不十分さや福祉が手厚すぎるのではとの論調がありましたが、私は違うと思います。福祉は弱者を守るために必要不可欠だと考えます。法を取り上げる前の問題だと思います。本来、親は子を慈しみ、無償の愛を注ぎ、子は親孝行を尽くしていくという人としての当然持っているべき常識が今は崩れ、感謝、責任、慈しみの心が薄らいでいると思います。自己中心的な考えに染まりつつあるのではないかと懸念しております。今の人たちはですね文明の利器に頼り切ってきた世代です。困難を乗り越えてきた高齢者の方々から知恵や力を学ぶときであると実感いたします。そのためにも元気で過ごせる高齢者環境の充実に重きを置き、そして高齢弱者の住宅環境も是非構築すべきというふうに思います。ですので、今後のですね今後のまあそういう住宅の建設にあたって今からそういう高齢者を配慮したそういう計画を立てていくということを検討していただきたいということでして、その辺は町長いかがでしょうか。

町長 あの申し上げていることは、今すぐ別建てでこの高齢者のために若者定住と同じような形で施策を展開ということはちょっとまだ今のところできないということをお願いを申し上げておるわけでございます。いずれあのこれまでもやってまいりましたけれども、それぞれの公営住宅がリニューアルをしていかなきゃならんと、時期がまいります。その時にはあの他の町村もそんなような取り組み多いと思いますけれども、やはりその中にはその一定のスペースというものを専用者向けというような機能を含めたですね捉え方の中でやっぱり確保していく必要、これからの高齢化が進んでいく中で必ずそういう人は需要が出てくるかというふうに思いますので、その辺も見極めながら然るべき時にはそういうことを頭に入れて公営住宅の施策というものは進めていかなきゃいかんということで、おっしゃるとおりであろうというふうに思っております。

中村議員 是非検討をお願いいたします。それでは2番目の質問に移ります。循環バスの現課題、対策、利用者の安全について質問をしてみたいです。①平成19年7月から実施されている循環バス運行事業は現時点でどのような課題があると認識しているかについて伺います。循環バスが実施されてから5年になろうとしています。23年度で交付金事業としての運用機関が外れ現在は従来通りですが、今後は町の独自性を活かした運用が可能となります。今議会において24年度補正に公共交通調査費1,000,000円ほど盛り込まれて今後見直しを図る計画もあるようですので期待いたします。過去に2回ほど見直され現在は病院線と町内デマンド方式となっております。先ごろ私も病院線を利用いたしました。乗車人数は私を含めて4名でした。利用者の方には、お聞きするといつも便利に使っていると喜ばれていました。車内は清潔感もあり安全面にも気を配られているように感じました。しかし問題点も多くあると感じます。聞いた中で町の民の声をお伝えしますと、高齢者の方はデマンドになって申し込みが面倒なこと。時間制限があり都合が悪い。ステップが高く乗り降

りが困難。町内線は北から南に1本で行かれない。また乗り継ぎに時間がかかりすぎて不便。料金を安くしてほしい。バスで買い物に行く商店が少なすぎてつまらない。利用者の割りにバスが大きすぎる、小型にして経費の削減をすべき。バス停をもっと細かくしてほしい。などなどがあります。町でも検討中なのですが現段階で課題をどのように認識しているのか伺います。

町長

次は循環バスの課題等についてのご質問でございます。今現在町が抱えておるこの現時点での課題等について申し上げてまいりたいと思います。住民の皆様の地域交通として愛着を持ってご利用をいただいておりますこの「いいちゃんバス」循環バスでございます。運行開始から5年目を迎えておるわけでございます、1にも2にも安全運転を基にして利便性の向上を目標に運行を進めております。いろいろとまあ課題も多いし、今お話のあったご意見も多いことは十分承知しております。なかなか全部が全部そのことを満たすというわけにもいかないのもまた事情があるわけございまして、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、特にあの路線によっては予約制を導入しております関係でまあデマンド方式でございますけれども、これをできるだけあの空運行をなくして経費の節減に努めるといふ一つの考え方があるわけございまして、声にもありますけれども町内であればどこでも路線上で乗り降りすることができるこのフリー乗車、この希望がかなり多いわけございまして、陸運事務所とも協議をしながら一定の範囲内の中でこの向上を努めて参っております、このことはあのだいぶ評価をいただいておりますということでございます。まあ今後におきまして課題いろいろあるわけでございますけれども、1つにはあの153のバイパスの供用開始、今年度内迎えることもございまして、かなりあのアクセスも含めて交通の流れが大きく変わるということも出てまいります。時間等の関係もだいぶ変わってまいりますのでこれらの見直しをこの中に入れるというようなこと。それから他の町村との特にまあ中川村あたりとのこの1つの線で結ぶような連携も出てまいりますので、その相互乗り入れといったようなことも考えていく必要があるというふうに思っております。それから当然のことながらJRの通勤・通学の時間帯にも考慮した運行の見直しといったようなこと。これも考えていかなければならないということでございます。いずれにいたしましても今後一層の利便性の向上を図るために、特に町内の路線、東西線におきましては地場産業施設などはじめとして地域商業施設への路線の延長や、通勤・通学時間帯への対応をできるだけしていくべきというようなこともあるわけございまして、そうしたエリアの拡大も一部検討して、そうしたことを今後1年の内に予算もいただいておりますので十分検討をしていくことが今の課題であるというふうに認識をいたしております。

中村議員

今町長の方からご答弁をいただきまして、他の町村との相互乗り入れとか、153バイパスのアクセス等を考えていくということですが、例えばですねこういう他の町村とか、153でまあ駒ヶ根へ行き易くするのか、それはちょっと内容的にわかりませんが、他の町村とまあ相互的に連携できることはいいと思います。でも町からこう町民が出て行って他でこうお買物をするということはねまあいいんですけども、町内のまあ商業というかね商店がそのどうなのかっていうこともちょっと心配されるところがありますので、そういうところも今後はですね検討していただいて、町内の商店とかがこう寂れて行かないようなそういう方法も是非考慮に入れて考えていただきたいと思っております。であの私がいくつかあの考えているまあ対策というか、あの問題点についてですねお伺い

いたします。先ずこれからその調査等をしていくと思うんですけども、その調査をですねあのしっかりと幅広い年齢層から声を聞いてですね、そしてやっていくことを要望いたします。次には高齢者や障がいのある方にとっては乗り降りが楽で安全でなければならぬいんです。現在のステップは高いと思います。低い形の低床ステップを今後調整できるのであれば早急に先ずこの辺の対応をしていただきたいと思います、これは早急にできるものなのか、買い換えるときまで待たないとだめなのか、そうなるかどうか待たなければならぬのかお伺いします。

総務課長

先ず幅広い年齢層の調査、これはあのこれから取りかかりますので、一応あの年齢層関係なく確認等調査したいように思っております。それからあのステップの関係ですが大型バスについてはステップが動いたと思いますので、あのドライバーさんに言っていただければ上げていただくことも可能ですが、ただあのちょっと15人乗りの方についてはちょっと不可能なないう気がしますが、すぐちょっと改造するっていうのはあの予算的なこともあつたりしますので、すぐは無理かと思っておりますけれどもちょっとそこら辺また検討させていただきたいと思っております。

中村議員

ドライバーさんに言えばできるということは今初めて知ったわけですが、そのことはその高齢者の方というかね利用者の方はどこかに知らされているんですかね。あのちょっと書いてあったのかどうか私はバスの中では見なかったんですけども、なかなかその頼むって言うことって言いにくいですよ。どうやってすればいいんでしょうか。

総務課長

あのステップが前に出たりするような形で、たぶんあの乗られる方の様子を見た状況でたぶんドライバーさんが調節していただいているんじゃないかというようにちょっと自分も認識しておるんですけど、はい。あのこれちょっともし不確かなことでありますので違っておりますらまた改めて訂正をさせていただきます。

中村議員

ではその辺よろしくお願いたします。また対策について料金についてですね私いくつかこう考えてみましたので、まあその提案をしたいと思っております。まあ検討していただきたいということですが、利用人口を増やすために利用料金等を考えてみました。まず町内線を200円から100円にすることを提案します。短距離利用者が多い町内先は病院線と料金を変えて利用しやすくすることにより、窓口が広がれば利用者が増え、結果収入も期待できます。次に定期券にして一定期間は一定期間何回も乗れる形にする。また小中学生は1,000円で15枚綴りにします。そうすると1回67円くらいになります。また中学生の定期券1カ月1,500円で販売する。この金額の割り出しなんですけれどもJRでは中学生の定期券は通常の7.5%割りで販売しています。七久保から通常18,000円であるのが2,660円であり、日割りでおよそ88円です。循環バスでは土日運休です。月22日で計算すると68円となります。通学時の利用を進めるためにこのようなことも考えました。次は箕輪町の状況を参考に考えました。箕輪では70歳以上はバスは無料、高齢者へのタクシー券はありません。我が町の22年度行政報告書によりますと福祉タクシー券交付事業は1,940,000円ほどです。当町でもバス料金をですね75歳以上を無料にいたします。そしてタクシー券は所得制限を設けることとバス利用が困難な人だけに交付します。そうすることによりタクシー券の交付額はかなり減額され、その分循環バス事業に移行されます。高齢者の皆さんは昼間の活動は多いと思いますのでバスでの利用をお願いしていきます。またある程度自由な歩行ができる方は健康維持のためにもバス停まで歩く

ことも大事でしょう。多くの人と出会うことで孤独感が解消でき有意義な時間が増すと思います。そして最後の提案ですが例えば家で1年間使える家族券をいくらなら買いますか利用しますか、というような調査を試みるのもいいかと思います。と申しますのは私は家庭券を 8,000 円として考えました。後期高齢者世帯が 107 世帯あるのを引きますと 2,363 世帯になり、その内 3 割の約 700 世帯が買ったとします。そうしますと 5,600,000 円の利益、昨年 の 4 倍になります。利用者にとって 1 カ月 670 円で家族が乗り放題です。大変にお得な額になりますね、これがもっとも増えれば例えば 5,000 円で 1 年間ということも考えられるのではないかということで、町民の皆様にごういう提案でアンケートをとるのもひとつ手ではないかというふうに思います。このようないくつか提案をいたしました、今後検討していく中で盛り込んで検討を進めることをお伺いしますがいかがでしょうか。

総務課長

いくつもありまして書くのができませんでしたが、先ずあの 200 円を 100 円ってというのはまあ 1 回 100 円に下げたまま 200 円に戻すっていうのはなかなか難しいわけでございます。ですので、あのまあこれ当時 200 円が一番いいということを決めたことでもあります。ですので、とりあえず 200 円ということは基本にさせていただきます。それから児童生徒の関係の定期券ということでありましたが、基本的にあの小学生中学生については循環バスは通勤通学等には利用しないっていう建前でまああの教育委員会サイドでも話をされております。ですので、あの使われるということになると土日しかないんですが土日は運行しておりませんので、基本的に中学生小学生についてはそれはちょっと不可能かなと思います。それから現在あの 1,000 円かな、要するにあの何回も乗られる方については一定金額の回数券がありますので、それはあの有効利用していただければと思います。であの今いくつかお話いただいたことにつきましても含めてこれからの調査、あの見直しの関係について検討をさせていただきますので、また改めてお伺いいたしますのでよろしくお願ひします。

中村議員

これは私がいくつか挙げた中で今後もし検討をできたという事で提案いたしました。まあ予算的なこともありますので個々の要望に応えきれないことがあると思います。住民が理解を得られるような関係委員会の皆さんに期待をいたしまして次の質問に移ります。町民からの事業理解を得るためにもできる範囲で委託内容の公表を行うべきでは、これは 22 年度行政報告書の地域巡回バス事業で運行管理業委託項目の中で、委託先、契約期間、委託契約額、契約額は 18,983,160 円、支払い額 17,647,260 円、そして利用延数 7,140 人とあるだけで、実に簡単なですねあの内容になっておりました。先ごろ担当職員に状況を聞く中で多くの取り組みや契約額の内訳などを伺い、職員の努力を知りました。住民の中には毎日目にする循環バスは、見るたびに空で無駄に思っている方が多いようです。そこで町民に身近な事業であるため広報紙等にバス利用の呼びかけや委託契約額の内訳、修理代、燃料費、人件費、利用額などを公表することを求めます。事業内容が見える形にして住民理解を深め、利用率を上げる努力を考えてはと思います。

時間が押ししてしまいましたので最後の質問も一緒にさせていただきます。4 番目、利用者の安全安心のため委託会社に対し安全運行確認を随時すべきでは。今年になって目に余る交通事故が頻発しています。京都府での考えられないような事故で多くの犠牲者を出したのに始まり、居眠り運転、無免許運転、そして記憶に新しい関越自動車道で観

町長

光バスによる悲惨な交通事故がありました。町長も他所事ではないと実感されたと思います。委託契約とはいえ町の財源による巡回バス事業ですから、迅速に委託契約会社に乗務員の状況を確認すべきだったと思いますが、伺うところによると確認がなかったようで大変残念に思いました。まあ私の間違っていたらご訂正ください。もしそうであったとしたら今後は是非、委託先であるからと信頼して係るのではなくですね、信頼関係であるからこそ常に住民の安全を考えお互いのために安全に対する啓発をしていくべきですが、是非このような取り組みもお願ひしたいと思います。すみません、この 2 点についてお伺いします。

それではあの最後に、この運行バスの事業内容というものをより一層公表した方がよくないかということでございまして、確かにあのそういうふうに私も思います。それであの行政報告書等で一定の項目については公表しておるわけでございますけれども、中身につきましてはいろいろあの複雑というか幅が広いわけでありまして、例えばこれはあの車両の大小によってその算定基準のこの内容というものがだいぶ難易度が変わってまいりますし、それから走行距離の問題、拘束時間、安全対策との 1 つの度合いの問題、それから法律に基づくその人件費他、走行距離や稼働時間、消耗品等々、いろんな構成要素から成り立って委託料というものが定められて協議のうえで契約がされておると、それから町は一定の利用料金の以外の部分をこの一般会計の方で支弁しておるという形になるわけでございます、やはりあの先程もお話にございましたように、こう自分のものとして利便性はあるんだけど、やはりこういうまあ一部税金から始まりまして町民の皆さんがその税金を投入して運行しておるこの貴重なバスであるということをやはり認識をいただきたいということはもう当然でございますので、そのうえでまあひとつ利用を図っていただきたいということの意味からも、できるだけあの更に幅を広げた公表してまいりたいというふうに思っております。で、その内容等につきましてはまた今後十分内部で検討してまいりますのでよろしく、どういふ方法と内容がいいのかということ時間をちょっとお貸しいただいて検討してまいりたいと思います。

それから安全対策の問題、もうこれは理屈抜きでございまして、先のあの自動車道の事故もそうでございます。その折りにもこうしたことに注意を向けつつ業者とも安全運転を要請しておるところでございます。あの法律的にもこれはもう当然そのことがあるわけでございます、道路運送法ございまして、既にこれはあの所管をしております北陸の信越の運輸局というところがございまして、ここの手続きに従って厳正に今対応しておりますし、それから身近なところでは警察署、それから役場の担当も含めて随時あの法定審査、それからミーティング等も任意の形で町の担当も含めてやっております、もうお陰様であの 5 年間ほとんどまあ無事故という形でございまして感謝しておりますけれども、今後とも安全安心のこの運行管理のためにも一層そうしたことに意を注いで、また業者の方も責任を持っていただいて、今度のあの事故で大変そうしたことも全国的にも大変シビアになってきたと思いますので、引き続き意を注いで安全運転を目標としてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

中村議員

終わります。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。

午後12時 1分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 堀内克美 議員

10番

堀内議員

通告に基づきまして「ふれあいのまちづくり自治基本条例」の制定についてを一般質問を行います。なお通告に併せまして具体的な質問内容につきましても申し出てありますので併せて質問をさせていただきます。初めに基本計画1年目の評価についてをお伺いいたします。なおこの項目につきまして併せまして先日行いましたは町政懇談会、そのテーマであります自主防災組織の育成、未加入者の耕地加入等についても行いますのでよろしくお願い申し上げます。昨年は3. 11の東日本大震災、長野県北部地震を始め立て続けに大きな災害が日本を襲ってきました。想定外の被害を目の当たりにしまして町長は直ちに地域防災計画の見直しを進めてまいりました。まあこのような状況の中での基本計画の1年目の町長としての評価はどうであったのかお伺いをいたしたいと思っております。また併せまして先ごろ行われました町政懇談会は今町民の皆さんが一番関心の高い防災問題に絞って行ったことで、田切区での懇談会につきましては例年をはるかに上回る大勢の皆さんの参加をされ大きな成果があったものとして私は評価をしております。他地区も含めてどの様な状況であったのか、次年度以降もこのように身近なテーマで取り組むのか今後の対応についてをお伺いをいたします。

町 長

それでは堀内議員のご質問にお答えをいたします。ふれあいのまちづくりという大きな捉え方の中で基本計画1年目の評価と、それから具体的にこの度のまちづくり懇談会のテーマ等についてのお尋ねでございます。基本計画1年目、第5次総合計画のまあ5年間という1つの前半の区切りの中で策定をしております町の基本計画でございます。スタートいたしましてから平成23年度が初年度ということで1年を経過して今日に至っておるわけでございます。5年間の目標の中である程度まあ数字目標を掲げてのまあ計画でもあるわけでございますけれども、1年目ということで果たしてその十分な評価が今できるというわけにはまいりませんけれども、大きな基本的なとらえ方であります8つの基本政策の方向性、それからそれを実現していくための4つの各プロジェクト内部組織でございますけれども、これらを全ていま稼働になっております。始動してございましてそれぞれのプロジェクトの中でこの政策実現のために今、今年度更にまた次年度に向けての取り組みをしておるところでございます。また方向性全て出ておりませんが、そうした立ち上がりということの中で1つのスタートが切れたのではないかとということで、これからが1つの正念場というふうに思っておりますので、今後とも鋭意この基本計画の方向を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから具体的にこの度のまちづくり懇談会について、今年は特にあのテーマを絞って安心安全なまちづくりの中で特に地域防災について考えるということ町民の皆様と共にまあ考えたいということで、絞り込んだテーマ設定の中で懇談会を開催をいたしました。今そのことについての堀内議員の見解もいただきましたけれども、まあ議員も地元の最寄

りの会場へ出席をいただきましてありがとうございました。いろんなご意見が出ておりますけれども、私自身もこうしたあのまさに時を得た課題であるこのテーマに絞り込んで、いろんな形で意見交換ができたということは大変よかったのではないかとというふうにも自分でも思っておりますのでございます。従いましてまあ最低一度は年にこうした懇談会をやってみようと思っておりますけれども、今後ともテーマづくりをいたしまして、それに絞り込んだひとつテーマでもってひとついろいろと懇談ご意見をいただくような形にしてみたいということ考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

堀内議員

私もまあそんな方向がいいのかなとまあそんなように思っておりますので、今後よろしくお祈りを申し上げます。続きましてその町政懇談会、今年は防災組織の強化というのが町からの要請の1つの問題ではなかったかなとまあそういうふう感じております。地域に自主防災の組織の見直しを呼び掛けておりましたけれども、災害など緊急時にはそれぞれ区、耕地などの自主防災組織が中心となった住民相互の連携、助け合い、これが大変重要になってまいります。このためには地域の住民情報など地域の実情の事前把握も重要になってまいります。自主防災会の組織化には自治組織未加入、耕地未加入者、その皆さんにも呼びかけて緊急時に一体となった行動ができる体制づくりが必要ではないかと思っております。まあこのような問題を機会として是非この未加入の皆さんを耕地加入についての推進をお願いをしたいと思っております。併せて「耕地」という呼称の変更、これにつきましても進めてみたらどうでしょうか。七久保区では既に今年の4月から耕地の呼称を自治会の呼称に変更を行ったとそういうふうにお聞きしております。私も以前の一般質問で耕地から自治会への呼称変更を町が主体性をもって行うよう質しましたが、当時のお答えでは地域の自主性に任せるということで今日まで経過をしております。実は自治組織の呼称変更につきましては過去にも例があったわけでありまして。確か昭和50年前後と思っておりますが、当時は「部落」という名称を使っておりました。まあこの問題はまあ当時の部落解放問題ともいろいろ関係するのかな、どうもよくないんじゃないかということで当時は町の方の主導で「耕地」という呼称に変更になって今日まで来ておるところでございます。そういうことでありますので地域の自治組織、これもある意味では行政の末端の組織ともいえると思っております。町は主体性をもってこの名称変更についての指導をしていただきたい、まあそんなように思っております。またもう一つ耕地未加入世帯の状況も町から資料をいただきましたが、資料によりますと昨年の10月1日現在は総世帯数3, 236世帯、これに対しまして未加入世帯数385世帯、未加入率が11. 9%、前年度の数字と比較すると若干は改善されておりますが、どうもこれ資料の内容をよく見てみると実態と少しかけ離れた点が見受けられるなあとまあそのように思っております。例えば私の住む北河原耕地についてであります。2世帯が耕地未加入こんなふうになっております。私の知る限りここ20・30年というもののまあ残念ながら新しく耕地に加入したという話は聞いておりません。これはおそらく後継者の結婚などで世帯分離を行ったこのことが原因ではないかなとまあそんなふうにも思っております。窓口対応を工夫すればこの皆さんが実質的には親と同一世帯の後継者世帯だとまあそんなふうにも確認もできるのではないかなと、是非そんな工夫をお願いをいたしたいと思っております。また既に未加入世帯となっております世帯の確認につきましては、それぞれの耕地などに照会をしていただければ、耕地にも世帯の台帳なんかを持っておると思っておりますので、是非そんなこともお願いをしたいと思っております。

町 長

これにより未加入世帯の改善が図られるものと思われま。自主防災組織の再編に併せまして耕地など自治・耕地自治会などへの加入促進と自治組織の呼称変更、それを町が主体性を持って行うかについてお伺いをいたします。

具体的にまあ自主防災組織づくりのまあ大切さということに関連をして、この未加入者のこの加入促進というようなこと、それから実態の捉え方というような関連でのご質問でございます。今回まちづくり懇談会を開催をいたしまして、その中で自主防災組織づくりについて参考になるようなビデオもご紹介を申し上げたわけでございますが、その中で自主防災組織づくりは様々な方法はあるかと思えますけれども、やはり地域のコミュニティーができてきた場合に初めてその威力を発揮すると、そのことが望ましいというようなことかと思えます。まあお陰様で飯島町の場合は区をはじめまた耕地や自治会組織が古くからまあ形成をされておりまして、かねてその自治会組織が自主防災組織として活動をいただいておりますということでございまして、大変組織づくり的には都会に比べては一日の長があるというふうに思っておるわけでございますが、一方でその未加入の方々へのこうした防災に対するひとつのまとまりをどうつけていくかということも大きな課題であるというふうに思っておるところでございます。で、この加入促進につきましては、もう従来から町といたしましても地域の区長さんや耕地総代さん自治会長さんともお願いをいたしまして、このできるだけの情報提供をしながら町でも窓口でパンフレットを用意したり、それからそれに対するご理解をいただくようなアドバイスもさせていただいておりますけれども、一部には効果も上がっておりますけれどもなかなか現実としては厳しい状況があると、今お話の約10%前後未加入であると、あの内容は若干いろいろあるかと思えますけれども、そんなことでどうしてもやはりこれはまあ100%に近いこの加入が、この防災対応の面も自主防災会組織としても大切であるということを感じております。従ってその努力はいたしてまいりますけれども、再三申し上げておりますように、やはりこれはあの地域の実状というようなものもあつたり、それから部落から耕地へ名称を呼称変更した経過もございます。それぞれの地域でいろいろあのお考えも違うかと思えますし、このことはあの町が主体的になって前のその第4次の構想を策定をするときに、ひとつの区と耕地の位置付けということの中に関連していろいろと議論をしたわけでございますけれども、なかなか行政がそのこうした決め付け方的なことはもうできないという1つの結論に達しまして、ちょっとぼかしたような表現になっておるわけでございます。で、お話ございましたように七久保地区におきましてはこれがあの地元からの議論の発想という展開の中で、それぞれの耕地等に図られて最終的に4月から自治会というふう呼称変更をいたしました。いろんな議論を経て最終的には総会の議を経たというふう伺っておるわけでございます。ただあのこうした議論をする中で、やはり時代も経過をしまして、それから耕地というこの呼称が従来の耕地というあの既存の地域の皆さん方との思いと若干あの外部からの移住をしてきた方達も増えてまいりまして、そこにその違和感もあるというような面もうかがえるのではないかというふうに思っております、それであくまでもこれは地域の自主性というふうなふうに思うわけですが、その耕地という呼称がややもすると耕地加入というところにその精神的なひとつの心情的な考え方の中でちょっと抵抗感があるということが、耕地加入を阻害しておるようなことがあるとするならば、やはりこれはひとつ考え方をまた方向転換をして考えていく必要も

堀内議員

あるかなあというふうに思っておるわけでございますので、今ここであの明日から町が行政主体となってそのことの自治会の方へ向かいますというわけにはまいりませんけれども、そうしたことも踏まえながらまた区長さんや耕地総代さんともお話しをしながら、ひとつの意見交換をする中で、できればあの耕地という呼び方と自治会という呼び方が行政の中町の中に2つあるということとはなかなかやりにくい面もあるわけでございます。いろんな文書の通知から会議の持ち方からですね、ですので今の時代の流れにあつて、そしてまたできるだけそうしたあの名称のことも含めたことが加入につながりやすいということであるならば、またそうした考え方で事を運んでことも必要だというふうには今思っておる状況でございます。

私も申し上げましたがそれぞれこれから自治会と耕地という名称でいくということはまあ行政の運営上にも非常にいろいろ難しいところも出てくると思えます。まあ地域それぞれ区会、区長会あるいは耕地総代さん方との相談をしながら是非積極的に進めていただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。それから町への住民登録の際へのそれぞれの手続きについて、窓口の工夫をすれば多分もうちょっとその確認できる部分、先程言いましたように結婚して親の跡を継ぐんですが世帯分離ということになって世帯別に構えて未加入という形で、届け出に來られた人はそうするんですが、実際には親の跡継ぎだということになりますので、そこらの加入時の窓口の対応の工夫を是非進めていただいて、この未加入の割合の減少に努めていただきたいとこんなふうに思います。

それでは次に地域の住民の皆さんから素朴な疑問ということで何点かいただきましたので、その内の3点について先ずお伺いをしていきたいと思えます。先ず1点目ですが今年の消防団の出初め式の町内行進は団員が少なく寂しかったね、消防団員は何人いるの、1回も参加しない団員もいると聞いたがその団員にも年報酬や退職報償金が出ているということ聞いたことがあるけれど本当か、まあそんなように言われました。まあ現在の団員数は確か300人というふう記憶をしておりますが、出初め式、各種訓練などの参加状況、また1回も行事などに参加しない団員がいるのか、それから年報酬、退職報償金の支払い状況についてをお伺いをいたしたいと思えます。

町 長

個々の問題につきましては先ず消防団員の活動と出席等の関係でございます。昨年3月の東日本大震災、また長野県で発生をいたしました栄村、松本市周辺での地震災害、これらの報道を見るにつけてもこの地域防災の重要性や消防団員のこの活動の重要性、改めてまあ認識をさせられたということでございまして。ご承知のように消防団員の身分につきましてはその勤務の危険性、特殊性から特別職の公務員というふう位置付けられておるわけでございます。しかしながらその危険性、特殊性から団員の確保につきましてはどの団員もこの定数確保につきましては大変苦慮をしておる状況でございます、団員の高齢化も問題の1つというふうになっております。昨今は町内に在住する団員も職場が町外であったり、勤務の形態も夜勤また休日出勤が増えるなど、なかなかこの訓練や行事に際しての参加が大変難しくなつておる現実の姿があるわけでございます。できるだけまあご家族や職場のご協力ご理解をいただきながら参加をいただいております。今ご質問のございました例えばまあ出初め式にいたしましても、今年は定数300名に對しまして、今年と申しますかここ数年間で見ますと、平成21年度では186名、定数は変わっておりませんので186名、22年度で220名、

23年度には198名をいただいております、こうした状況、それから春季訓練や観閲式にも21年度には181名、22年度168、23年度188、平均まあこうしたあの出初め式も含めて6割から7割の出席、参加率というふうになっておるわけでございまして、約3分の1強の方が定数の団員であるけれどもなかなか出席いただけないと、中には固定されておる方もおるやに聞いておるわけでございますが、この辺のところはあの各町村もだいたい同じような数字の傾向だそうでございます。どこの市町村も大変苦労しておるということでございますが、それ以下のところもあるやに今お聞きしております。従いまして今後とも是非ご家族をはじめ本人はもちろんであります、職場の皆さんにもご理解をいただいて団員確保とそれからそれぞれの行事、式典への出席をお願いしていくということで、消防団団長を通じたりしてまたお願いしておるところでございます。そこであのそうした現実を踏まえて公に支給をされますこの団員報酬とそれから退職慰労金制度があるわけでございますが、このことにつきましてはあの勤務の状況、実態に合わせて団員のその活動の実績に基づいて適正に今、金銭給付の方は処理をしておるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

堀内議員
まあお答えをいただきました。私も事前に資料をいただいておりますが、今見ますと約3分の2、行事の参加者が3分の2、まあ一番ひどいのは春季訓練で半分以下ですかね、という時もあったようでございますが、まあ非常にあの今、団員の確保が難しい時期だと、そのことは私も理解をしておるところでございます。しかし消防団員の確保は今後想定される大規模災害発生時の緊急時等の対応に非常に重要な問題でございます。このような出席状況でありまして消防団活動が維持されていくということであれば一層、団員の定数を少なくしてがんばっておられる団員、まじめに活動している団員、その皆さんの処遇の改善を図ったらどうだろうか、また昼間の災害、火災などの災害など緊急時の団員の確保のために、まあ自衛隊のようにOB団員の登録制を採用して、現役団員と合わせて団員総数の確保を図ったらどうだろうか、そんなことを私は思います。いろいろ工夫して地域の守りの強化を図っていただいたらどうでしょうか。今の点についてをお伺いをしたいと思います。

町長
定数300人につきましては、かつての350名から50名減員をした経過がございます。5・6年経っているのかなというふうに思っておりますが、あの当時も同じような議論が背景にあったということでございます。であの、じゃあこうした出席率なんで実質稼働してないといえますか出席していない団員3分の1相当をまた減らしてということですが、やはりあのこれは団員確保というものを前提において、それぞれの危機管理の段階でできるだけまあ、同じ人が必ず欠席とかいうことでもないと思っておりますので、少しやっぱりあの底辺を広げておかないとそうしたリスクに対応できないということもございまして、今後の1つのまあ検討課題とさせていただきますけれども、むしろそれよりも団員確保をして機能の充実を図っていくということを当面考えてまいりたいというふうに思います。その手法として今、堀内議員ご指摘のようなご意見もいろいろあるかと思っております。女性団員の確保も含めて。やはりあの昼間の災害というような場合には地元の女性、あるいは女性の消防団員といったようなものの消火栓の扱いなんかも力を発揮する場面もございまして、そうした面も含めながら年齢的にも若干こう上げていかざるを得ないわけでありまして、そうした意欲のあるこの消防組織というものも考えて見直す必要

があるのかなあというふうに思っておりますので、意見を参考にさせていただいて今後の検討課題とさせていただきますと思います。

堀内議員
今いろいろ課題はあろうかと思いますが、町民の安全確保のために是非ご検討をお願いをいたしたいと思っております。次にこんなことを聞かれました。まあ、かんでんばの伊那食品では出勤前に職員が周辺の清掃や管理を行っているが、役場や施設周辺の草刈りや管理は職員の奉仕活動で行っているんだよね、まあそんなように聞かれました。現状をお答えください。

町長
伊那食品工業、かんでんばの例を出してまあそうした形についてのご質問でございます。大変これはあの企業的にもそのことが十分取り組まれておまして、敬意に値するというふうに感じておるところでございます。

堀内議員
ちょっと質問のあれが理解がしていただけなかったんですが、役場の関係については例えば草刈りやそういうことはどなたがやられておるのか改めてお伺いいたします。

町長
あの伊那食品の例の所見を聞いていただいたというふうに思ったものですから、ちょっとそのことだけに限って申し上げましたけれども、まああのこうした取り組みもあることは承知しております今申し上げた通りでございますけれども、あの町では出勤前に特別なこの時間を区切つての草刈りや作業といったようなことを組織的にやっておる状況では今ございませんけれども、それぞれのまあひとつの考え方の中で職員はゴミ拾いや草刈りや、そしていろんなこの環境に取り組む活動というものをそれぞれの気持ちでもってやっていたいておること、あのよく私もその現場を見かけるわけでございますけれども、そうした気持ちに沿ってやっておるということはもう事実でございますし、またあのボランティア的な1つの作業も含めてですね災害地へ赴いたり、それから越百園やまんてんの各福祉施設へ行って窓拭きをしたりというような自主的なそのボランティアの中で自分たちのその取り組みというものをやっておるということをご理解をいただきたいというふうに思います。まあこれはあのボランティア、善意というものはこちらで強制をして組織的にやるというわけにもいかない部分もございまして、あくまでもこれは自発的な1つの善意でもってやることでございますので、その辺のことも職員には期待をしながら、職員のひとつの善意、自覚の表れというものを期待してまいりたいというふうに思っております。

堀内議員
まああの伊那食品の場合にはまあある意味ではあのことが企業のPRにつながっていくというところがありますから、まあ飯島町としましてももしそういうことになればそれも1つのPRの方法になるんじゃないかなあともまあそんなふうに考えます。今答弁の中にありましたが、まあ時間外のことですから職員の自主性ということを尊重しながら町民との協働活動、そういう兼ね合いも含めて是非、町長あるいは職員の皆さんで考えていただけたらなあと思っておりますのでお願いをいたしたいと思っております。もう1つ、高齢者の皆さんの中でこういう話がありました。協働のまちづくりは聞こえは良いけれど年を取っても住民負担が多くなり楽にはならないなあ、最近では自助とか協働とかボランティアとか言っているが俺は道路の路肩の草刈りを何十年も行ってきたよと、これもボランティアだよ。最近では草を刈っていても自動車が間近をスピードを上げて通過していく、とても危なくてしょうがない。俺らが草刈りをできなくなったらどうなるんだろうなあ。というようなことを言っております。あのボランティアというのをこの皆さんにもボランティア活動としてやっていたいていのがこういうことでございまして、地域でも考え

ていかないけない時期がくるんじゃないかなとそういうことをこの人は言っておるわけ
でございます。これから町の中では道路によっては町の方で草刈りをしておるところもあ
ると思いますが、そこらの住み分けもしていただきながら対応していかないと住民のまた
不満にも伝わっていくと思いますので、その点についても是非検討をお願いしたいと思
いますのでお答えをいただきたいと思います。

町 長

高齢化が進んでなかなかあの地域の協働活動的にも支障をきたす個々の部分があるとい
うご指摘でその通りだというふうに思っております。現在、各方面において住民の皆さん
や耕地、自治会の皆さんが、あるいは各種団体の事業者の皆さん含めていろいろとご協
力をいただいて、協働のまちづくりの推進にご協力をいただいております。本当に感謝を
しておるところでございます。特にあの耕地や自治会におきましては水路の整備や草刈り
などの作業、花の栽培や様々な活動をされております。また冬になりますと大雪には雪か
き作業等大変ご苦労いただいております。こういった皆様の努力によって町の風景はいつも美しく、また冬の降雪時には町道もまあ一早くまあ雪かきされて、
安心して通行や暮らすことができるというこの社会貢献の一翼も担っていただいております。その一方で町は高齢化率も3割を超えてまいりました。世帯の中で
この作業に従事できる後継者がだんだんまあ少なくなってきておことは事実でございます。高齢者世帯の皆さんにとってはとても大変であるという声をよく聞きます。これか
らは益々そうした傾向が進むものと予測しておりますので、できましたら
そうした点についても耕地や自治会は是非ひとつお隣同士のまたご留意をいただくような
見守っていただくようなひとつの考え方の中で、できるだけそうした高齢者の皆さんの負
担を軽減できるような1つの工夫を共々にやっていただけたらありがたいというふうにも
思っておりますし、またあの除雪等につきましても、また町の方でも精いっぱいまあ公
の中の責任でできるような努力をしてまいりますけれども、そうしたことを地域の皆さん
方と一緒にまた福祉の面も含めて考えてまいりたいというふうに思っておりますのでご
ざいます。

堀内議員

いくつかの点についてお話をしましたが、いずれもボランティア、まあ消防も含めて
ボランティア的な活動の内容でございます。それから地域の高齢化の問題であります。こ
のことはこれからの飯島町の大きな問題として関わってくると思っておりますので、是非地域と
連携しながらこの対策を進めていただきたい、まあそんなふうに思います。次に第5次基
本計画につきましては町の将来像を「人と輝くふれあいのまちづくり」、主役は「きらり
輝く人」、舞台は「緑輝く癒しの町」、脚本は「みんなで築ききずな」、演出は「勇気、
挑戦、そして感動」そのように添えております。または町長は第5次基本計画概要版のあ
いさつの中で、まあ前文がありますが最後のところで「町の抱える様々な課題を解決し夢
と希望の持てる持続可能で魅力ある町づくりを町民と一体となって推進していく所存で
す」と言っております。この主体その主人公となる町民とどの様に向き合ってこの第5次
基本計画の町の将来像を進めていくのかお伺いします。

町 長

町の主人公は町民の皆さんであるというこの思いの中で、どう取り組んでいくかとい
うことでございます。飯島町第5次総合計画に沿って現在8つの基本施策、それから4つ
の重点プロジェクトを今立ち上げて、今後の政策の実現に向けて今努力をしておるところ
でございます。お話にございましたように、この基本的な将来像は勇気と挑戦と感動とい

堀内議員

うことをひとつの掲げて、この行動指針の下に住民の皆さん方の知恵をお借りし、それか
ら力をお借りして皆さんと一緒に、この何とか希望の持てるこの少しでも町が良い
町になるようにということで取り組んでおるところでございます。基本計画2年目を迎
えておるわけございまして、社会情勢もいろいろ防災の面からも含めて個々変わって参
っておりますけれども、この理念はいささかも変わることはございません。常に住民の皆さん
方には何か困ったことはないのかどうか、何を必要としているのかと、常に住民の皆さん
のご意見に耳を傾けながら、その時々に適した安心して住めるこの環境づくりのために、
住民の皆さん方に優しいひとつこのまちづくりのために地域とともにまあいろんなご意見
をお聞きしてこの第5次総合計画を進めてまいりたいというのが基本的な考え方でござ
いまして、いつも町民の皆さんにもそして職員にも言っております。まちづくりの主役は町
民であると、行政は常にその町民の目線に立って町民の立場に立って仕事を進めていく
ということが基本原則でございますので、手法はいろいろあるかと思っておりますけれども、努
めて町民の皆さん方と接しながら、そうしたことを情報を得る中で、お話を得る中でひと
つ町民に向き合うこの正面から向き合う姿勢の中で行政を進めてまいりたいというふう
に考えております。

それでは最後の質問になりますが、自治基本条例の制定についてをお伺いをいたしま
す。今までいくつかの問題について町長の考えについて質してまいりました。いま行政と
議会に求められているものは住民との関係を明らかにして住民と如何に向き合うか、では
ないでしょうか。この住民自治基本条例は行政運営の基本原則や住民の権利や責務、町長
の権限や責務をはじめ自治体運営に関し極力具体的に規定するものであります。通常の町
の条例の最上位に位置し最高規範性を持った町のまあ憲法、言ってみれば自治憲章とも言
われる条例でございます。2年前に私も第5次基本計画策定中でありましたが質問を行
っております。が、第5次総合計画では前期計画の中で「ふれあいときずなを広げるまちづ
くり」この項目の中に住民基本条例の制定の検討を謳っております。話は少し反れますが、
議会では昨年の6月から議会活性化の推進を進めております。その中で住民に開かれた議
会を進めるため議会基本条例の制定についてを検討しております。現在全国の多くの議会
が取り組みを進めておりますが、全国の自治体数1, 742、この内昨年の7月には町村
で70位でありましたが、先日、議長さんからお話をお伺いした中ではどうも300くら
いが議会基本条例をもう取り組んでいるよというような話が大会であったということでご
ざいます。議会としましても住民と議会との関係をこの議会基本条例という形で明らか
にしまして、明るく住みよい安全で安心なまちづくりを議会の立場としても進めていこう
ということで取り組んでおります。一方の自治基本条例の制定状況を見ますと、全国では1,
742自治体の内、今年の4月1日までに制定された自治体は233、13.38%で
ございます。長野県では77自治体の内7団体9.1%であります。お隣の駒ケ根市では平
成20年の7月1日協働のまちづくり条例、こういう名称で自治基本条例を制定して
おります。先月の長野日報の報道によりますと、駒ケ根市で2月に実施した市民満足度調査、
これで市民満足度が66.75%、3年前の数字と比較して2.3ポイントの上昇をして
いるということを報じております。前回調査が平成20年度自治基本条例制定された年
ですから、この条例制定の効果が駒ケ根市では現れているのではないかなとまあそんなふう
に見ております。自治基本条例の制定につきましては現計画の中で検討を約束はしていた

町 長 だいておりますが、いつごろ作られるのかお伺いをいたしたいと思います。議会の基本条例の制定は今後地区の懇談会などを実施して、できたら12月議会には条例化をしていきたいということで今検討を進めておるといことで、まあこれと同時ということにはいかなないと思いますが、安全で安心な「人と緑輝くふれあいのまちいいじま」住民主権の飯島町を目指して住民基本条例の早期制定についての町長のお考えをお伺いをいたします。

飯島町の住民基本自治条例の制定の件でございます。お話にもございましたけれども、この住民自治基本条例はまちづくりの基本理念などを明らかにいたしまして、地域の課題への対応やまちづくりをだれがどんな役割を担いながら、いろんな方法でまあ進めていくかということの基本理念といたしまして、私たちの地域における真の自治の基本ルールを定めていくということでございます。住民自治基本条例は町の現基本計画策定時に議論をされまして、表現的には今お話ございましたようにこの5年の基本計画内において検討をするという表現であるわけでございますが、その取り組みの主体的母体となりますこの飯島町協働のまちづくり推進会議というのが同じ項目の中で具体的に謳われておるわけでございます。これはその前提で設置をするという1つの考え方に立っておりまして、取り組むべき5カ年計画の基本計画の中の課題というふうに捉えております。ただまあ一般的にこの基本計画策定の中の議論の中でございますけれども、あまりこの時期を急ぐあまりにややもすると他の町村に見られますように、条例先行、理念先行ありきというようなことの中で、なかなかあのその実を上げていないというようなことも報告されておるわけでございます。決してあの、押しつけ的なものではあってはならないと、機を熟しを見ながら取り組んでいくことが最も大切であるというふうに言われておりまして、私もその通りだろうというふうに思っております。飯島町におきましては平成23年度からは全地区におきまして支援員制度をもって配置をいたしております。地域づくり委員会が各区ごとに独自の活動もしていただいております。言ってみればこの住民の一番の足元の自治というものを自ら取り組んでいただいておりますということも言えるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもこうした地域づくり委員会の活動の経過などを含めまして、そして住民自治や協働のまちづくりを進める中で住民の皆さんからの条例制定という機運が自然的にまあ高まる中で、そのことを期待しながら条例制定に向けての検討をしてみたいというふうに思うわけでございます。今お話にございましたように議会の方でも議会の自治条例というものを制定が目前に控えておるといお話でございまして、町といたしましてもこの議会基本条例との制定の1つの勘案をしながら、またその実践を見ながらひとつ連携して検討していくことも大切であるというふうに思っておりますので、いろいろ申し上げましたけれどもこれは5カ年の基本計画の中にきちんと位置付けられておる大きな課題でございますので、いま稼働しておりますこの町の協働のまちづくりのプロジェクト、この中で具体的な検討に入りたいというふうに思っております。

堀内議員 町民の機運が高まって来るのを待ってということもそういうふうに言われておりますが、まあそうは言ってもある程度町として町の条例として制定するという内容でございますから、その内容の検討につきましては住民の皆さんとの連携の中で作っていくことがいいと思いますが、ある意味では町がリードしながら進めていくべきではないかなと、そう私は思います。そういうことで適切な取り組みをいただくこと、それから前期の中で制定を目指しておられるのかを最後にお伺いして質問を終わりにしたいと思っております。

町 長 5年間、後まあ4年間の中でございますけれども前期の基本計画に位置付けられた課題でございますので、その期間の中で制定を目指してまいりたいとそういうことでございます。

議 長 3番 浜田 稔 議員

3番 浜田議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初にゴミ処理についてお尋ねいたします。町のゴミ処理計画第2期計画ですね、平成35年、12年後には家庭ゴミを5%、それから事業系ゴミを25%減らすという目標を掲げているというふうに理解しております。まあただ、ちなみにこの前提となっております人口推移はこの時点では12%減ということですので、12%人口が減って5%のゴミ削減というのはどんなものかというのはいささか疑問があつてですね、もし目標通り15,000人になると逆にゴミが増えるんじゃないかとまあそんなツッコミもあるわけですが、まあそうは言いつてもですね、飯島町のゴミの排出量は全国レベルよりもかなり低いと理解しております。およそ半分ぐらいでしたかね。ただまあこれはあの人口規模の小さい市町村ほどそういう傾向にあるということもあります。それからもう一つはあの各家庭での努力の余地もですねかなり目いっぱいかなという印象を私自身も持っております。トレーを洗ったり牛乳パックをですね洗って切り開いたりといったようなことも私もせっせとやっておりますけれども、まあかなりのそこまでやっているし、まあ定着もしているのかなというふうには思っております。ただその一方でですね、あのこのゴミの処理のために、国レベルで見ますとですね投入されている税金というのは約2兆円ということで、まあこれはあの地方税制になるんだと思っておりますけれども、決して無視できない金額がですねゴミ処理という非常にマイナスの事業のために費やされている。それから国内の処分場も当然日本は山国ですし、最近では水源問題もございまして、決して余力があるわけでもない、というふうには思っております。ちなみに国全体のゴミの推移がどうだったかっていうと、約30年以上に渡って調べたグラフがございます。これはあの環境省ですね、グラフですけども、だいたい「かまぼこ型」をしていまして、昭和60年ぐらいからバブルに向かって当然のことながら上昇します。でその後は頭打ちになるんですが、ちょうど2000年からですね今度は下降傾向になって、これはごく最近ですので平成22年まで入っておりますけれども、近年急激にゴミの量は減っていると、まあ経済が低迷しているということもあるかもしれませんけれども、でこれを見ますとですね、このゴミの減少量は実は2年間で6%とつまり年率3%なんですよ。そうしますとあの飯島町が平成35年までに5%というのがこの現実の日本の推移と比べていかなものかと、まあこんなふうにも思うわけでありまして、まあそんなことありましてですね、先ず最初にお伺いしたいのですけれども、あの計画は計画としまして、もっとより高い削減目標を掲げた方がですね1つは町の環境改善にもなりまして、それから財政負担の軽減にもなるのではないかと、先ずこの目標の見直しをなさるお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

町 長 それでは浜田議員のご質問にお答えをいたします。ゴミのまあ処理行動計画目標設定、その目標をどうまあ考えていくかということでございます。ご承知のように様々なこの問題を抱えておりますゴミの問題でございます。平成23年の3月に第2期の飯島町ゴミ処

理行動計画を策定してございます。家庭系のゴミの目標値は平成22年度までの5年間の実績と国の目標数値を検証した中で、飯島町においてはゴミ処理費の有料制度導入の前の平成12年度において、資源ゴミを除く排出実績は1人当たり1日平均349グラムでございます。これに対しまして平成20年度では248グラム、有料制度導入と資源化の取り組みによりまして削減率が28.9%というまあ数字でございまして、大幅な排出の抑制が図られたと、当然これは地域の皆さん方のご協力があったることということと、こうした環境問題を取り組んできた多くの課題がご理解いただいております結果だろうというふうには捉えております。このことから上伊那地域の排出対策を効果的に取り組むための広域連合、この一般廃棄物の処理計画におきましても目標年次の、ただいまお話のございました平成35年、これを5%削減することを目標値としておる中で、飯島町は上伊那平均の排出量379グラムに比べまして65.4%、まああの50%というようなお話もございましたけれども、まあそれより少し上で65%ぐらいに位置しておると、1人当たり130グラム少ない実績であるというふうに、大変まあ取り組みに対してありがたいというふうには思っております。そこで町内の更なる燃えるゴミ等の排出量の抑制数字のために5%の削減をして現在に至っておるということでございます。まあこの5%が人口若干減少傾向とそれからいろんな状況の目標の中でいかなものかということもある程度あのその通りだなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましてもこの連携してやっております上伊那広域連合では平成25年12月を完成目標としまして、景気の動向の問題や人口の問題、それから高齢化対策の推進の傾向の問題等、社会情勢全般的に変化を見ながら検証を行いまして、改めてこの時代に即した基本計画を策定をしていくということになっております。当然まあ町もこれに連動しながら計画を見直していくという形になります。平成25年度において新たな削減目標を定めてまいります、この時期、計画策定を今年度から準備をしましてという事で、今お話にございますこの5%の目標というものが飯島町の実態それから社会の実態に合わせてどうあるべきかということをもう一辺根本的に検討していく必要があるというふうには思っております。以上でございます。

浜田議員

町の行動計画では絶えず計画の見直しを行っていることでありますので、まあ今の町長のご答弁のとおり是非見直しを重ねていただければと思います。あの私が50%と言ったのは上伊那に対してではなくてですね全国に対して半分ということです。で、1年ほど前に町議会でもってあの郡内のゴミの施設の視察を行いました。まあ大変平凡なことかもしれないけれども、私は非常に強く感じたことが2点ありました。1つはですね相変わらずその過剰包装のゴミがですね多いということでもあります。まあこれはちょっと後ほど触れたいと思います。それからもう1つ、実は大変ショックだったのですけれども生ゴミを燃やしているということを知ってですね愕然としたということでもあります。まあそういう認識がなかったというのは恥じさらしなわけですけども、私自身長いこと生ゴミはあの農業だったり家庭菜園だったり堆肥化してましたので、あれを燃やすというイメージを持っていなかったということですね、まあこのやり方というのはその循環型社会にほど遠いだけではなくて、エネルギーの大変な無駄遣いだというふうに感じます。で、生ゴミは言うまでもなくほとんどが水でありますからそれを蒸発させるというのは大変なことですね。0°の水を100°に上げるためのエネルギーに対してですね、その同じ水を蒸発させるためにはその5倍のエネルギー、5倍以上のエネルギーが必要になります。で

すから巨大なエネルギーをその生ゴミの燃焼のために使っているということになります。ちょっと話が毎日になるんですけども、実は私あの夏の電力対策にですね建物の屋根か壁に水をかけたらどうかという、非常に安上がりで手っ取り早いことを考えていました。で、提案しようと思っていましたらあの大成建設という大手の建設会社が論文を書いてまして、ちょっと面白かったので横道に反れますが、あの1平方メートルの壁にですね1ミリほどの水をまあ吸わせるかかけるかします。でそれを蒸発させますとだいたい700ワットの熱量を奪っているということでもあります。で一方で太陽が壁に当たるときの熱量は同じぐらいの800ワットか900ワットぐらいなんです。ですのあの1平方メートルの壁に1ミリの水というのは1リットルになります。ですからヤカン一杯ほどの水をですね1時間に1回かければその太陽熱はそれでキャンセルできると、相殺できるとまあそんなようなことを開発しているようで、どうも雨水を溜めて壁に水を吸わせる、そんな壁を大成建設は提案しているようでもあります。まあこれはあの一般質問の中身じゃないのであの何を言いたかったかということですね、あの水の蒸発熱というのはまあそんなように有効活用すれば極めて劇的な効果を持っているというふうにも言えますし、逆にこれを焼却炉で蒸発させるということではですねとんでもない無駄遣いをしているということになります。で、伊那中央清掃センターではまあ要するに上伊那の主力の焼却炉ということになりますけれども、生ゴミ処理はちょっと数字の拾い方が難しかったんですけども、多分5トン相当ぐらいになるんじゃないでしょうか一日に。ということは5立方メートルの水をですね毎日煮飛ばしているということですね清掃センターはやっているということになります。で環境省の方もこれまであのダイオキシン対策やなにかかなり前重点を置いていましたけれども、昨今はCO2削減ということをかなりゴミ対策の中心に置いているように私理解をしましてですね、先の5トンというのは多分4,000,000ワットアワーぐらいの電力になりますか毎日。ですからそれにふさわしいCO2をただ生ゴミを処理するために出しているのかなというふうには思ったわけなんです。で実はこの問題はあの下伊那といいますがあの南信州広域連合の資料を見ていましたらですね、大変面白い事が書いてありまして、生ゴミの水分を半減すれば炉の規模は68%で済むというあの試算データが出てます。もしそうだとするとですね、あの私最初は単に気になっただけの話だったんですが、実は焼却物の中の生ゴミをですね徹底的に減らすということはエネルギー問題に対して大きく貢献するだけではなくて、実は焼却炉の建設方針にまでそれなりの影響を与えるものではないかというふうにはこの資料を見てふと思ったわけでもあります。まあそういうことでですねあの町でもいろいろな助成制度で生ゴミ処理機等の普及を図っていることは十分承知しておりますけれども、その進捗はそれほど大きいものだと私は思っておりません。ただその一方であの先ほどの計画の中ではですね、集合住宅への大型の生ゴミ処理機の導入なども謳ってございます。ですの次の質問ということになりますけれども、この大型の生ゴミ処理機の導入等についてはですね実施状況あるいはその計画というのはどんな状況にあるのかということですね、それからもう1つは、この件について思ったのですけれども、もしそうだとすると多分広域のゴミ処理の負担金というのは、もし出したゴミの量に比例するとしますとですねそれは決して正しいやり方ではなくて、生ゴミ比率をもっとウエイト付けした方がいいのではないかとこのように私としては提案したいと思っておりますけれども、この2点についてご意見をお伺いしたいと思います。

町 長 ゴミの処理に掛かるエネルギーの問題、それから費用の問題、いろいろあの浜田議員のお考えも含めてお話があったわけでございますが、あのその通りだろうというふうに思いますが、今あの町でもそれから広域連合の今度の新しい整備の基本的な考え方も、できるだけこの生ゴミを減らしていこうという方向性はこれはもう口酸っぱく議論してきた経過でございます、だんだんそのことはあの住民の皆さん方のご理解も出てきておると思っておりますが、特にあのこうした飯島町の中山間農地の主体な地域であります、是非これはあの可能な限り土壌還元でいくということの中で町も生ゴミ処理機やコンポストの一部補助も含めて推進をしておるところでございます。で、今度の新しい施設もそうした生ゴミをできるだけ減らすという前提のもとにまあ設計等検討しておるようでございますけれども、一方であの身近なこの土壌還元できないこの街中地域や住宅地域等についての検討をいたしましたけれども、なかなかその設置場所とその管理の問題で思うようなその方向が出せないということの中で、今、地域的にその大型なり中型のゴミ処理機というものを設置する検討というものは今してございません。あくまでもこれはゴミ処理機、それから土壌還元、削減というような方向の中で今取り組んでいるっていうことを実態として申し上げておきたいと思えます。

浜田議員 計画に入っているわけですから是非推進をしていただきたいというふうに思えます。でないと単に計画に書いただけということに終わってしまうのではないのでしょうか。でまあこういった処理機は飲食店などの事業用の生ゴミの減少にも有効だと思いますし、で後ほど述べますけれども埼玉県久喜市というところではですね、全量堆肥化計画ということでまあ市内のいたるところで大・中・小の生ゴミ処理機を設置しております。あのゴミの集積場ですとかですねそれから中規模の建物もあったと思えますけれども、そういうことで市自信が徹底した目標を掲げてやっているところもあるということで、是非くじけずにお願ひしたいということと、先程ちょっとあのご返答いただかなかったんですけれども、広域連合に対してですね負担金の見直しを求めのお考えがあるかどうかということについていかがでしょうか。

町 長 あの今度の新しい施設改善に対するどういう機種選定の中で総体費用がどのくらい掛かって、各市町村の負担をどのように捉えていっていかってことはまだ確定できておりません。今後、方式、機種、等が決定をしてそれからそれぞれのゴミの、まあ中間報告は出ておりますけれども、生ゴミできるだけ減らしていくというような方向の中で一部またあの下水道残渣も一部は入れていくというようなことも含めて今検討をしておりますけれども、またあの後ほどの負担の問題も出てくるかと思えますが今確たるものはしてございませんけれども、その中であの生ゴミの部分のウエイトっていうものがどういうふうに占めていくかと、その負担の中でっていうことも含めてまだ結論出ておりませんので今後の検討課題であると、ご意見は参考にさせていただきたいというふうに思っております。

浜田議員 あのまだその新しい施設の話まではいかなかったんですが話がそこに及びましたので対のお話に移っていきたく思います。先ずあのゴミ処理というのは本来基礎自治体ですね、つまり市町村が責任をもって取り組むというのが基本だというふうに私は理解しております。それでこそその身近なところでのゴミの徹底減量という取り組みが生まれるのではないかとこのように考えます。まあそうは言ってもですね実際には設備規模の問題等の経済効果も考えなければいけないので、まあたとえは当地域では伊南であったり上伊那の

広域連合がゴミ処理を行うというまあそういう事情になったこともある程度は理解できます。しかしながらその場合でもですねあのゴミ処理施設や処分場のある地域と同じ関心をそれぞれの市町村が持ち続けるべきだというふうに思えますし、それから広域処理が必要な場合でもですね可能な限り市町村内で減量できるものは減量し続ける、でそれによって費用負担も最小化を目指すということが基本的な考えだろうというふうに私は思っております。まあ多分、町長、同じお考えだろうと思えますのでこれについてはそういうことを確認させていただいたということにしましてですね、その中で今お話がちょっとございました上伊那広域連合が進められている新ゴミ処理施設の基本計画というのがありまして、先だって中間報告があったというふうに理解しています。ただ私これの基本計画とですね9回に亘る審議会の議論の経過を見ていまして、実はかなり大きな疑問を感じているところです。で町長のご答弁にもかかわらず実はこの新しい施設のゴミ処理能力といえますか目標の能力はほとんど変わらないというふうに私は見えています。ですからそれほど大幅なゴミの減量をですね前提としない計画になっているのではないかと、これが第1の疑問です。それから第2番目の疑問はですねゴミの処理方式として従来のストーカ炉、あの焼き網といえますか現在の方式ですね。あの中央清掃センターが使っている。この方式をですね選定の中からすでに排除している、で熔融炉方式という方式に絞っているということでもあります。まあ言うまでもないことですがけれどもストーカ炉というのはゴミを金網の上でいわゆる燃やして灰にするという焼却炉に対して、熔融炉はですね1,000度を超える1,000数百度の高温でガス化をして灰まで溶かして固めてしまう方式だというふうに理解しています。しかしながらですねこの方式決定に至った専門委員会の会議録や報告書を見るとですね、正直頭の中は？マークだらけだったというふうに感じている次第なわけです。そこであの先程言いましたようにあのあくまでもゴミ処理の主体が市町村であると言うならば当然これについては精査をなさっているというふうに思いますが、その精査をした結果についてごもっともだと思われたのか、あるいはまだ未解明の点があるというふうにお考えなのか、この辺についてご意見をお伺ひしたいと思います。

町 長 現在あの広域連合の方で進めております新しい新処理施設につきましての中間報告がなされたところでございまして、これはあの規模的にあるいはその処理量的に従来のあまり変わらないということでは決してございません。これはあの細部的な検討経過の中で担当課長の方からその方向を目指すところをまた補足して申し上げますけれども、少しでもまあ減量化に向けたコンパクトな施設にしていこうということは、今までの検討経過の中でも常にテーマとして出てきているわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。そこで将来のこの負担がどういうふうにまあなっていくかということの試算の問題ということによろしいのでしょうか。

浜田議員 まだそこまではお伺ひしておりません。あの詳細な検討をされたのですかということ

町 長 当然あのそうした中間報告に基づいて町のこれからスタートしていきます次のゴミ処理計画の方にもそのことを反映していくべく今検討しておるところでございます。

浜田議員 会議録や報告書に対しては私当然のことながらですね、町の視点でもってそれが本当に妥当な検討を加えられたのかどうかということではですね、チェックする責任があるのではないかとこのように思っています。で、私自身は非常に多くの疑問を実は感じました。

で、実はこの間、まあ全国にはだいたい1, 500ぐらいの焼却炉がありますので、まあその都度更新計画というのが検討されているわけですが、ランダムにいくつかの自治体をピックアップしてみたところですね、かなりの自治体が実はストーカ炉を選んでるんですね。で溶融炉というのは実はあのダイオキシンが大問題になった今から10年近く前に一時流行しましたが、必ずしも現在は主流ではないというふうに私はいくつかの市町村の検討資料を見てですねそんなふうに感じています。で、どの自治体もあ的方式選定の採点表というのを作っております。これは上伊那広域も作っていますけれども、その採点表をみるとですね概ね従来型のストーカ炉の方がコスト的に安くランニングコストも安いということで、全体的にはプラスの評価を得ているという認識であります。ただ上伊那広域だけがですね驚いたことにストーカ炉に対しては極めて厳しい採点、約61点、で溶融炉については64点から83点と、方式によっていろいろばらつきがありますが、こういう配点になっています。その理由はまた後で述べますが、上伊那広域だけが何か飛び抜けているなどという印象を持っています。で、実は飯田市を中心とする南信州広域連合、ここはですねこれまで溶融炉方式、要するにこれから上伊那広域が採用しようとしている溶融炉方式をこれまで採用してきております。現在見直しの検討時期の選定の検討にはいってまして、おそらく今月には大きな方向がまとまるのではないかとこのように思っておりますけれども、大体大きな流れはストーカ炉ですね。で比較表をみるとストーカ炉に◎がついているというのが下伊那の結論です。その理由はですね思ったよりもはるかにランニングコストが高くて、とてもこの負担には耐えられない、そういったことですか、それから溶融灰自身がですね実際には使い道がないとかですね、いくつかの理由が挙げられていました。で、似たようなことはですねあの他の地域でも言われています。これある新聞から拾ってきたんですね、「分別・リサイクル進み増えぬゴミ」「新設焼却炉の目立つ村」ということで稼働率が上がらずに助燃材仕様も画一的な国庫補助もその背景だという、これは新潟県の糸魚川市の報告です。ちょうど南信州連合が直面した溶融炉方式と同じ問題をですねこの糸魚川市でも経験しているということがここからも見て取ることができます。で、もしそうだとするとそういった全国的な評価と全然違う評価になったのはなぜかということについてはですね、少なくとも町はチェックする必要があるのではないのでしょうかというふうに私は思うのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

町 長

処理方式の問題でございますけれども、これまでに出示された中間報告の中では平成22年度に今お話のストーカ方式から溶融方式にまあ決定をしたという、これだけはもう位置付けになっております。まあいろいろあの議論があったと思っておりますけれども、私もお聞きしておりますが、確かにあのイニシャルコストの部分についてはストーカ方式非常に安く済むという一つの一面があるようですが、問題はその残渣がですねなかなかその処分が難しいんだと、量的にもあの、溶融解しますと40分の1ぐらいに凝縮されてしまうというようなこと、それで上伊那の実態を考えるとこれからの時代はやはりこの地域完結型で受け入れもそれから排出の方もこの地域の中で責任を果たしていかなきゃならないと、いつまでもどうこのリスクが伴うかもわからないというようなことも盛んに言われておるわけでございます。今現在は1つにはあの箕輪町の八乙女の中でまあ処理をいただいているよ、満杯に近いということですが、その辺も含めてランニングコ

浜田議員

スト的にも考えると総体的に溶融化の方に傾いたというふうに理解はいたしておるわけでございます。従って今度はその八乙女の残渣も一旦掘り起こしてまた溶融化の方へ戻して、そういたしますとやはり40年間ぐらいはそれで耐えられるという方向の下に地域完結型としてその選択をしたというふうになるわけでございます、いろいろあの確かに建設のときの費用の問題もあるかと思っておりますけれども、総体的にそういうその議論を経て決定したというふうに理解をしております。町はこれをまあ1つの構成団体として是としたということをご理解いただきたいというふうに思います。

確かに議論の中でですね八乙女が満杯になるので灰を再溶融して更に能力を復活させるという前提条件があったことは承知しております。そのためにストーカ炉方式ですとストーカ炉だけでは不十分なので電気溶融炉をそれに付け加える、まあその結果コスト的にはバランスするんだとまあそんなような説明かなというふうには思っています。まあしかしですね、むしろ非常に率直に言いますと実は溶融炉先にありきだったのではないかとこのように私は思っています。というのは議事録の一番最初にですね実は平成10年の時点で溶融炉方式でいって書いてあるんですね。理事会決定をしたという記述が既にありまして、それ以後見直された形跡がないということがひとつあります。それから溶融炉が有利だという判定表を私もつぶさに見たのですけれども、実は私から見るとかなり作為的と言いますか人為的な表でした。で溶融炉方式に対してストーカ方式がですね約15点ほど下回っているのですけれども、これは大きな2つの項目の結果下回ったんですね。でその1つは電気火灰を溶融する電気炉がですね実績がない、そのために全体で100点満点のうち10点がこれで0になってしまったということが1つ、それから電気炉方式ですから当然電気を食います。電気を発電できるかどうかという項目がありまして、これがないということで5点減点、これでもって80点と60数点の差ができたというのがですね実はこの評価方式のまあ最大の味噌じゃないかというふうに私は思いました。で確かに焼却炉で発電するっていうのはある意味では非常にエコでいいことでもあるんですけれども、ただこれはあの条件次第ですね下手をすると発電を維持するためにゴミを燃し続けなければならぬというマイナスの面もあるんで、果たしてそれにあの5点も付けるのはいいことかどうかということもあります。それからもう1つはですね表の中には重大な間違いがありました。あのストーカ炉は過去に2件事故を起こしていることで事故の安全性についてマイナス2点だと、でそれに対して溶融炉はゼロだという評価の項目がありました。ところが溶融炉というのは昔から事故を起こし続けて有名になった処理炉だというふうに私は理解しています。当然同じような項目評価をですねあの南信州連合はやっています。でここでは評価結果は全く逆です。溶融炉が問題を起こしていると、それも期限を切らないわけではなくて現実的な過去5年間についてのデータを比較でしています。ですからあの上伊那の結果はやはり町として精査していただきたいということを私は改めてお願いしたいと思います。あのちなみにですね南信州連合では上伊那の評価結果のデータをちゃんとお持ちでそれも資料の中に加えてあります。ところが私あの上伊那広域の公示されている全てのPDFを検索しましたが、実は南信州という言葉はですね表の中に溶融炉というのが入っている以外はただの1行も出てきません。更に加えてですね視察に行っていない上伊那広域は、あの岐阜県や他のところに。ところが最も身近にあって、でしかもこれまで溶融炉で運転していてこれからストーカ炉に替えようとする南信州広域連合はです

ね視察の対象からも外されているし、検討資料の中にも一篇も入っていない。これは本当に将来を考える正しい調査のやり方なのかどうなのか、一番情報が入るところに対して何の調査もしていない。ですから私はですねもちろんそれなりの学識経験者や何かの方々が集まって検討されたのだと思います。けれども私のような素人が見ただけでもですね、これだけいろいろなクエスチョンマークが付く資料についてはですね、是非もう一度チェックしていただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

町 長

まああのいろんなあらゆるデータに基づいた調査の中で専門家も交えて検討した結果としてこの中間報告に出たような方向でいくということが、溶融方式でいくということが決められたわけでございますので、今あの町の立場でこれをチェックして変えていくというような立場をとることはできませんけれども、いずれにしてもこれはあの溶融化の中にも4つの方式を更に刻み込んで、その中で一番効率の良い方法を採用していくという検討課題にも出ておりますので、その辺で十分またそれぞれの関係市町村とも連携しながらまあチェックというか確認をしながら進めていくということは大切なことだというふうに思っておりますので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。いろいろあの専門的なお話の中から今発言をいただいておりますけれども、いずれにしましてもできるだけコンパクトにこの費用の点もできるだけ安く抑えられるような、それでいて効果の上がるような施設にしていかなければならないということだろうというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員

そういう意味で私もう1つ言い忘れましたけれども、まあ確かに上伊那は4つの方式を検討しています。4つの方式の1つだけがストーカ炉だったわけです。で、ちなみにご紹介しますが、下伊那はですねストーカ炉についても5つの方式を検討しています。ですので、まあこれも？（はてな）なんですけれども、本当に例えばストーカ炉の様々な方式、各メーカーの方式についてですね公平な評価をしたのかという疑問が残っているということも付け加えておきたいというふうに思います。まあ専門的というお話がありましたけれども、私はもちろん専門家でもなんでもありません。ただ少なくともですね結論が公平であるように然るべき公表されている様々な自治体の評価結果と、今回の上伊那連合の評価結果は冷静に見比べることは最低限やらなきゃいけない仕事なんじゃないかということを改めて申し上げたいというふうに思います。まあ今後もこの問題についてはですねあのいろんなステップがあると思いますので、またあのいろいろ質問させていただく機会もあるかと思っておりますので、是非その都度具体的な検討を進めていただきたいというふうに考える次第であります。まあゴミ問題、突然あの広域の問題に行ってしまいましたけれどもですね、あのもう1つ、ゴミ全体を減らすという点で町の行動計画の中に書き切れなかったかあるいは町の計画にふさわしくないために書かなかったのではないかという問題もありますので、若干そちらの方も触れておきたいと思っております。実はゴミを徹底的に減らすという意味で先程あの過剰包装の話をしましたけれども、これについてはなかなか自治体も手に負えない問題だというふうに思います。ところがその一方でこれは焼却炉については非常に大きな負担になっている問題なわけですね。否応なしに商品を買ってくればですね様々なものがついてくるということで。でこれはあの当然生産企業が商品価値を高めるために過剰包装したり、あるいは機能をアップさせるためにですね複合材料を使うためにですね、これを分解して分別することができない、まあこんなことが理由になっているわ

けです。でここに規制を加えない限り実はゴミ問題についての根本的な解決はないだろうというふうに思っています、町ではあのゴミを減らすのに3つのR、リユース、リサイクル、それからもう1つ何でしたっけ、というのがありますがけれども、もう1つ4つ目にリフューズというのを加えている団体がありました。リフューズというのは拒否するという意味ですね。まあそんな余計なものがついているような商品生産は拒否するとまあそんなような意味だったと思いますけれども、ヨーロッパでは製品を正しく廃棄するとですね、その買ったときに積んでおいたお金が戻ってくるデポジット制度というのがかなり普及しているようですね。でその制度を通じて製造者と多少その過剰包装してもそれを買ってしまった消費者に負担を求めるといったことですね、生産部門まで含めたリサイクルを効率的に進めているというふうに聞いております。当然それでやれば不法投棄も減るのではないかというふうに思います。まあそんなこともありますのでですね、ゴミの減量に関してはもう1点ゴミ処理費用というのは地方自治体が負担する構造になっておりますので、そのゴミ排出企業はその処分負担を賄う仕組みをですね町としても国に強く求めていただきたいということ付け加えておきたいと思っております。さてあの回り道をしたといひますか、先ほど町長が一部お答えになったわけですねけれども、あのゴミ処理の費用負担ですねこれについてこのゴミ問題の最後にご質問させていただきたいと思っております。この問題を気にしている理由はですね、実は前回の質問であのデジタル消防無線についてのお尋ねをしました。私の目から見ると非常に無駄といひますかね高額の投資をやる割には効果の薄い通信方式をまあ言わば押しつけられる格好ですね、これは後年度町の負担になって戻ってくるはずだというふうに考えております。で、ゴミ処理施設もですねもし方式を間違えればわれわれは本来払わなくてもいい負担をですね、町が将来に亘って背負い続ける、その結果は将来負担比率も上がるとまあこんなことを懸念するわけでありまして。そういったことも頭に入れた場合にですね今回のゴミ処理施設等について町が負担できる上限額、あるいはその将来負担比率の制約から考えてですねだいたいどのあたりを腹積もりとしてお考えになっているのかということをお伺ひしたいと思います。

町 長

あの最初にお断りをしておきますけれども、あの先程の答弁の中であの負担割合のことについてあの決して先走った、回りしたお答えをしたつもりはございませんが、ただあの生ゴミのその比率割合というものが町村の負担にどう反映していくのかということが検討しておるのかどうかということに関連してちょっと負担という言葉が出たわけでございますので、あのご了解いただきたいというふうに思っております。そこであの今度は実質今度のいわゆる新しい施設の整備、それからその後のまあイニシアルコストの問題に絡んでくるわけでございます。このことは場合によっては町の将来の財政負担に大変大きな影響を及ぼすと、当然これはあの窓口的っいいいますかあの一元化的には今度の施設改善の総費用というものは国の補助やいろんな交付金を充当して、残りは広域連合自体が起債を起すという形になってまいります。でその起こした起債をこれは15年償還になりますか各市町村がそれぞれの割合、まだ決定しておりませんが、割合でもって償還をしていくということの負担金方式をとってまいります。それで特にあの影響してくるのが将来負担率の問題でありますとか、それから実質公債費比率、各町村といひますか町は町でというふうにしていくかっていうことは今からちゃんと位置付けておかなきゃならんというふうに思っております。若干ちょっと申し上げますけれども、今回の施設建設にかか

る当町の財政的な負担はどうか、いわゆる今度の中間処理施設の総費用、ハードな部分で約100億円というような見込みが中間報告の中でも、若干あの前後いたしますけれども、大体その程度という形に見込んでおいて試算がされておるわけでございまして、その中で今年度におわたって町が負担する額、これを今の広域連合の負担割合をある程度当てはめてまいりますと、10,000,000から20,000,000ぐらいが上乗せになる、この間の額が上乗せになるというふうに毎年ですけれども、そういうような試算が今出ておまして、これがあの将来負担率というものが財政健全化の4指標の中に1つあるわけでございまして、占める割合でおおよそこれが8ポイント上昇するという形になっておりますけれども、この健全化指導を受ける値にはまだまだこれはあの到達する数字ではございませんので、その限りにおいてはあまり今心配することもないだろうというふうに思っておりますが、もう1つあの実質公債費比率の問題もございまして、これはあのその他のいろんな事業に今後の起債事業等も関係してまいりますので一概には言えませんが、今ある実施計画の中、それから今これから考えていくべき取り組むべき課題をある程度入れ込んだ考え方をしてまいりまして、18%ではご承知のように指導を受けるという1つのラインがあるわけでございまして、まあ16%ぐらいまでで収まるだろうという現在の今試算をして見直しを立てておるところでございます。確定的には申し上げられる段階ではございませんけれども、そんな見直しの中で、まあ十分とは言えませんが一応健全財政を指導を受ける前の範囲の中で収まっていく運営が可能であろうというふうに見ております。

浜田議員

今回の新しいゴミ処理施設は実質公債費比率が指導範囲以下に収められるということでありましたので、まあ形式の問題についてはいろいろ異存はありますが理解いたしました。それでは2番目の質問に移りたいと思います。2番目はあの介護保険の財源・財政あるいは対応、今後の見直しについてであります。第5期の介護保険制度は始まりまして、制度改正の中でですね介護保険の生活援助サービスの非現実性が例えばNHKなどで取り上げられたことはまあ記憶に新しいところであります。で、ベッドメイクが7.9分だとか、洗濯は16.6分だとか、まあそういうあたかも工場労働のようなデータに基づいてですね45分サービスが導入して、で高齢の利用者が急ぎ立てられているようにですね食事をするというまあ映像がありまして、大変胸の痛む場面もあったわけでありまして、当町においてですねまあこの第5次の中でそのような状態が生じていないことを願うものですが、新制度の下での現状と申しますか、についてはいただいどの様な状況の把握をしておられるか、あの何か掴んでおられたらお話いただければと思います。

町長

それでは次のご質問は介護保険のまあ財源、大変厳しい状況にあるわけでございまして、これに関連したご質問でございます。大変あの財源的にも逼迫をして今度の次期計画、今年度から始まりまして介護保険料も引上げ改定をさせていただいたという形になります。平均の7級で4,980円という設定でございます。県の平均が4,920円、かなり5,000円をオーバーした市町村もちらほら出てまいりました。大変あのどこも同じ事情だというふうに思います。であの飯島を含めてというかまあ飯島でございますが、この介護保険給付の基礎となる財源と申しますか給付費が増加した1つの考え方としては、やはりこれはあの認定者が急増をしたという背景がございまして、この4月現在の要介護認定者の総数、町内491名でございまして、最高時の508人からは少しまあ減じておりますけれども、認定者の大半を占める75歳以上の方の介護認定者数は昨年度当初の427人か

ら半年足らずの間に25人は増加いたしました。現在は若干減少してこの4月現在は436名ということになっております。介護認定を受けている割合は平成20年度では5人に1人だったものが現在では約4人に1人と、年々上昇傾向を示しておるということはこれはあの全国の趨勢も全く同じでございます。加えて要介護の認定者の内、要介護4・5という重度の方の割合が3割を超えるようになってきたということでもございまして、非常に重度化も進んできております。このことも介護給付の増額の一要因であるということでもございまして、これらの方はまあ在宅での介護が困難になってくることから施設での介護を希望されるというケースが多いわけでございまして、そうした施設を利用されますので直接介護給付の伸びに直接結びつくということにもなりますし、それから必要に応じて特別養護老人ホームの制限も行っておりますけれども、なかなかこのすべての希望を満たすわけにもいかないということでもございまして、まあ見通しでございますけれども、時間もございまして、極力まあ介護予防というような事業を通じてこれを抑えていかなきゃならないという取り組みをしておるわけでございまして。と同時にまた各ご家庭での取り組みなんかでもできるだけその要介護にならないようなひとつの支え合いというものもひとつやっていっていただきたいと、そのためのいろんな事業も展開をしておるわけでございまして。そこであのこの後の3年間の介護計画を立てる上で基本になりましたのが、そうしたあの要介護の給付費と認定者数の動向を当然のことながら見通しすることと、施設でのこのどのくらいのひとつの方向付けになるのかなということも、特にあの町内の施設に入居いただく方がこれ諸に關係してまいりますので、その辺の見直しも立てることも大切であるということの中で、いろんな情報を得る中でそのことを見込んだ町内のひとつのNPOやその他の介護施設の立地というものもある程度頭に入れた情報の中で、現在の4,980円が設定されておりますのでご承知をいただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこれはあの健康づくりもそうでございますけれども予防介護、介護予防ということが一番のひとつの大切なことというふうに捉えております。

浜田議員

これまで介護保険制度が導入されてからの介護保険料の3年ごとの改訂の実績をグラフにするとまあ当然こんなふうになるわけですね、2,900円からスタートしてまあ現在ようやく5,000円をやや押さえ込んだというのが現実だろうと思います。でももちろん予防介護大事なことだと思いますし、われわれ自身その健康に努めなければいけないと思いますけれども、ただ少なくともこのグラフが示していることはですね、そういう個人の努力の範囲をはるかに超える必要者数の増大が進んでいると、このことはやっぱり直視しなければいけないんじゃないかというふうに私は思います。で、まあ今回の改定に関しましてはですね私共は県の財政安定化基金の活用、まあそんなに大きな額ではなかったかもしれませんが、それから保険料の段階区分を増やしてですね低所得者層に配慮するまあ工夫とかですね、町として非常に多くの努力、工夫をされたということもあってですね、自治体の枠内でやっている意味ではベストを尽くされたのであるということ、この値上げには同意いたしました。まあしかしながらですね今の図から示されるように、介護サービスが一方で切り縮められている中でこれ以上の負担増はですね、保険制度の自体への疑問をですねあの利用者の方に引き起こすんじゃないかというふうに私は思っています。そういう意味でまあ3年後を見据えた場合にどんなことをしなければいけないのかということ、今から考えておかないと、止めどもない負担の増大が起こるんじゃないかというふうに

心配するわけです。まあ時間も押しておりますのであの要望だけ申し上げて終わりにしたいと思いますが、あの現在やはりこの高齢化という大きな流れに対してわれわれ正面から向き合う必要があるだろうと、でそのためにですね高齢者が温かく扱われない社会に未来はないというふうに考えます。そこで今後の保険料や利用料の引き上げを抑えるための措置としてですねいくつかの提案をしておきたいと思います。1つは県の財政安定化基金の総出動を求めること。それから一般会計からの繰り入れ、これはあのいくつかの市町村で既に実施しておりますけれども、そういったことも含めてですね町独自の軽減策を充実させること。それから3番目に国の負担割合25%になっていますけれども、この25%の内の5%はですねそれぞれの自治体の状況に応じた調整交付金という形になって変動するというふうに理解しています。で、各自治体はこれに対してその調整部分は外枠にしろという要求をずっと続けていると思いますので、町としてもこういう要求を強く掲げていただきたいということで、まあこういったことに対する見解をお伺いして私の質問を閉じたいと思います。

町長 ああの介護保険に対する財源強化という面では、あの折りあるごとに全国町村会あたりでも要望事項として特別決議をしてまでお願いしております。国庫負担の枠をできるだけ増やしてもらおうと、今言ったあの（ ）外書きの部分でなくてですね全体的な1つの資金調達の中で考えてほしいということはおっしゃったわけでございますけれども、なかなか国も厳しいというのが現実でありますので、そんな状況でございます。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時15分といたします。休憩。

午後 3時 9分 休憩

午後 3時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 竹沢秀幸 議員

5番
竹沢議員

それでは本日最後の質問者ですが、町長以下お疲れかと思いますがお付き合いいただいて明確な答弁をお願いしたいと思います。早速ですが通告に基づいて具体的な質問に入っております。第1の提案ですがマレットゴルフで町を元気にということで、2つばかり提案をさせていただきます。現在町は地域防災計画案について地区懇談会など開催して説明を行っているところでありまして、過去の一般質問やまた予算審議の委員会の意見などでですね、町は現在斑鳩町以外に災害防災協定の締結が必要であるということは町長も認識しておりまして、まあそうしたことをしたいと、まあ提案があったらお願いしたいということも伺っておるわけでありまして、そこで具体的にですね相手市町村について検討を始めていかないとなかなか前へ進まないということで、今回マレットに關係する市町村についてご提言申し上げますので、ひとつ検討のきっかけをとということで提案いたします。我が町はご案内のようにマレットゴルフのコースの発祥の地ということで情報発信をしておるわけでありまして、飯島町と縁のある市町村について日頃マレットゴルフで交流のあるところについてご紹介申し上げたいというふうに思うわけです。飯島町ではあの千人塚

のマレットゴルフ倶楽部ですとか、道具のメーカーと関連して滋賀マレットゴルフ倶楽部ですとかございまして、他市町村に出向いたりまたこっちへもゴルフのメンバーが来たりしてですね交流が深まっておるわけですし、さくらマレットゴルフ大会、あるいは先日行われました世界大会などを通じて交流がまあ深まっているということでもあります。先ず最初に当時社会福祉協議会などのつながりもあったと思いますが、市町村合併いたしましたのが、静岡県の大須賀町、すなわち現在の掛川市であります。元議員の方がマレットゴルフ用品を製造した方がおりまして、この方を中心に大須賀にですね天の森という場所がありまして、そこにマレットゴルフ場を作って交流が始まったわけでありまして、私もマレットと関係ありませんが当時育成会の役員をやっております、七久保小学校の児童を連れて大須賀へ行って向うの子ども達と交流したそういう経験もあるわけでありまして、そうしたご縁があるところでもあります。続いて同じく静岡の湖西市、ここにつきましても同様ですが湖西市の古見という場所に元の議員さんが中心になって飯島の方が出向いてマレットゴルフ場を作って交流が始まっております。それからもう1カ所、岐阜県の恵那市であります。ここにつきましても元議員を中心にして飯島の方が出向いてコースが作られて交流をしております。またご案内のように栗菓子恵那川上屋、信州里の菓工房と大きな関係が当町はあるわけでありまして、この3市につきましても元議員さんなんかの「世界にマレットゴルフを広げる会」かな、そういう会員の活動を通じて広げてきたところもありますし、私の隣組の屋根瓦産業を営んでいた社長さんですね一緒にこうした交流に関わって現在までいろいろな交流を続けておりまして、マレットゴルフに関わらず例えばこちらのリンゴを現地に送るとかですね、あるいは向うの産地の物産を交流するとか、あるいは水中花火に見に来てもらうとか、マレットゴルフ以外のことでも交流が深まっているこの3市であります。そういうわけでマレットゴルフでいいますと飯島町で開催しておりますマレットゴルフの世界大会、それから桜祭りのマレットゴルフにもそれぞれ参加をいただいております。まあそういう意味でマレットゴルフが取り持つ縁ですね、の市町村を3つご紹介したわけですが、まあこの他にもいろいろご縁はあるかと思いますが、とりあえずこのマレットゴルフをひとつきっかけとして災害防災協定を締結する相手先を具体化したらどうかということをご提案するわけでありまして、現在策定中の飯島町地域防災計画の中では想定される地震の最大予測震度が伊那谷断層帯地震マグニチュード7.9、震度7、それから糸井川静岡構造線地震中部マグニチュード8の震度6弱で、この糸魚川静岡構造線中部マグニチュード震度8と、ここが一番その我が町としては一番危ないということで、公の予測によると今後30年で14%の発生確率だというふうに防災計画でも述べられているところであります。また東海地震はマグニチュード8、震度5強とされておりまして、ただし町の今の計画では南海トラフについては記述がありませんけれども、震度6くらいが想定されるということでもあります。そういう中でこの災害防災協定でありますけれども、飯島町に甚大な被害を及ぼした場合に支援を求めるといことがございますし、もう一方で締結の相手先の市町村で被災した場合にですね、先般の3.11の大震災ではありませんけれども、ただちに支援を早く行うという目的の両側面を持ったものかと思っております。そういう意味で実際にまあ不幸にも災害が起きた場合にはお互いに助け合うという協定の意味合いもございまして、また平常時はマレットゴルフによる交流もさることながら相互の産業、特産物ですとか、山にあるもの海にあるものお互いに無い物を交流

し合うとか、人的な交流を通じてですね両方の市また町の元気、そして地域活性化を目指していくということが必要ではないかというわけでありまして、具体的なマレットゴルフの縁を通じての市を3つご紹介いたしました、今後ご検討いただけるかどうかについて伺いいたします。

町長

それでは竹沢議員からマレットゴルフで町に元気をということの中で、災害に対する災害応援協定の締結の方向についてご質問でございます。今度のまあ震災の教訓からも相互に応援協定をしてお互いにも連携をしてやっていくことは、安心安全、また心強く思うところがございます、現在あの飯島町では県下77市町村全部の市町村とそれから国交省なんかの出先機関、天竜川上流も含めてですね、とこうした大災害時での災害応援協定というものが締結をされております。それから任意の形では、任意というかあの市町村とでは、ご承知の友好提携をしております奈良県斑鳩町と友好提携をしておるという事実がございます。今お話にございましたがマレットを通じた交流の中からやはりこうしたお互いのこの防災意識というものを享受しながらしていくことは大変あの結構なことだというふうに思います。今までのご縁もあってのいくつかの市町村紹介がございましたけれども、私もあの承知しておる各それぞれの市町村であります。ついこの間のマレットゴルフの世界大会にもお話のありましたいくつかの市や町からも参加をいただきまして大変ありがとうございました。そこであのこの協定に対するその考え方というものは非常に大切であることは、もう近隣の例で見ましても緊急時の物資の輸送、人の配置・派遣等々大変あの有効であろうということでもありますので、前からも申し上げておりますようにもう少しあの県外辺りのご縁の中でその数を増やしていきたいというふうに申し上げておるところでございます。従いましてあの今お話にお聞きしたことも含めてですね、現在あのマレットに限らずいくつかの腹案を持って今具体的な折衝を今重ねておる部分が水面下でございますので、そのことをあの少し整理をして進めさせていただいて、それで今お話のあったこと等についてはまた次の段階として時間を貸していただきたいというふうに思っておるところでございます。

竹沢議員

ただいまの提案についてはこれ以外のことも含めて検討中であるので時間をということでもありますので、是非あの提案を含めてですね斑鳩町以外に複数の市町村との締結を早期に締結されるよう望むものであります。次の課題であります、マレットゴルフのコースの発祥の地としてですね、キッズ、子どもといいますがまあジュニアというか、若い子ども達を対象にしてクラブをですね教育委員会あたりが支援をいたしていただいて立ち上げて、愛好者の底辺を広げるこうした取り組みを提案するがいかがかということになります。この課題につきましてはあの町内で一生懸命マレットゴルフを嗜んでいるクラブ役員の方の提案でありまして、その方のご意見を踏まえて申し上げるところであります。現状はですねあのマレットゴルフのことに限らず町内見渡したときに、まあいろんな仕事もそうですし、そうした形の中でまあ少子高齢化という時代の中でなかなか後継者が育たないというこういう現状にあるわけでありまして、このスポーツの分野も同じようなことが言えるのかなあということで、現状はまあ中高年の方が主にまあ嗜んでいるというのが現状かなと思うわけでありまして。まあそこであの小学生くらいからの子ども達を対象にしてですねクラブを結成して、現役で今マレットゴルフを嗜んでいる先輩の方々に指導にあたっていただいてですね、だんだん覚えていっていただくというようなことで、まあ例えばあ

の現状体験学習とかそういう授業中にできるのかどうか、できないとすればそれ以外の時間帯で少年スポーツの野球とかサッカーとかね、ああいうのと同様な形で取り組むようなことをしましてですねやったらどうかということでもあります。でクラブのメンバーがだんだん増えて定着してきたら千人塚あたりですね「こどもの日」前後にそうした子ども達の大会を開いて、多くの子ども達が交流できるようなそういうことをしたらどうかということでもあります。参考までに道具なんですけれども、今われわれもそうなんです大人は道具を使っていますけれども、千曲市にあります某メーカーのところにはあの子ども用の道具も既にあります。ですので、その気になればですね仲間を組織すればこうしたことも立ち上げができるんじゃないかというふうに思うわけです。であのこの提案されている方がおっしゃっているのは、なんでその子ども達にこういうのをやっていってほしいかっていう一つの思いはですね、あの飯島町の親子がそのいろいろな意味で希薄だということじゃなくてですね、やっぱ子どもがそうしたクラブで親しむことについて、子どもがやりますと同時に親御さんもですね一緒にマレットゴルフを嗜むようになるということ、そういうことによって親子の絆がですねマレットゴルフを通じて深まるということと同時に、クラブの会員が増えることによって底辺が広がっていくとそういうことの効果があるんじゃないかということで、こうしたキッズといいますがジュニアのマレットゴルフのクラブの立ち上げということを提案いたしますがいかがでしょうか。

教育長

それではあの現状をお話をしてご提案についてお答えをしたいというふうに思っておりますが、あの飯島町スポーツ連絡協議会にご承知のようにマレットゴルフ部がありまして、教育委員会からの委託を受けまして年3回のマレットゴルフ大会を開催しております。その内あの毎年8月の第三日曜日、この日はあの家庭の日というふうになっておりますが、まあそれに合わせてファミリーマレットゴルフ大会を計画してあの運営をしていただいているわけでありまして、まあファミリーマレットゴルフ大会という名前のおり、まあ家族ペアでペアを組んで大勢参加していただいているという実績があります。でこの大会ではあの子どもの活躍もありまして、あの家族とふれあい、まあ先ほどお話がありましたようにまあ親子絆を深める良い機会というようなそういう受け止めをしていただきまして大変好評を得ております。それからあの10月に町民さわやかマレットゴルフ大会というものがあるわけでありまして、この大会はまあ小学校低学年からの参加も可能ということで間口を広げた運営を行っております。一方あの現在、町の少年スポーツはですね15種目25団体が活動を行っております、まあ先ほどありましたように、子どもの数が減ってきている中でなかなか少年の団員、子ども達の確保ということに悩むという団体も少なくありません。まあこうした現状において新たな組織、まあマレットゴルフクラブでしょうか、キッズマレットというふうでしょうか、まあそういう組織を活動していくことはなかなか現状は難しいなあというふうに思っております。まあ従いまして今申し上げた8月、10月の子ども達が参加できるようなそういう大会をより一層教育委員会としてもPRをいたしまして、家族そろって気軽にマレットゴルフを楽しんでいただけるような、そういう工夫と努力をしながら底辺の拡大に努めていきたいというふうに思っておりますし、またあの冒頭、議員がお話のありました、かつて育成会の行事という育成会の活動の中でマレットゴルフに地域で取り組んだというお話もありまして、あああの良い企画だったなあというふうに私は思っております。まあそうした中で子ども達に是非あのマ

竹沢議員

レットゴルフに関心を持って参加するまあ育成会の活動、あるいは地区、地域の活動、そんな場で取り組んでいただけるようまあ一層の働きかけをしながら愛好者を増やしていくとそうように努めたいというふうに思っております。

それではまああの現状、即クラブを立ち上げということにはならないかと思いますが、そうした課題に向けてですね少しずつ底辺が広げられるようなそうしたあの取り組み、協議会としてもご指導いただきたいということを申し添えておきます。次に、次の質問項目がありますが、住宅リフォーム支援補助金制度について当町におきましては平成23年度中途より予算補正し制度化してスタートいたしまして、時限予算で平成24年度までで今年度まで予算計上されてこの事業が動いているわけでありまして、で長野県も本制度を今年度から開始をしたわけでありまして、是非ともこの事業効果の高い本制度を25年度以降も継続を求めるという質問内容であります。この事業につきましては昨年年度中途に創設され、町民の皆様理解をいただき補助申請も多くございまして、この事業効果は多いに高いというふうに評価をするものであります。名のごとく住宅リフォームや下水道の繋ぎ込みの推進、あるいはブロック塀のリフォームまで事業の補助対象として拡大した制度でございまして、この事業につきましては商工会の建設部会といたしましてもPRのチラシなどを作りまして町民の皆さんに事業推進を営業活動などを通じてやりまして、この事業が行われることによりまして少なからず住環境が少しずつ整備されてきているということございまして、この費用がお金ですねこの町の中で還流することによる経済効果、また受注業者の業務拡大ということにも寄与しておるそういう事業であるというふうに理解をするわけでありまして、また町の議会といたしましても、また中部伊那議会におきましてもこの制度について長野県に対しまして県単独の補助事業を創設するよという運動を展開いたしまして、意見書など提出して取り組んできたわけでありまして、ご案内のように長野県につきましても信州型住宅リフォーム助成金制度がスタートしたところであります。これがあのご覧になった方もおりますかと思いますが、県のリフォーム制度のホームページに載っておる概要であります。県の事業につきましてはあの町の制度とは少し違ひまして、あの目的をですね限って地域資源の活用ということで長野県材を使った場合の住環境整備などについて補助対象にするということの制度としてスタートしたところであります。まああのこうした中であの市町村もとより県も含めましてこうした事業の経済効果というものが高まってきているという中で現状を踏まえて、当町といたしましても引き続き平成25年度以降もこの事業継続を求めわけですがこの見解を求めます。

町 長

次のご質問は住宅リフォームの支援補助金の問題でございます。お話にございましたように飯島町住宅リフォーム支援補助金、昨年の5月にまあ議会の臨時議会におきまして承認をいただき、23年度昨年度は73件の申し込みをいただきました。4,700,000円余の補助金を交付してまいりました。工事費の総額は129,170,000円ということでございまして、住宅リフォームはもとより耐震補強の問題、それから下水道の接続工事等々の中小建設業者の受注機会の増加につながって、相当程度のこの経済効果も町内で還流してあったというふうに認識をいたしております。このリフォーム支援補助金につきましては今年度もまあ予算補助金の3,000,000円の枠で確保して事業を進めておりますが、だいぶあの申し込みも出てまいりまして5月末で15件1,030,000円の今補助金交付の申請受付をしておるところでございます。ご質問にもございましたように長野県でも今年度から信州

型の住宅リフォーム助成金という制度でもって50,000,000円の総枠で予算化をされ、特にあの県産材の活用ということを主眼にした取り組みでございますけれども、やはりあのリフォームには信州の木造りということの政策も含めての今取り組んで、知事の目玉施策であるというふうに思っております。更にあの国の住宅エコポイント制度もございまして、それからそうした県の助成金までの補助金が一体となって運用・活用されることによって、一層あの町民の皆さん方の住宅リフォームの機運が高まっていただくことを期待しながら、その相乗効果も高いというふうに認識をいたしております。いずれにいたしましてもあの飯島町の住宅リフォーム支援補助金、町民の皆さんの住環境の向上とまあ引き続いて住み続けていただきたいということ、それから震災対応も施していただきたいという思いもあるわけございまして、当然町の財政事情もあるわけございまして、それからひとつにはあの一番私も期待しておる部分が下水道のつなぎ込み工事を是非併設してお願いしたいとこれを機運にして、ということとあの町内見渡してみますとまだまだあのブロック塀で少しあの傷んだり斜めになっているようなもの目につきます。そんなようなことをまあできるだけ早く改善していただいて、この全部というわけにはいきませんが、まあ背中を押す形でこれが少しでもその機運につながればというようなことございまして、そんな思いも含めながら25年度以降のことにつきましては今後またあの実施計画、予算編制等に向けて慎重に検討させていただきたいというふうに今思っておるところでございます。以上であります。

竹沢議員

この制度の課題として下水道のつなぎ込みの普及、また一部ブロック塀などの修復までを含めて事業の必要性について今ございました。慎重に検討していくということですが、次年度やるという前提で検討していただくという理解でよいでしょうか。

町 長

あの実施計画のローリング作業をまた秋には進めてまいりますので、その辺のところをまあひとつ慎重に検討させていただくということ、あの財源状況も判断しながら検討してまいりたいと思っております。

竹沢議員

それじゃあの慎重にということでしたので慎重にやっていたらというふうに理解をして期待をして次の質問に移ります。次に各保育園近くに水車によるミニ水力発電、こうしたことによってまあ幼い子ども達に水車そのものの構造だとか、そういうこととかまた環境問題など学してもらう機会を含めてどうかという提案であります。自然再生エネルギーの必要性については言うまでもございませぬし、また原子力発電の事故につきましては幾多の問題や課題を与えたところであります。私もあの3.11の事故にかかわらずエネルギー問題については基本的に地球温暖化、二酸化炭素を削減する、そうした視点から以前から太陽光発電などを含めましてさんざんいろいろと申し上げてきた課題のひとつであります。そこで課題の中で先ほど太陽光発電についてはよろしいですが、あの助成制度もですね定着されまして、町民の皆さんの理解も得られて制度利用されて評価するものでございまして、またあの町全体としては20%のCO2削減か、そうした目標に向かって進んでおることについては評価するものでありますけれども、まああの特に水力発電についてはやりたいという願望ありますけれどもなかなか進まないというのが現状で、まあこれは中規模以上のものについての発電の意味かとも思いますが、本当に小さなミニ水力発電についてなら出来るのではないかということでの提案であります。具体的にはあの町内の3つの保育園の周辺にですね水車による発電を行って、省電力の活用また保育園児に飯

島町でも昔からですぬ穀物の穂砕だとかそういうもので昔から古くからあちこちにありました水車の機能を教えたり、また環境問題に関心を持ってもらったりするまあそういうために実施したらどうかということで申し上げるわけでありまして。以前に保育園の問題では宮田の第三保育園のキッズレンジャーかな、のあの問題もご紹介したこともあるかと思いますが、小さいうちからそうした環境問題について考えていってもらおうという意味でもいいんじゃないかというふうに思うわけでありまして。小さい水量ですと国の法律などの許可とかいうこともいらないと思いますし、またあの水車もですぬ何か聞くところによると伊那市高遠町の方にそうしたものを作る業者があるとか、というような話も伺ったわけでありまして、こうした取り組みをやったらどうかなあということをご提案しますがいかがでしょうか。

議員の保育園での水力発電設置のご質問でありますけれども、環境教育というのはまあ常々申し上げておりますように、発達段階に応じた活動やあるいは体験を通した学びが最も効果的であるというふうに受け止めておりますし、まあ保育園児や小学校低学年ころからの学習についてはまあ一層このことが強調されるのではないかなというふうに考えております。あの水力発電につきましても自分たちの身近な河川で電気を起こしている設備の観察あるいは体験ということは、あのその後の環境教育へつながっていくものというふうに考えております。町内においてはあの自然エネルギーあるいはあのエネルギー自給、それから環境対策のために用水路を活用したミニ水力発電設備設置に向けた取り組みをしている何人か個人あるいは団体がありまして、こうした取り組みということはあの子どもたちも非常に関心を持って見ておるわけでありまして。今議員のご質問にありました3園、保育園での設置についてでありますけれども、まあ周辺の水路の流量、あるいはあの水利権というような問題もあります、加えてあの園児の安全対策等いくつかの条件が出てくると思われますけれども、これらのあの条件がそろう園については地域協働としての事業も視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。

ただいま答弁ございました。あの地域協働ということで条件の整うところについてです、是非モデル的な意味も含めてお取り組みをいただくようお願いをいたします。それでは続いて次の項目に入ります。端的に花の里いいじまということで、まああの出産時に花の生産者の皆さんにご協力いただく中で、ハッピーバースフラワー事業を開始したわけで、私事で恐縮ですが私の孫も先日6月5日の日に花束をいただいて想定したよりあの豪華なボリュームのある花束で、孫も嫁さんも大変喜んでおりましたが、あのこの事業始まったばかりですけれども反響はいかがかお伺いいたします。

まあ町があの花の里いいじまとして出産時に花束贈呈をして新年度からスタートいたしました。この事業につきましては本年4月から3ヶ月検針に合わせて、お母さん方に理事者の方から花束を贈呈しておるところでございます。この事業は町内の花卉生産者、それから花の販売業者の方、営農センターの皆さん、JA上伊那の方々に賛同ご協力をいただきまして、飯島町で子育てをするご家庭への応援と町の飯島産の花のPR、花のある暮らしの普及を目的として実施をしておるところでございます、反響といたしましては大変あの竹沢議員さんのお孫さんもいただいていたということでございますが、大変あの嬉しかったととても良い記念になったということなどの感想をいただいております。この事業につきましては今年度途中で町内の花卉生産者それから販売業者など関係者が、

教育長

竹沢議員

町長

竹沢議員

町長

竹沢議員

一度あの間で事業評価・改善の会議等を持っていただくというようなことで今お聞きしておりますので、更にその辺のところの意見集約をまたしながら、息の長いこの事業となるように町としても取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

本事業につきましては反響もよいということで、また関係者による途中での事業報告があるということでありまして、持続可能な事業として継続をお願いしたいと思います。これ以外にですぬあの町内での花事業拡大の策について何か町としてのお考えがあったらお尋ねいたします。

こうしたあの花を贈呈するというひとつの機会を捉えての花の需要拡大ということも含めて町の花振興策という形に関わってくるかと思っておりますけれども、現在あの町内の花卉の販売は道の駅の花の里いいじま、それからキッチンガーデンの田切の皆さん、Aコープ飯島七久保店、この直売施設等であま行われておるわけでございます。町内の花卉の更なる消費拡大に関しましては、町主催のイベント等での活用や「いいじまはないち」、それからコスモス祭り、JA飯島支所、七久保支所の収穫祭等々のイベントを通じて花の里のいいじまを一体となつてまあPRが行われておると取り組んでおります。今後は花卉栽培者やJAさん、それから関係機関と連携をしてイベント等を通じて花のある生活というものをご提言をして、町内での消費拡大に向けての取り組みを行ってまいりたいと、それぞれのお店での販売PR促進はもちろんでありますけれども、例えば長寿敬老の考え方、それから結婚のお祝いの考え方、入学、卒業、それから定住促進に結び付けるようなひとつの考え方等がまあ今私の頭の中には浮かぶようなちょっと、そうした節目を浮かぶわけでございますけれども、ここらを今後のまあ検討材料にいたしまして、できるだけあのこれは最初は花卉生産者の皆さんが町にご提案を大変いただいたわけでございます、これにあの営農センターさん、それからJAさんも協力体制を敷いていただいて、いわゆる住民提案型の中でこのことが実現できたわけございまして、非常にあの下から盛り上がった1つの取り組みということでございまして大変感謝しておりますけれども、仮に今そうしたあの拡大の節目の中で拡大ができるとするならば、やはりこれはご相談申し上げていかなきゃならないと思っておりますし、是非あのそうした積極的な提案も受け入れていただくようなこともお願いしてまいりたいと思っておりますので、これからの課題でございますけれども、できるだけ拡大していくような手法で検討してみたいというふうに思っております。

今町長からイベント対応など含めましてあの記念日か、まあそういうものを含めてあの活用という提案がありました、私の方からはですぬあの生産者の方の声も踏まえて私の案も含めてちょっと提案させていただきたいと思っております。5月の第三日曜日母の日、この日は町内のJAマーケットですとか道の駅、先ほどのキッチンガーデンやそういった町内の花屋さんでも花を販売しておりまして、町内のみなさんもこうやってお買い求めになったかと思いますがこの母の日、それからですぬ今度の第三日曜日が父の日です、先ずこの2つについてこう家庭内で花をプレゼントし合うということですね、それから今回町で捉えたのはあの新しくお生まれになった新生児に対するハッピーバースのフラワーですけれども、それぞれご家庭の家族の誕生日の時にですぬ家族の中でこの花をプレゼントし合うという、こうしたことによる消費拡大、あるいはそうした習慣付け、こうしたようなことをですぬ行うことによって、名付けて「家族のきずなフラワーデー事業」とこうした

のを取り組んでみたらどうかということでもあります。この昭和の私の誕生日とか申しましたが、町長の方からも他の日についていくつか記念日ですね、そうしたのも提案ありました。こういうのも含めてやったらどうかとありまして、これを具体的にどう進めるかについて次のように提案いたします。あのここに今私が持っているのはですね、私のそばの地元の菓子屋さんのポイントカードです。で、500円以上買うとまず500円のポイントくれまして、これが20ポイント貯まるとですね、20ポイントということは10,000円購入いたしますと500円の商品券をくれるとこういうものでございます。あのどこのやつかまあちょっと伏せておきますが、そういうことでですねこの今お話もございましたけれども、いろんな記念日だとかそんなように贈り合うということですか、それから町で行っております「いいじまはないち」の時に花を購入するとか、それからコスモス祭りですか、そういうのを含めてですねできたらこの「わが町は花で美しく」の花機構あたりでこのポイントカードというものを作っていただいて、でこの町内の方が町内で花を買ってそれをいろいろな家族の人と色々な人とプレゼントし合うことによってまあ内需拡大を図るということとですね、併せて20ポイント貯まったら500円の花を買ってもいいし、あるいはそうじゃなくて町内のいろんな商品を買う、商品の買うということで実は今年からですね実はその町から助成を行うことによってそのJAと商工会にも商品券別々にありますが、これをまあ一本化するという事業が今年スタートするわけでありまして、それと交換できるような仕組みを作るということですね。で花を買うということばかりではなくてその500円あって500円で町内のいろんな商品を買ってもいいし、飲食店へ行って食事をしてもいいし、そういうふうを活用することによって花からですね、要するに町全体の経済を潤すというそういう考え方のためのポイントカードを使ってやったらどうかということをご提案するわけでもあります。あの言っている手法は分かると思いますが、まあこのことによりましてですねあのそれぞれ生産をしておる花の生産者、農業者、また商店も潤うわけでありまして、またあのお互いにこの花を贈り合うことによって町民の皆さんの心が通い合う、すなわちこの「家族のきずなフラワーデー事業」こうしたものをですね創設してやることによって月1回の新生児に対する花のプレゼントをきっかけとしてですね、更に町の中で花で潤って心も豊かになって、また経済的にも還流することによって活性化できると、こういう手法はいかがかということをご提案しますがいかがでしょうか。

町長

あのいろいろ提案をいただきました。あのいろんな知恵を絞りながらですね、またご意見をお聞きして更なるこの花消費の町の拡大に向けてのひとつのまた考え方でございますので、それぞれの関係機関とも協議しながら、そうしたご提案も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

竹沢議員

ではひとつの案でありますけれどもこれらも含めてですね、是非花の活用、またあの新しくできる商品券の活用を含めましてご検討いただければと思いますし、またあの商品券ということになればJAや商工会の皆さんがですねいろいろな事業展開するにも、今言ったような発想ですね、発想を入れることによってお互いの今度は各お店が元気を出す、そういうのにも何かヒントがあるような気がしますので、そういう部分でこのご提案させていただいたところでもあります。

最後の質問項目になります。この冬、町内におきましてもインフルエンザが流行いたしまして、学級閉鎖などあったわけでありまして、ご案内のように七久保小学校の場合

は学級閉鎖しちゃうと1学年1学級ですので実は学年閉鎖とこういうことになっちゃったわけですね。まあそういうことでもありますけれどもまあそのことはどうでもいいですが、あのそうした段階の中であの近隣の市町村で既に小中学生を対象にして、全額ではないですけれどもインフルエンザを予防するための予防接種の補助をですね行っているところがあります。具体的な案についてまた述べたいと思いますが、とりあえずこうした制度について慎重にですかおやりになるかどうかご答弁をお願いします。

町長

小中学生に対するその予防接種の件で接種補助というひとつの提案でございます。お話にもございました平成23年度の季節性のインフルエンザ、町内の小・中学校で規定による学級閉鎖などが続いてございまして、感染拡大防止の早期処置によってお陰様である大流行には至らずにまあ終息をしたということでございまして、それぞれ保護者の皆さん、学校関係、医療関係の皆さんにそれぞれの対応に対しまして感謝申し上げておるところでございます。ご質問のこのインフルエンザ予防接種につきましては、かつては学校、保育園で集団接種を行っておったわけでございますが、平成13年のこの予防接種法の改正によりまして個人の発病、重症化防止に比重を置いた二類の疾病として位置付けられました。これによりまして65歳以上の方、及び60歳から64歳までのこのハイリスクを伴う方については、市町村長が行う定期的予防接種という位置付けになりまして、毎年、流行時期に合わせて期間限定の接種費用の一部を補助を行っておるところでございます。それ以外の方につきましては接種希望のある方がお医者さまとの相談によって判断して接種するという、いわゆる任意予防接種でやって位置付けられております。毎年流行する時期の前に希望がある方が掛かりつけのお医者さんと相談をして、その判断により予防接種をするということでございます。その接種状況は不明でございますけれども、受験生を持つ家庭などでは接種する機会が多いというふうにお聞きしております。予防接種を行うことで発症する方が何割か少なくなったり、入院などの重症化が予防できたりという効果は当然あるわけでございます承知しております。子どもの予防接種に関しましては、今年度に入りましてから新しくこのポリオの不活化ワクチンへの意向という考え方が国の方から出てまいりまして、併せて小児の肺炎球菌予防接種などの3ワクチンの定期化が動きが今出てきております。これらの準備それから予算措置、接種間隔の問題など国・県の説明会がこれからまあ開かれてくるだろうというふうにご思っておられるわけでございます。こうなりますとなかなかあの今までに加えてですね、町の予防接種こうしたあの3ワクチン、不活化ワクチンへの取り組みの公費負担というものが当然降りかかってくるというふうにご予想されております。従ってあのこれから制度設計がどういうふうになってくるかまだ負担割合わかりませんが、そうしたことも今後の動向の中で踏まえながら、やはりあの予防によってそうしたことが病気が掛からないということはよろしい、いいことだと思いますし、医療費の削減にもつながるということでございますから、町の財政等との枠の中で総合的に判断をしながら、今後の検討課題と慎重に検討、それこそ慎重に検討をさせていただきます。以上でございます。

竹沢議員

3ワクチンの問題、今慎重に検討していきたいというお話でありましたが、具体的なそれじゃどのぐらい予算掛かるかということについてはですね、近隣の事例を飯島町に置き換えて説明しますので検討していただければというふうに思います。お隣の松川町ではこの事業を平成24年度から実施をしております。小中学生を対象にしたインフルエンザの

予防接種に 1,920,000 円の予算を計上いたしました。中学生が400人ほどおりましてこの6割が接種するという見積りで240人で費用の2分の1の1,800円を、それから小学生につきましては800人ほどおりまして、その6割接種と見積りまして490人のうちの費用の2分の1で、小学生の場合2回接種しますので1回目1,800円、2回目1,250円、計3,050円を補助するものでありまして、松川の場合に約1,200人ばかりの小・中学校児童生徒のうちの約6割の方が接種するという見積りで1,920,000円を予算計上いたしました。まあ何で6割かと言いますと、あの先程も話がありましたが、あの過去の松川における乳幼児それから高齢者のインフルエンザの予防接種の接種率が60%であったということで、そこら辺で見積もったようであります。これをあの飯島町の実状と合うかどうかわかりませんが、置き換えますとですね、飯島中学に今現在272名、飯島・七久保小学校488名でありまして、60%と仮定した場合に飯島中学校で約160人が接種しますと288,000円、小学校が約300人で915,000円、合わせて1,200,000円ほどの予算で6割の方が接種を受けられるとこういうことになります。まあ風邪は万病のもととも申しますわけで、まああの最近ではインフルエンザに掛かりましても、あのどういう種類でしたか直ぐ効く薬もありましたりして、大事に至らないような現状もありますけれども、予防することは大事であります。未来を担う我が町の宝物でありますところの小中学生についてですね、昨年の学級閉鎖などの経験も生かして今後の、3ワクチンの問題もありますが、実施計画あるいはあの23年度の決算における繰越金の状況ですとかを含めましてですね、財政手当を検討していただいて9月もしくは12月の議会において予算補正をお願いして、インフルエンザの予防接種が行われるといいのではないかと思います、改めて具体的な事例を申し上げて提案いたしますがご検討をお願いいたします。答弁をお願いいたします。

町長

あの近隣の例もお示しをいただいておりますけれども、いずれにしてもまた別の予防接種のひとつの課題もございますので、検討させていただくということで今取めておきたいと思いますが、ちょっとあの教育現場のこう予防接種等に対する考え方も従来からあるわけでございます。教育長の方からちょっとその辺を補足して終わらせていただきたいと思います。

教育長

インフルエンザワクチンの接種については以前から指摘されておりますように、リスクとその効果について指摘されてきたところでありますので、これについては先程町長答弁のありましたように、任意接種という段階を踏んでおります。あの昨年の流行期それから新型インフルエンザが発生した時期といろいろ考えまして、やはりあの予防対策ということは大事ではないかなというふうに思っております。全員接種ということについては別としまして、まあ受験期を控えた中学3年生についてはどういうふうに対応するかということは今後の検討としていきたいというふうに思っております。

議長

これで本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時21分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年6月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 坂本紀子 議員
 倉田晋司 議員
 三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 宮下 寿
 3番 浜田 稔 4番 三浦寿美子
 5番 竹沢秀幸 6番 北沢正文
 7番 倉田晋司 8番 中村明美
 9番 坂本紀子 10番 堀内克美
 11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄
 議会事務局書記 市村晶子

本会議再開

開 議	平成24年6月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 9番 坂本紀子 議員
9番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。昨年3月11日の大震災、そして原子力発電所の津波によるメルトダウンが発生してから既に1年と3カ月が経過しようとしています。現在54基ある原子力発電所はそれぞれ定期点検に入り、今年5月5日から1基も稼働しておりません。世界にはいま原発が431基あります。アメリカが104基、EU加盟27カ国の内14カ国に143基あります。その内ドイツは17基を保有しています。ドイツでは日本の原発事故を見て脱原発による25万人のデモが起きました。その後大学教授、政治家、大手企業の社長、文化人、原発賛成派、反対派が同じテーブルに着き8時間にも及ぶ公開討論会が開かれ、その模様はテレビでドイツ国内に放映されたのです。原子力発電所の危険性と経済効率、本当に安全なのかなど激しいやり取りが交わされ、私も一部ニュースで見えておりました。情報公開とともに全てを国民に見てもらいそれぞれが判断をする民主的な方法で結論が引き出されました。メルケル政権はCO2削減の京都議定書を推し進めるため、2000年に原子力発電を進める方向に舵を切ったんですが、この日本の原発事故を見て、また国民の議論の中で昨年6月6日に再び方向転換をし、2022年までに17基ある全ての原発を廃炉にすると発表しました。日本では6月11日に東京で20,000人、全国で67,000人が脱原発のデモに参加し、7月20日にも「さよなら原発」と銘打って代々木公園で40,000人以上のデモがありました。私も参加しましたが若い女性同士、家族全員で、またベビーカーに赤ちゃんを乗せた30代の母親たち、若いカップルなど多様な方々が参加されていました。あれから1年以上経つというのに日本は原子力発電をどうしていくのか国民的議論になってきていません。このドイツと日本のスタンスの違いはどこからくるのでしょうか。被害を受けた福島の方々だけではなく私たち一人ひとりの問題だと私は考えております。節電をして環境に優しい生活習慣に変えていくこと、また化石エネルギーではなく自然エネルギーを使うことです。国民全体が考えるときです。どうすべきなのか。今年の夏はどうなるのだろうと世界中が日本の動向に注目しています。そんな中、夏場の電気需要がひっ迫するという理由や、経済界からの圧力などで大飯原発が再稼働されそうな雲行きになってきています。いまだもって政府の原発事故の解明がなかなか進まず、大震災や放射能汚染による対応も道筋ができていない中、本当に安全かが確保されたのでしょうか。政府の対応を見ながら現在町長は放射線の人体・環境に対する危険性をどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。
町 長	それでは坂本議員のご質問にお答えをしてみたいと思いますが、先ず最初のご質問は原子力

発電に関して表題では「脱原発をめざす首長会議」に是非まあ町長も参加出席をしてもらいたいということの中で、先ずこの放射能の人体・環境に対する危険性の認識についてのご質問でございます。まあ私どもはあの通常この自然界の中で常にまあ放射能を浴びている、特にまたこの地域では示された数値によりますと0.05から0.06マイクロシーベルトと、それから国の放射線量の基準数値である常時で年1ミリマイクロシーベルト、これらの範囲の放射能であればまあ人体・環境に対する危険性はまずないというふうに考えられておるわけでありましたが、お話にございましたように、この度の福島原子力発電所の事故の影響を見るときに今もって警戒区域の20キロメートル以内におきましては今でも人が住める状況ではなくて、周辺市町村の住民生活への影響はとてわれわれには想像もつかないほどの大きなものがあると、除線活動が行われておりますけれども、人間や家畜はもとより動植物全体それから生活環境、自然環境への影響、危険性は計り知れないものがあるというふうに思っております。特に人間の体力のない病人の方や高齢者、子ども達への影響を考えますと大変まあ危険極まる憂慮すべき事態であるというふうに認識をいたしております。

坂本議員

今はあの町長がお話にありましたようにその危険な原発事故が発生しまして、最近のあの一番近いあのテレビ放送では阿武隈川と阿賀野川というのがありまして、それが合流する汚泥からですね1,700億ベクレルの放射能が検出されたというテレビ放送がありました。この放射能というのはあの砂には付着せず、やはり泥にあのくっつきまして、まあ阿武隈川は東北の方の山の下にあるので上空から降った放射能が木とかそういうのに蓄積したのが水とともに流れてくるという中で、それが終結した中で両方の川が溜まったところに高濃度の放射能が検出されたという実態です。でまあそれはいずれまあ川魚がそれを飲んだり、それからまた海へ流れ込めば海にも海洋汚染ということが出てくるのが懸念されております。それでまあ長野県内の現在の空間放射線量は先程あのみあうちの庁舎に試験的に置きまして、空間放射線量の数値は0.05から少し雨が降って0.06という段階で推移して、それ以上は高くなっていないのは皆さん見ていらっしゃるの分かっていらっしゃると思いますけれども、原発事故の起きる前というのは実際はそれよりも少し低い数値だったそうです。それでまあそれが0.04とかそういう数値なんです。それで新聞で今信毎でも毎日測ったのが表示されておりますけれども、それを見るとやはり風が南の方から強く吹きつけてくる、で伊那谷に入ってきて、その風が吹いているときじゃなくてそれが翌日になってあの天気がよくてこう蒸発してきた段階にどうも放射線数値が上がっているような感じが私は見えていて感じますけれども、で特に軽井沢もここ2日くらい前の数値が急激に上がっておりまして、佐久とか軽井沢、長野周辺の汚泥からはやはり放射能の数値が高く出ておりまして、実際問題現在のあの原発は完全に建物が封印されてはおりませんので、微量な放射能がやっぱり大気中に出ていると思われております。先日あの5月28日に原発のあの被害にあわれた方の福島県飯舘村の酪農家の長谷川健一さんという方が講演会で伊那市に来られまして、まあ原発発生から現在に至るまでの状況をいろいろしゃべられたわけですけども、まあ私はちょっとその時はあの用事がありましたので行けませんでした。長谷川さんがこういう奪われた故郷というこういう小冊子を出しております。これは普通にしゃべられていることが講演会の内容が書かれておりますが、この中のことを読みますと行政の対応のまずさをすごく語ってございましたね。それ

でその何故かと言うと彼らは最初はまあ地震だけの対応だったんですけども、その後まああの原発事故が起こったのではないかということを経験した人たちがどんどん入ってこられた段階で知り、それでその方たちが放射線量の測るガイガーカウンターを持っておられて、それでその中で数値が高かったのをそれを見て彼自身はもうここには居られないということで、飯館を出た方がいいんじゃないかとそれをまあ村長さんやそれや役場の方たちに訴えたんだそうですけれども、それはまだ公表したくないと、黙っていてほしいとそういうふうに言われて、だけれども彼はやはりそれは黙っていられず、まあ自分の家族を逃し、それから自分、彼自身は区長をやっておりましたので区の人たちにもあの避難した方がいいということをお訴えて、その後やはりそのどんだんいろんな方たちが入ってくる中であの放射線量の危険性をすごく感じて、それをやはり行政に何度も言ったんですけども、行政はやはり国の方の退避命令が出ないとそれは言えないということで、実際としてはあの退避するのがそこを避難するという全体の行動に至るのが遅れてしまったというそういうことだったわけですね。それでその後はあの話の中ではやはりその飼っていた、酪農家が非常にあの飯館は多かったのも、その方たちは自分の身は逃げたんですけども、牛だけは持ち出してはいけないということを言われて牛を残してとりあえず避難区域外に出て行ったわけです。それで何日か、帰ってきて経って牛をあの見たらやはりあの1カ月とか2カ月とかもう括られて、あのどこにも行けないわけで牛は餓死をして死んでいたと、でその牛を、あの豚はつながれているわけではないのでその豚がその牛のミイラ化した死体を食べたというそういう写真も公表されておりました。それであの今現在ではですね外国のまあ学者さんとかいろいろ日本の方たちも入りまして除線作業が進んでおるわけですけども、あの外国の学者の方に言いますと、いくら土を剥ぎ取って除線しても線量は思ったよりも下がってこないだろうと言われ、それでその時はいいんですけども、結局あの剥ぎ取ったそのものが大気中にやはり飛散しまして、それが何日かするとまたそこに落ちるといって、実態としては政府が言っているほど除線の効果が表れていないというところで、彼自身はこの土地に住めないのではないかということで町全体が別のところに移住した方がいいのではないかと行政サイドに向かって訴えているわけです。でそういう今現在国としてはですね新聞報道ではあの17市町村だと思っただけですけども、そこにその人たちがどこかまとまって行く、町全体がまとまって行くようであればそれに対して国も支援していくという方向に傾いてきましたけれども、非常にそういう実態を見ていまして対応の遅さをすごく感じるわけです。ましてまあ私たちは周りから見ていて思うんですけども、あの実際被災された方たちはそういう本筋的な方針が決まっていなくてこれからどうしたらいいんだらうという、そういうところで非常にあの避難先でも心配な毎日を送っているということが書かれておりました。原発事故委員会が国会での東電関係者や元官僚ですね、そういうところにあの国会です、汚染地帯からの脱却命令が遅れたこととか、多くの人々に体内被曝の危険を与えてしまったことということが新聞報道ではできておりますけれども、私は国の危機管理だけに頼ってはいけませんと感じております。それで2030年の電源構成の選択肢が新聞で発表されましたけれども、脱原発まで時間がかかり過ぎると2030年までに脱原発をしていくというようなことが新聞で報道されております。それで首長として脱原発を目指す首長会議に是非参加していただいて、地方からですね強く国に働きかけるべきだと私は思うわ

町 長

けですけども、町長としてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

飯館村の状況等もご報告をいただいて、本当にあの現地の皆さん方のご苦勞を身にしみてまあ分かっておるつもりでございますけれども、今も少し触れてお話にございましたが、新聞報道等でもございましたように経済産業省の諮問機関でありますエネルギーの調査会の基本問題委員会、ここにおきまして2030年、ここにおける発電の中の原子力の比率を0、あるいは15%、更には20から25%、数値なし、の4案、4つの案をすることに合意したというふうにご報道されております。まだこれはあの方向付けは議論中でございますが政府の正式決定ではございません。今最後の結びで首長会議というようなこともございましたが、その前にあのこれは昨年6月にも私、この原子力発電とエネルギーに関する私の考え方を申し上げたわけでありまして、もう一度ここであの申し上げておきたいというふうに思います。この原子力発電につきましては基本的には国の総合的なエネルギー政策の中で絶対的な安全性を追求し、これを確保する中で対応していくべきというふうに考えております。昨年の震災による原発事故や満杯に近いこの使用済みの核燃料の問題を考えますと、基本的には私も原子力に頼らない自然再生可能なエネルギーへの転換が何としても必要であるというふうに思っております。また一方、ここ1年で風力や水力、太陽光発電等の大規模な代替エネルギー計画が進んでおることも事実でございますけれども、現在のこの電力の需給関係の実態を見ましたときに、徹底した省エネそれから節電対策を講じたといいたしましても、今まで原発にかなりまあ依存してきた現実があるわけですので、絶対的な安全性を確保した対策を講じた上で、また石油など石化燃料依存したエネルギー政策の転換を進める中で、原子力発電を将来的にはできるだけ早い時期に全廃をしていくということが望ましいというふうに私としては考えております。そして未来に禍根を残さない再生可能な自然を活用したエネルギーへと転換を図っていくべきということでございます。今まさにその取り組みが始まったばかり、緒についたばかりだということに言えるかと思っております。そこでご質問のこのような考え方に立って「脱原発をめざす首長会議」全国的なまあ会議が最近誕生をいたしておるわけでございますけれども、これへの参加加入について私自身が考えてみましたときに、この会議の趣旨は今申し上げたこの原子力から徐々に自然エネルギーという考え方でありまして、早い時期にこれを全廃していきたいということの思いは、このことはあのほぼ同じ趣旨をもって私どもの組織をいたしております県町村会、ひいては全国組織であります全国町村会の町村長とともに、むしろこのことはいち早くこの特別決議、ここにもその資料がございますけれども、大会の折りにこうした特別決議までもってしても採択をして、政府与党それから関係機関へのそのことを要請して繰り返して今現在やっております、そういう意味におきましては私の思いも同じでございます。坂本議員がおっしゃいますこの地方からの脱原発への発信をという思いの意は通じておるというふうにご今考えておるわけでございます。今わたし自身がその全国町村会の組織の行動とともに別に重複して会議に参加するという気持ちは持っておりません。なおあのこの任意の会議でございますが全国組織といっても全国今、724市町村あるわけでございますが、これに加入をされておる市町村長さんは74市町村長、その内あの元職等の方もおられまして現職の市町村長さんは33名という形になっておられて、そんなまあ数字の実態もあるわけでございますが、県下では5人の町村長さん市は0でございますが、上伊那ではお隣の中川村村長さんお1人という形になってご

ざいます。まあそれぞれ思いはいろいろあろうかと思えますけれども、私としましてはこの全国町村会の組織の一員として同じような意を持って今後とも行動をし、その趣旨を訴えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思えます。

坂本議員

町長のご意見を伺いまして、町長は町長自身でそういう全国市町村会議に参加し、そこで国に働きかけるということです。が、このだんだん事故の全体像というかそういうのが解明されてきまして、実際にあのまあ長谷川さんのように現場で被災された方たちのその政府の対応を、まあ政府の対応はもちろんですけれども、その市町村長としてのやはり住民たちをとにかく安全を守るんだと、国がたとえ避難勧告を出さなかったとしてもあのとにかく危険だと思ったら逃げるといふそういう部分において、あの原発という臭いも形も見えないあのまあ原発というか、放射能という臭いも形も見えないものは非常に危険だっというそういう、まあ最初、人体とか環境に対するっていうふうに聞いた訳ですけども、そういう中でそういう認識を持っていただきたいと、何かあった場合にもうあの浜岡まで現在120キロという地点に飯島町はあるわけでありまして、浜岡は今停まっておりますけれども停まっておるだけで廃炉になっているわけではありませんので、これで地震があったらやはり同じことになると思えます。そういうふうになった場合に国がどういふわけではなく町長自らが決断されて飯島町の住民に対してちゃんとした指示を出していただきたいと思えますが、そういう点の考え方はそれに対する災害に対する考えはどのように持っていらっしゃいますか。

町長

申し上げるまでもなくそうした事態に遭遇した折には、精いっぱいいろんな情報を集めながらその情報開示をして必要な迅速な対応は一緒にやってまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

いまの町長のご意見を伺いました。そんなことがないようにあのこれからはしていかなければいけないと思えますし、まあ国民一人ひとりがこの原発事故の問題に対してこれからはやはり国に対して大きく働きかけていかなければいけないと思っております。で、今朝の新聞ではですね昨日「さよなら原発1,000万人署名」というので作家の大江健三郎さんが呼びかけられて署名活動をされておりますけれども、それで約180万人分の署名をですね政府の野田総理大臣にしたということが新聞報道でされておりますので、まあこれをこの中でそういう地道な活動も町としても取り組んでいってほしいと思えます。それではその3番目の質問になりますが、節電という観点ととてもクリーンなエネルギーということで昨日北沢議員の方から政策提案がありました太陽熱給湯システムの設置補助についてですけれども、これはあの太陽熱を利用して昔からある水をお湯に変えるというシステムなんですけれども、あの近年非常に進化してきておりまして、屋根の上に水をのっけて水を温めるというのではなくて、不凍液をですねあのパネル上にこー回しまして熱くした不凍液が下に降りてきてまして水を温めて、あのそのお湯を使うというものです。で、冬でも凍らず夏はかなり熱くなっております。これのあのエネルギーの変換率は太陽光発電の2倍以上といわれております。で設置費用はまあ300,000円程度からありまして、この300,000円ということは所得の低い方たちにも、それやお年寄りの方たちにも取りかかりやすい自然エネルギーの活用だだと思わけてすけれども、是非太陽光とともに太陽光給湯システムの設置補助について対象に加えていただきたいと思えますがいかがでしょ

うか。

町長

太陽熱を利用した温水器に対する補助の問題でございます。お話にもございました当町においても1970年代のこの石油ショック以降、低コストの給湯設備として注目されております。かなりのまあ家庭にも設置をされてきたという経過があるようでございますけれども、最近ではこの他の自然エネルギーの利用機器と比べてあの導入費用が非常に安いと、ただまだあの一部、不凍液使用等の方式でもってこれがあるというようなことで、まだまだこれはあの安くなるんではないかというようなことも言われておるこの状況があるわけでございますけれども、その割に熱交換率が高いというふうに言われておりまして、メリットも数多くあるというふうに言われております。昨日も北沢議員のご質問にお答えもしましたように、やはりあの太陽光熱利用の一貫した考え方の中で前向きに今後検討、補助対象として検討してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

それでは2番目の質問の職員採用はどのような手順で行われるかということに対して質問していきたいと思えます。ここ数年あの職員の退職者が10名前後となりまして、40代後半から50代前後の年齢において、まあ年齢構成からしますと少し人数があ今の現在のあの正規職員の人数が少ないような構成になってきておりますが、職員採用は計画的に行っているかということでありまして。であのそこら辺のちょっと一般質問より、あのお尋ねしているのよりちょっと踏み込んだ内容になりますが、平成20年の3月の議会で人事全般について私は聞いておりまして、その時はまだ人事評価制度が確立される前の質問でしたが、今年度の新人の方々の採用についてや募集の時期と方法とか募集の人数に対してどのくらいの方が応募されたのか、まあ現在1次、2次、3次と試験もありまして、それに受かった方が採用されるというようなお話になっておりますが、この点が平成20年度のころの採用の方法と何か変わった点があるようでしたら教えていただきたいと思えます。

町長

それでは職員採用についてのご質問でございます。現在の職員の年齢と人数の構成どのような考え方でおるかということでございます。現在の職員数は113名でございます。平均年齢は41.1歳となっております。職員採用につきましては年齢構成も考慮をしながら職員募集を行っておりまして、一般事務職員につきましては現在の年齢構成の中で35歳以下の職員が非常に少ないということのために、採用年齢の条件を35歳まで引き上げて職員募集を行っておるところでございます。参考までに今年の採用状況を申し上げますと、新規採用職員9名の内、30歳代を3名採用をいたしました。現在来年度の職員募集を行っておりますが、同様に一般事務職員は上限年齢を35歳としまして引き続き年齢構成の是正に努めておるところでございます。なお職員の採用につきましては厳格な選考方法により成績、能力、適性等を見極めて採用を決定しておるわけでございます。具体的には1次試験で教養、論文、適性検査を実施をし、合格基準を定めて可否を決定しております。また平成22年度から集団面接を2次試験に加えてリーダーシップ、協調性、論理性等について可否の判断材料としておるわけでございます。最後に3次試験で個々個別面接試験を行いまして最終的に町の将来を担う職員の採用を決定しております。こうした手続きによって採用しております。

坂本議員

あの先程言いましたあの今季の募集の採用人数は分かったんですけども、応募されている人数は何人ぐらいいらっしゃったのか、それから募集をかける時期が何時行われて、それで締め切りは何時、どのくらいの期間募集をかけてから締め切りをしたのかちょっと

副町長

そこら辺も教えていただきたいと思います。

それでは少しあの補足させていただきます。今議員の方の質問は平成20年と現在のまあ比較も含めての職員採用の変化ということでございますので、職員採用の全体的な考え方も少し加えさせていただいて説明させていただきます。町の方であの従来から初級試験を中心として職員採用を重ねてきたわけです。それともう1つあのまあ地元の人たちをできるだけ採用したいということで住所要件もその中に、まあ飯島に両親がおる、あるいはあのそういったような条件を縛りをかけて採用しておりました。ところがあのやっばりあの進学ということが非常に多くなってまいりまして、高卒で採用してもなかなか応募がない、こういうあの実態が出てまいりまして、職員の補充がなかなか困難になっていたというようなことがございます。従いましてあのここ数年は中級試験にまでその枠を拡大しまして、中級試験につきましてはまあ4大卒の皆さんは積極的に参加していただける、そういったあの枠になりますのでそこまで枠を拡大をしました。で、中級試験につきましては7月が試験日になります。今年の例で言いますと5月7日から6月の20日までが応募期間、で1次試験が7月の22日ということで、試験日についてはあの統一試験日になっておりますのでここで言うようになっております。それからあの初級につきましては高卒が中心になりますので、これはあの中級試験の合格状況を見ながら行いたいということで初級の試験については9月の試験日が実施日になりますので、お盆あたりから募集に入って行くということで、今現在は初級と中級ということでございます。それから住所要件の問題でございますけれども、従来は先ほど申し上げましたように地元採用を中心にしてやっていきたいということですがなかなか応募が少ないと、選考も非常に困難になっているということからこの枠を広げまして、合格後は飯島に住所を置いて飯島の住民として職員に就いていただきたいということを条件に入れるようにしてございます。今年は県外からも応募をいただき町の職員として今頑張っておっていただける職員も大勢おるといようなことで、幅広くまあ人材も獲得できるようになってまいりました。それからもう1つですが、年齢構成の面からでございます。まあ従来から年齢構成が上に偏っておるといようなことがございましたが、ここ何年来の職員の退職に伴いましてだんだんその偏りが少なくなってまいりましたけれども、前の上の方の塊が多かったために途中の年齢が欠けているという、そういったあの欠点がございます。従いまして採用については高卒、大卒の新卒に偏らないように年齢幅を広げて採用していこうといようなことで、今年も35歳ということまで枠を広げてあります。従って大学出て、あるいは高校出てすぐ仕事に就くのでなくて社会人経験を持った人も任用できるといようなことで、人材もまた角度も違った形から公務に入っていただくといようなことを試みております。それからあの試験の仕掛けでございますけれども、従来は教養試験と面接がまあ中心でございましたけれども、先ほど町長から申し上げましたように、まあ教養試験にその後1回目の面接、これはあの集団面接ということでグループで面接をしていただきますが、これにつきましてはそれを見るについては課長、係長あるいは一般の職員、そういった目からも見ていただきたいということで、そうした人たちも参加をしていただき採用に関わっていただき、それを最終的な判断の材料にもさせていただいておるといようなことで、多様な人材を大きないろいろな目で見させていただくといようなことも試みしております。それであの採用人数に対してどのくらいの応募かということですがちょっと確たる数字は今手

坂本議員

元にありませんけれども、採用人員の数倍の人数は毎年応募をしとっていただけると、特にまあインターネットで採用状況を今把握して応募してくるといケースが非常に多くなっているんじゃないかといような状況でございますのでよろしく願いいたします。

詳しくあのおっしゃっていただきまして、今これを聞いている住民の方たちもどういう形で採用が行われるのかといことがよく分かったかと思いますが、この採用基準というか中では特にあのまあいろんな方たちの意見を聞いて、まあグループ面接もあるといことで、まあ角度をいろいろな角度からの決定をしているといことだったんですけども、まああの近ごろの公務員に対する住民の厳しい視線や批判にも耐えられるタフな方を採用していただきたいと思っておりますけれども、これからの雇用のあり方の基本的なスタンスとか、あともう1つ男性・女性の庁内の割合も考えられて採用の際にはそれも考えられているかどうか、この2点についてお答えできればお聞きしたいと思います。

副町長

あの職員採用というのはあの入ってもらってから40年近く町のために働いていただくといことで、非常に長いスパンの職員を採用するといことで、私たちより今おる私たちがその責任を取るといことで非常に責任を重く感じております。従いましてあの先ほど議員が言われましたように、先ずやる気があるかといようなこと、それで頭ばかり良くてもだめなんで行動力、そういったことも集団面接あるいは最終的な面接の中で会話の中で読み取りながら、あの誤りのない人事を採用をやっていきたいとい心掛けでおるといことは事実であります。それからあの男女の比率の問題ですが、議員常に言われておりますように男女共同参画の時代でありまして、男性・女性を区別して採用するといことではできないんです。従いまして募集要項にも男性何名、女性何名とい書き方はできません。従って成績優秀な方を採用していくといことの原則ではあります。肩並びであればどちらを採用するかといことはまたその時のそれぞれ職員の状況等を見ながら判断をせざるを得ないときがあるかと思っておりますが、基本は成績を見て採用するとい基本でございますのでよろしく願いいたします。

坂本議員

正規職員においては先程あの113人といことをおっしゃいました。それでその次の質問がですね嘱託職員の昇給決定は誰が行っているのかといことですが、まあ嘱託職員っていうのはあの課によってそれぞれ仕事の分野も違うわけでありまして、それぞれの給料が違ふといふうには私は聞いておりますけれども、その基準は何によるものなのかといことと、1つとして正規職員と同じように基本給があり残業手当が付いて1カ月の給与が決定されているのか、それとも出勤日数と時間によって決定されているのか。まあ2つ目として雇用の際、仕事内容、雇用形態、交通費など書面で本人と契約を取り交わしているのか。それとあと3つ目として嘱託から正規職員になることはできるのかとい、この3つについてお尋ねしたいと思います。

副町長

嘱託職員の任用の件でございますが、嘱託職員の任用の基本につきましては特定の業務、まあ繰り返し同じ仕事をしていただくよなそういったあの分野について町の方からお願いをしておるとい実情がございます。で嘱託の職員の皆さんの給料月額決定につきましては勤務日数でなくてまあ毎日基本的には勤めていただけるといことを前提にして月額報酬の決め方をさせていただいております。それで給料の額、それからあのその他の勤務条件ですねあの時間外手当もそうですし、通勤手当もそうですし、それからあの年金、雇用保険、そういったことについても説明させていただきまして、最終的にはあの契

約をする中でお願いをしております。ただあの嘱託につきましては1年契約を繰り返していくということが基本でございますので毎年行っておりますが、その手続きにつきましては町の方で今嘱託でおいでになっている方について継続してお願いするかどうかというまあひとつの方向性を出して、それからあの本人の意向を確認をして、最終的には契約しそれから辞令交付をしてお勤めいただくという方法で行っておるというのが実状でありますのでよろしく申し上げます。

坂本議員

今お聞きしましてまあ書面で契約を取り交わしているということでした。それでまあ1年ごとの契約になるわけでありまして、まああのそこに話し合いということが絡んで再契約となってくるわけですけれども、その際にですねあの雇用されている方は立場的にまあ弱い立場になるわけですから、行政は利益追求の企業ではないわけですので、気持ちよくお互いが働けるようまあ悩みとか要求がそれぞれあると思いますので、それを聞いてあげられるやはり懐の深さを持っていただきたいと思いますがどうでしょうか。それとまあ採用においては公正、透明性の中でまあ採用しておるということであら親戚縁故関係ということはないという中での採用となつて、まああの採用してみたらその中にはそんな方もいらっしまったということになると思うんですけれども、まあこういうあの今までの私が質問してきた具体的な内容が、なかなかまあこの一般質問を聞いてられる方はよくわかっていらっしやると思いますけれども、あの広報とかにですねその採用に対するまああの住民からのまあその理解というか、そういうためにも採用形態のそのまあ概略的なところの決定の基準とかそういうことがあるようでしたら広報にちょっと載せた方がいいかと思っておりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長

坂本議員、先ほど質問にあの嘱託から正規職員になれるかという質問がありましたが、答弁漏れよろしいですか。

坂本議員

あ、それもついでによろしく申し上げます。

副町長

先ほどの質問に答弁漏れがありまして大変失礼をいたしました。嘱託職員から正規職員になれるかどうかということですが、嘱託職員を年数を重ねたという条件で正規職員になるという条件はございません。ただ嘱託職員になった方が町の正規職員の職員採用の試験に応募していただいて正規職員になるという方はございますので、その時々々の採用条件によって本人の努力ということになるかというふうに思います。それからあの採用の時のまあ条件を常にその広報でお知らせするという事はどうかと思いますが、嘱託職員を採用するについては募集要項を作つて出しますので、その中でその仕事の内容だとか労働条件だとかというようなことを提示させていただいてあります。またその中でもしご不明な点があれば担当に聞き取っていただくということの手法があるかと思っておりますので、その手順で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

坂本議員

副町長の答弁のようにまあその都度都度でなくてもいいんですけれども、まあ機会が、今あの嘱託職員のことを言いましたけれども、まあ正規職員の決定の際のそういう採用基準とかまあどういう点で観点でというところはまあ住民にとっては興味のあるところだと思いますので、機会があればそういう何か小さなコラムの中で広報に載せていただければいいかと思っております。

それではあの最後の質問の保健センターの跡地はどのようにするのか、決まってきたのかということでございますので、現在の状況とこれからの予定はどのようになっている

町長

のかその点についてお答えいただきたいと思います。

それじゃあの時間が切迫しておりますけれども最後のご質問にお答えします。保健センターの跡地利用、現状と今後の考え方でございます。旧保健センターの建物、駅の南の建物でございます。この跡地の活用につきましてはこれまでも議会でご質問をいただき、障がいをお持ちの方の皆さんへの支援や福祉の増進に寄与する拠点施設として活用することを検討していきたいというふうにお答えをまいりました。本年3月に定めました飯島町障がい者プラン策定作業におきまして障がいをお持ちの皆さんへのアンケート調査、並びに障がいをお持ちの皆さんの団体等との懇談を通じて当事者の皆さんの意向の把握に努めたところでございますが、年齢や障がいの種類の差等によりまして意見がなかなかまとまった意見が出ておりません。分散しておるわけでございます。また潜在的な需要の把握や施設の性格の絞り込みがなかなか出来ていないというのが現在の実状でございます。今年度におきまして65歳以下の障がいをお持ちの皆さんとご家族を対象とする障がい福祉施設の需要調査の実施と、障がいをお持ちの皆さんとのご家族や関係機関、それから周辺地域の皆さんに呼びかけをいたしまして、障がい福祉施設整備に関わる意見交換会というものを開催をし、広い範囲の皆さんからのご意見をお聞きしながら跡施設、跡地の利用についての方向付けをして今準備を進めておるところでございます。なおあのこの旧保健センターは昭和の51年に建設をし36年が経過をいたしております。これまでも雨漏り対策のための大小の修理を重ねてまいっておりますけれども、今後この建物を障がい者の福祉施設として利用できるかどうか判断をしながら、耐震判断等もこの調査に加えてですね実施をしていきたいと思っております。またあの隣接する旧母子センターや付属施設の除却後の敷地の有効利用についても考慮する必要があると考えておるところでございます。いずれにいたしましてもあの障がい者福祉施設の何らかの形のを整備していきたいということで、関係する皆さん方と鋭意協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

終わります。

議長

7番 倉田晋司 議員

7番

倉田議員

それでは通告に従いまして質問を行います。新年度が始まりまして町の新たな施策がスタートしております。その中の1つに高齢者や障がい者に救急医療情報キットを配布し万一の緊急時に備えると、この事業が始まったところであります。救急医療情報キットは全国の自治体で導入するケースが急速に進んでおります。先の3月定例会におきまして坂本議員からこの事業目的や対象者、運用方法といったような点について質問があったところでありまして、またいいじま未来飛行5月号に大きく取り上げておりまして、安心安全のためこれに期待する方も多いと思っております。そこで対象者への配布希望取りまとめは完了したという段階だと思いますので、希望者数がどのくらいだったのかについてこれは概数でも結構であります。併せて実際の配布方法はどのようにするのか。それから記載方法、書き方あるいは代筆、そういった説明、支援もするとかいうことでございますので、今後の日程的なことも含めまして先ず概要をお聞きいたします。

町 長 それでは倉田議員の質問お答えいたしますが、救急医療の情報キットの支給に関しまして希望とりまとめ後の進ちょく状況と段取りでございます。あの若干数字的なことも含めて申し上げますが、支給対象となっている方の内、支給を希望される方につきましては耕地や自治会組織を通じての取りまとめと、障がいをお持ちの皆さんへは個別案内によりまして5月末までに1次集約ができました。総計で331人の方から支給の希望が出されました。内訳といたしましては70歳以上のみの方の世帯の方につきましては対象者813人のうち186人、率にして23%の方から、それから障害者手帳をお持ちの方からは対象者153人のうち71人、これはパーセント、率にして46%、こうした方から、更にまた65歳以上で日中等に独り暮らし状態となってしまう、あるいは健康に不安があるという方からの支給希望は74人というふうになっておりまして、合計331人といった形になります。1次集約の配布希望数を参考にして救急医療情報キットの発注をかねて表示シールのデザイン等検討を経て、7月初旬までには納品となるという見込みでございます。各ご家庭への配布はこれに合わせ順次進めていく予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。

倉田議員 希望者が331人であるということ、それから7月納品そのうえで配当、そういう日程的なことをお聞きをいたしました。先日と申しますか先月、ある障がい者団体の会合で次のような意見がありました。障がいの程度が重度でないということで支給対象外となっておりますが、そういったものがあれば安心できると、是非お願いしたいと、こういうことであります。担当課長、係長同席しておりまして直接聞いております。例えば伊那市でもキットの支給を行うということですが、対象外でも希望者には配布をするというようであります。町の支給対象者の範囲ですけれども、これはあの支給事業実施要綱の第3条に規程をしておりますが、要は高齢者と身体、知的、精神、3障がいのうち重度者というふうになっております。しかしこの年齢が65歳未満であるとかですね、または障がいが重度でなくてもこれを必要とする人はあると思います。逆に対象者でも必要がないと考える人もあって、先程も希望者数が331とこういうことからもうかがえると思います。まあそうしたことからですね対象外の希望者にも拡大ができないか、まあ言い換えればですね実施要綱の第3条6号にその他町長が必要と認める者、まあこれがありますが、これに該当する者として弾力的に運用すべきと考えるところではありますがいかがでしょうか。まあこのようにしてもですね希望者が殺到するということはないのではないかと考えているんですがいかがですか。

町 長 このキットの支給対象者のほかにも希望があるけれどもその弾力的な運用ができないかということでございます。お話にございましたようにこの実施要綱3条でその対象者範囲を定めておるわけでございますけれども、その中に、その他町長が認めるものと必要な者というようなことも1項があるわけでございまして、やはりあの実態を把握の中でできるだけあの弾力的に対応してまいりたいというふうに考えております。今それに向けて準備をまとめておりますので担当課長の方から申し上げたいと思います。

住民福祉課長 それでは要綱の3条の第6項の該当について先ず最初にお答え申し上げたいと思っておりますけれども、これはまあ、町長が認める者という表現になっておりますけれども、このケースにつきましては例えば住民票上は世帯、家族がちゃんと居って該当にならないというご家庭なんですけれども、実態は高齢者の方が1人で70歳以上の方が別のところに住ん

でいるというような場合はまあ該当していこうというような者を想定しながらこの6項というものを作ったものでございます。ただご質問のように実費をお支払いいただきながらあの配布するっていうようなことにつきましては、たまたまある自治会の中でそういった趣旨は非常に理解できるので該当外の人もなんとか注文、実費でできないかというようなこともございまして、そういったことに対してのまああの支払はしていただくんですけども配布は注文は同じ家族でいきたいというようなこととお話をしてございます。そういったことであるべく希望者にはあの実費をいただくことがありますけれども配布をしていきたいというような基本で、具体的な手続き等について検討している状況でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

倉田議員 できるだけですね住民ニーズを応えるまあそういう観点から弾力的にこれを運用していただきたいと思います。次に3番目の質問に移ります。救急医療情報キットが配布されて、まあこれからきちんと保管し記載内容も適時に更新をしていくということになります、対象者は常に在宅とは限りません。だれでも外出はしますしデイサービスなど日中は通所している人も多いと思ひます。買い物も当然あれば通勤・通学もあると思ひます。まあそうした外出時に万一の緊急事態が起こりうるということを想定した時、外出用の携帯用緊急安心カードこういうものが必要になってくると思ひます。で、このカードは名刺とかキャッシュカードくらいの大きさで財布などに入れて活用ができるもの、ここにサンプルがありますけれども、これは少し拡大してコピーをしておりますが、こういったものですね。緊急安心カード、氏名、住所、生年月日、その他記載する内容はキットと同様なこととあります。でこれを4つにたたみますとだいたいキャッシュカードくらいの大きさに、いうものでありまして、まあ特に1人で外出をいたしますと家族がいる在宅時よりも不安もまあ大きいと、それからまた周囲のサポートもないということもあります。で全国の自治体でこのキットの導入が急速に進んでいると言ひましたけれども、冷蔵庫に入れておくキットとそれからこちらの携帯用のカード、これを併用しているところも実は多いわけでありまして。そこで町のホームページにですねこの書式フォーマットを掲載することを提案をいたします。でキットの対象外の人でも必要な方は誰でもこれをダウンロードして使うことができるようになるものであります。まあこういった簡単なものであります。お金もかかりません。このことを提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長 あの確かにこのキットの活用は自宅とは限らない場合も多いわけございまして、ごもっともだというふうに思ひます。今こうしたこの面につきましてもあの弾力的に取り組んでいくように検討しておりますので、担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長 質問の外出用の携帯安心カードについてでございますけれども、議員のご質問にもございましたが、このカードは名刺くらいの大きさのカードで救急時に必要となる氏名、生年月日、血液型、連絡先、治療中の病気や掛かりつけ医、等の情報を記載し、運転免許証など身分証明となるものと併せて外出時に携行することで、外出中の不測の事態に備えようとするものでございます。まだあまり普及しておりませんが、救急安心カードなどの名称で既に市町村や消防本部において取り組まれているところもございまして。ご提案の外出用の携帯安心カードの書式を町のホームページ上に掲載することにつきましては救急医療情報キットと同様、安心安全なまちづくりのための1つのアイテムとして有効と思ひますので、消防本部と協議の上、掲載を前提に検討させていただきたいというように

倉田議員

思っております。以上でございます

前向きな答弁をいただきました。是非、消防、関係機関と協議を整えていただきまして早期に掲載をされることを期待しております。次にうつ病、自殺対策についてお聞きをいたします。まあ自殺というものは大変な大きな問題であります。警察庁の発表によりますと平成23年の全国の自殺者数は30,584人ということであります。平成10年に30,000人を突破してから14年連続で30,000人を超えるという危機的状況が続いております、これになかなか歯止めがかかりません。自殺は本人にとって最悪の悲劇であります。まあそのことのみならず家族や周囲に計り知れない悲しみ、苦しみをもち、また社会全体にとっても大きな損失となるものであります。ちなみに平成23年の交通事故死者数は4,612人でありまして、30,000人というのは交通事故による死亡者の実に6.6倍という大きな数字であります。日本の自殺率、これは人口100,000人当たりの自殺者数でありますけれども、これは日本は25人でありまして、国際比較で世界101カ国中第8位と高い国であります。先進国ではアメリカ11人の2倍以上、それからイギリス7人の3倍以上と非常に高くなっております。男女別では男性が女性の2倍、職業別では無職が全体の6割、無職には失業者を含んでおります。それから年代別では40代から60代が高いということ、それから原因・動機別ではうつ病などの健康問題が全体の約半数、経済、生活苦問題それから家庭問題と続いております。更に年齢別の死亡原因を見ますと15歳から39歳までの死因の第1位が自殺となっております。さて飯島町の状況はどうかということであります。少ない年で年間1人、2人、多い年で6人、7人、平均しますと3人から4人という状況になっております。最近の状況ですけれども平成23年が3人、22年が7人、これは22年度の行政報告書の説明時に7人ということでありましたが、その後5人というふうに修正をされておるようであります。まあこれはあの統計上の数字ですのでまあそういうことがあったんでしょう。それから21年が3人ということでありまして、まあこういった人数の方々が尊い命を絶っております。別の視点で自殺率を比較をしてみますと全国が25人、長野県が25人、上伊那が30人と高くなっています。で飯島町は3人から4人ということありますので、まあ30人から40人ということになって、平均値で見ても高いということになっております。でこうしたことから国の自殺対策緊急強化事業によりまして、町は平成21年度以降講演会やゲートキーパーの養成講座の開催、それからパンフレットの配布「たったひとつの大切な命」保存版というふうにこれは全戸配布でやっております。それから未来飛行の広報記事6回シリーズ等々いろんな取り組みをしてきておるところであります。まあこの取り組みそのものはよくやっているというふうに評価をするものであります。ただこういった広報等にはですね飯島町はこういう状況だとそういうものがなくてですね、まあ一般的な表現といいますか年間30,000人とか交通事故の数倍だとかそういう表現になっているためか、まあ町の実態というものが町民に十分知られているとはいえないと思うんであります。まあそこでこの自殺率が高いというこの町の実情を含めた形での普及、啓発というものを更に継続的、重点的に行うことが必要と考えるわけですが町長の見解はいかがですか。

町長

2つ目のご質問は自殺予防対策について先ずこの啓発普及この徹底についてでございます。まあ深刻化するこの自殺問題に対する取り組みといたしまして、今お話にございま

したように、飯島町では自殺予防対策の緊急強化事業として国の10割補助事業が始まりました平成21年度より、それまでの精神保健事業を更に強化する形で普及、啓発活動、ゲートキーパー養成事業、心の相談、子育ての中の母親レンタル支援、といった総合的な自殺予防対策事業に取り組んでまいりました。普及啓発活動といたしましては精神科医などの心の健康やうつに関する講演会を開催をしたり、町の広報でシリーズ掲載したり、また町のオリジナルの啓発パンフレットやポケットティッシュを全戸配布をするなどして行ってまいりました。この取り組みの中で心の相談の申し込みや、もしや自分はどううつ病ではないかといったような相談や、少数ではありますが精神科受診に結び付けて適切な治療を受けることができた方もいるなど、啓発活動の重要性を感じておるところでございます。町といたしましては国の補助金をいただき自殺予防対策とはっきりと銘打って取り組みをはじめ4年目となりました。自殺率などについては長い目で見守っていくといたしましても、保健センターへの相談状況などから少しずつその成果がもう現れているというふうに感じておるところでございます。心がつらいときにだれに相談すればよいか、どんなふうにしたらよいか、またどんな支援があるかなど、大切な命を守る活動として飯島町の皆さんへの啓発活動を今後とも継続していくことが重要であるというふうに考えております。内容につきましてもまあいろいろ検討してまあ全国的には30,000人を上回るというような統計数字も発表されるわけでありまして、この限られた飯島町内の中で数人というような範囲の中でこの実人数を報告することがいいのかどうかも含めてですね、内容を十分精査した上でできるだけの状況は公開してまいりたいというふうに思っております。

倉田議員

啓発は重要であるとまあこういうご認識であるということをお聞きしました。次に移ります。自殺未遂者は自殺者の10倍以上といわれております。そして自殺に及ぶ可能性が高いハイリスク者であります。で、この自殺対策支援センター外部リンク、この調査によりますと自殺で亡くなった人の実に72%が自殺前に精神科や行政などなんらかの専門機関に相談をしていたということあります。しかもその内の6割以上が亡くなる1カ月以内に相談をしていたということありますので大変驚きであります。自殺は覚悟の死と思われがちでありますけれども、この調査で解ってきましたのは多くの人が最後まで生きることを望み、生きる道を模索していたということあります。死にたいというそういうことではなくて追い込まれた末、自ら命を断つというこういう状況がとても多いということが調査で指摘をされております。まあそう考えていきますと自殺対策というのは自殺に追い込まれようとしている人が生きる道を選択するための支援、生きる支援を実施することが重要だということになってまいります。自殺対策基本法ではこの自殺防止に関する教育や広報活動の推進、ハイリスク者の早期発見システムや発生回避などを自治体の責務として定めております。特に町役場は町民の側にあります。町民の命を守る最前線の活動拠点であります。まあそのことの認識を常に持ってやってはいけないということです。役場を訪れた人の悩みに職員が気付いてですね適切な相談窓口につないでいく、そういった問題解決の道案内を最初に接する職員をゲートキーパーと位置付けてですね、人材育成を図ることは大変重要と考えておりますがいかがですか。

町長

お話がございましたように窓口で直接町の皆さんの対応をいたす職員、その職員がその人の心を理解をして自殺予防のゲートキーパーの役割を担うことは大変重要なことであ

るというふうに思います。そうしたことに対する研修といたしましては対人援助職を対象としたゲートキーパー研修に保健師、それから家庭相談員、地域包括支援センター職員など、町職員が自主学習で研修を受けております。また平成22年度から24年度の3年間の計画で職員のメンタルヘルス研修を行っておりまして、この研修は職員自身のメンタルヘルスのためでもありますけれども、複数回の研修を行うことによりまして相手の方の話をよく聞くこと、受け止めるそして相手が見通しをつけるお手伝いをする事、これらのまあコミュニケーションの技術を身につけることができる内容となつて、大変まあ有益な内容でございます。この研修は今年度で計画は一旦は終了いたしますけれども、職員がゲートキーパーとして次の役割を担える力量をつけるためには更なる研鑽が求められておるわけございまして、これらにつきましても継続した取り組みが今後必要と感じており、その取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

倉田議員

力を入れて研修をやっているということでもあります。更なる研修の継続を求めておきたいと思つています。つぎに移ります。平成16年この年は長崎県佐世保の事件が起きました。このことをはじめとして子ども達をめぐる痛ましい事件が全国的に多発をいたしまして、尊い命が奪われるということがありました。また平成18年は全国的に子どもの自殺が相次いだ年であったということでもあります。こういったことはですねまあいじめに関連した問題として一気に注目を集めるわけでありまして、その後はまあ関係者の心の傷が長年にわたつて残るのとは対照的に、社会の関心というものは短期間のうちに薄らいでしまいがちであります。また未成年者の自殺は、まあ30,000人という全体に占める割合は比較的少なくて2%以下と言われておりますが、からといって軽視してよい問題ではありません。そこで子どものころから自殺予防を含め命を大切にすることを育む教育を進めることは大変重要であると考えられるものであります。毎日学校で子どもと接している教師の皆さんこそが子どもの発している救いを求める叫びを最初に受け止めるゲートキーパーであります。子どもの自殺予防対策それから生命の尊さ、死のむごさ、こういったものを理解し実感できるような道徳教育、こういったものにどのように取り組んでいるのか伺います。

教育長

学校現場というか教育の場ではどのような扱いをということではありますが、あの事が事だけにですね自死を前面にあるいはストレートに扱うという授業は行っておりませんけれども、今ありましたように大きなショッキングな事件が起きた時についてはそれをあの担任の話として扱う場面もあろうかと思つていますけれども、まあ普通の授業の中では小・中ともですね命についての学習は、やはり全ての教育活動、教科を通じて行っておりますし、まあ特設としてあの今お話がありましたように道徳の時間あるいはあの人権教育週間などを中心に、命を大切にすることを、あるいはあの個人の命あるいは他者を尊重する心については重点的に扱っているということでもあります。まあその他、命の尊さ、自他共に思いやる心、またお話がありましたように、いじめに起因する悲惨なできごとを防止するためにも好ましい人間関係づくりなどを目指して、あらゆる学校生活の全ての場面を通じてまあ実践的な態度を育てていくということでもあります。またあの組織体制としては飯島町学校を拠点校にスクールカウンセラーを配置しているわけでありまして、不適応の子ども、あるいは悩みを抱える生徒のための支援を行っております。今年度からですね3校を共通としてあのこのような取り組みを始めたわけでありまして、毎月あの特定の日、こ

の日をというふうに定めて子どもと向き合う時間、この日を原則としてあらゆる会議をなくそうと、かつて子ども達と担任の先生が触れ合う時間があったわけですが、近年、会議だとかあるいは出張だとかいうことでなかなか子どもと向き合う時間ができなくなったということで、毎月必ずこの日をということ子どもと向き合う時間を、まあ小学校では一緒に遊んだり、あるいはですね担任が配慮を要する子ども、あるいはこの子気になるなあということについては、あるいはちょっとした変化、あるいはサイン等を見つけたときには、それぞれ時間を使って相談の時間を設けているということ今年度から3校とも開設をしております。またあの保健センターではあの「つばさの会」というのがありまして、小中学生を対象にした命の大切さの学習を行っておりますし、夏にはあの産業振興課と教育委員会がタイアップしまして生き物環境調査ということを通してですね、身近な自然、動植物をふれあひながら、やはり小さな生命でも大事にしていこうという、まあそういうことを直接体験として学び取り組んでおります。まあ子どもの自殺といった悲劇は絶対に起こしてはならない、まあそのためにも学校、家庭、地域、それからあらゆる機関がですね十分連携して取り組んでいくことが大事だということに思っておりますし、まああの学校現場においてはそうしたサインや兆候を見逃さず、早期対応を心がけるあらゆる体制を作っていきたいというふうに考えております。

倉田議員

あらゆる場面、あらゆる角度からまたそういった活動を継続していただきたいと思つています。それでは最後にうつ病対策についてお聞きをいたします。うつ病は自殺の大きな要因となっております。一般住民の約15人に1人はうつ病を経験しているにもかかわらず、このうち4分の3は医療を受けていなかったとまあこういう調査結果もあります。で、うつ病は本人をはじめ家族、周囲が適切に対処し、環境を整えることで早期発見・早期治療ができると言われております。このための1つの手段として携帯電話やパソコンで手軽に心の健康をチェックできる「こころの体温計」というものがあります。これは東海大学医学部附属八王子病院で行われているメンタルチェックをシステム化したものでありまして、自分の健康状態や人間関係など13項目の質問に答えると、ストレスや落ち込み度、これが水槽の中で泳ぐ金魚や水の透明度、猫や牛といったイラストで表示されるようになっているものであります。ここにサンプルがありますけれども、金魚鉢がありまして中に赤い金魚が泳いでいます、これがあの自分自身と考えていただいて、この黒っぽいものは猫でありまして他所を向いております。金魚鉢の水は青く澄んで透明度が高いという状況であります。これはあのストレスがない落ち込み度がないとまあ健全な状況であります。これに比べてですねこちらは非常にストレスが強く落ち込みが激しいという状況であります、赤い金魚、自分自身がここによく見ると包帯をして絆創膏を貼つてありまして、自分自身の病気のストレス、レベルが上がると怪我をしていくという状況になっております。それからこちらに黒い金魚がありまして大きな口を開けて襲いかかろうとしておりますが、これは対人関係のストレスが非常に強いということで攻撃的になっております。それから金魚鉢にここにひびが入つて大きくなっていくんですけど、これは住宅環境のストレスというものでレベルが上がるとひびが大きくなる、それからここに猫が舌を出して手を差し伸べておりますが、これは猫は社会的なストレス、でレベルが上がると赤い金魚を脅かす存在になる、それから石がここに1個、2個、3個とありますけれども、これはその他のストレスでレベルが上がるとに個数が増える、それから水の透

明度なんですけれども、非常に濁ってきております。これはレベルが上がるごとに落ち込み度が強くなってまあこういう状況を表しておるもので、この2つを比較しますと大変違いがよくわかるということでもあります。でこれは危険水域ですのでこういうふうになったら危ないとそういうことの判断といいますか自己診断ができるということでもあります。それでこの自己診断の結果から相談窓口の紹介を行ってございまして、うつ病に早く気付けばそれだけ早く受診が早くなって予防につながるのではないかと、まあこういうことでこれを導入する自治体が増えてきておりますが、まあこういったものをですね町のホームページに導入してはどうかということを提案するものであります。それから先程あのこれ全戸配布の「たったひとつの大切な命」昨年ですか配布されたものであります。この3ページにあるんですね、ここに「うつ病の自己チェック」というのがありまして、5項目、でこのうち2つ以上が当てはまりその状態が2週間以上続いている場合はうつ病の可能性があると、早めに医療機関、保健福祉事務所などに相談してくださいとまあこのようになっております。がまあこちらの方がですねまあこれもいいんですけれども、より携帯とか工夫でできますので手軽にまたよりビジュアルにできますので、まあこういったものを導入してはどうかということを提案申し上げますが町長いかがでしょうか。

町長

いわゆる「こころの体温計」このシステムについてのご質問でございます。「こころの体温計」は自治体のホームページなどでメンタルヘルスの簡単なチェックを行い、その結果によって心の状況を数値化をしてアドバイスを行って、各自治体の相談場所などをご案内するシステムというふうに承知しております。町にも業者さんの方から「こころの体温計」に似たようなパソコン等を利用したメンタルチェックのシステムの導入の案内がいくつか現場には担当の方にはあるというふうに聞いておりますが、先ほども申し上げましたように町の自殺予防対策の取り組みは、国の補助制度補助金によりまして今あの上限額いっぱい1,500,000円という補助を得て取り組んでおるわけでございますけれども、どの事業も町の実情に合わせた内容でもってまあ取り組まさせていただいておることとでございます。先ほど申し上げましたように倉田議員も一定の評価をいただいております。先ほど申し上げましたように倉田議員も一定の評価をいただいております。ことかと思っておりますけれども、そこであのご提案に関しましては若者の世代やパソコンを使いこなす皆さんにとっては気軽にまあできるものというふうには理解をいたしますけれども、今申し上げたこうした現在の事業が定着をしてきておることとでございます。当面はこの現状の事業を更に充実をして継続していくということと対応してまいりたいと、で次のステップとしてこうしたまたパソコンシステム等への新しい課題として取り組んでまいりたいということとでございますので、当面は現在の事業の取り組みを継続させていただきたいとふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

倉田議員

現状を継続して充実をさせてまあ次の段階でというまあこういう答弁をいただきました。まあこの自殺対策、第5次総合計画にもありますが、そのですね、心のケア対策の充実を図るなど町民の心の健康づくりを推進するとまあこのように謳われております。そして目標指標も総合計画の中にありまして平成27年これ目標年度ですけれども、この目標値がですね長野県の平成19年現況値を目標とするとまあいうような指標になっています。まあこれ現状3人から4人をというものをですね一気に減らすということはなかなか大変なことであるということは理解をしております。で長野県の平成19年現況値というもののはちなみに22.8であります。まあこれ目標のハードルとしてはそんなに高くはな

いといひますか、もう少しがんばったものでもというような気もしますけれども、まあ27年というのは3年後であります。是非ともこの目標達成させるべく今後の取り組みを続けていっていただくことを期待をいたしまして質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時00分といたします。休憩。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 三浦寿美子 議員

4番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に障がい者にやさしいまちづくりのためにということで質問をしたいと思っております。私は平成22年3月定例会の一般質問で福祉の窓口へ福祉に精通する有資格者の配置と福祉のプロとして職員を育てることを提言をいたしました。町長からはプロの職員を育成するよう努めるとのご答弁をいただいております。障がい者の心に寄り添った対応のできる職員の育成と専属の職員を配置する必要性について事例を交えて町長の所見をお聞きをしたと記憶しております。思いを受け止めていただいたと認識をしております。福祉のプロ育成に私は期待をしております。現状はどうかお聞きをしたいと思っております。

町長

最後の質問者であります三浦議員のご質問にお答えいたします。障がい者に優しいまちづくりということで、福祉の窓口における職員養成対応でございます。現在、住民福祉課地域福祉係が障がいをお持ちの皆さんからのご相談や各種の手続きを担当してございまして、4名の職員を配置してございます。主に障がい者の福祉業務を担当している職員は1名でございますが、国家資格である社会福祉士の資格を有しております。また他の職員につきましても障がいをお持ちの皆さんからのご相談を受けるための基礎的な知識を深めるために、県が開催する各種の研修会に時間の許す限り参加に努めており研修を深めておることとございます。

三浦議員

ただいま町長からは福祉に関わる職員は社会福祉士の資格を持っている方で1人というふうにお聞きをいたしました。まああの福祉の専門家を育てるということでは基礎的な知識を学ぶことや、実際に障がい者の方たちと私は一緒に過ごすなど、体験としての研修が欠かせないというふうにご考えておられます。で、あのまあ福祉の専門家が社会福祉士の職員ということですので専門家といえるとは思いますが、町の中にそうした福祉の専門家を育てていくという点ではとても大事なことだと思っております。私はあの職員の皆さんに体験としての研修が欠かせないというふうにご考えておられます。で、様々な研修を行っているというふうにもお聞きしておりますけれども、どの様な研修を行っているのかももう少し具体的にお聞きをしたいと思っております。

町長

研修内容につきましてでございますけれども、社会福祉士の業務は極めて広範でございます。その対象も障がいをお持ちの皆さんをはじめ高齢者の皆さん、生活保護の対象となる方、母子・父子の世帯、児童、様々でございます。これらの皆さんへの支援の制

度も年々幅広く複雑となってきました。それぞれに専門的な知識を持って職員が対応していくことは大変重要であるというふうに認識しておりますし、それからこれらの個々のまた相談に対応するその素質と申しますか自分の知識というものも一層深めていかなきゃならないというふうに考えておまして、様々な取り組みをしておるところでございます。具体的な内容、研修等の内容につきましては担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長 各種研修等の具体的な中身でございます。具体的には昨年度の例からとりますと、障がい者の相談支援従事者研修、これはあの新任と現任の2種類がございます、新任に1名、それから現任研修に1名出ております。また障がいの程度区分認定の調査員の研修というのがございます。これの新任に1名出ております。また障がい福祉事務の担当者の基礎研修ということで基本的なところから学んでいくということで、それにも参加をしているところでございます。また今年度においても同じような研修がございますので、そういったものに参画をしながら基礎知識あるいは更なる具体的な教養を高めていくという研修に参画をしていく予定でございます。

三浦議員 ただいまあの研修の内容についてお聞きをいたしました。私はあの私自身が知的障がいを持った子どもとともに生きてまいりました。まあその中でそうした子どもとともに生きてきたことですてきな出会いや、またいろいろと体験もさせてもらって今日に至っております。障がいのあるなしや重いか軽いかではないと思いますが、一人ひとりを大切にしたりして、また一人ひとりの人格を大切にしなければならぬということをそういう中で知らず知らずのうちに学ばせていただいていたと思っております。私が言いたいことなんです、これはあの今本当にあの、先ほども課長の方から申されましたが、まああの事務的な手続きとか基礎的な知識、非常にあの制度が変わるごとにも大変ですし、そういうことをあの研修して身につけることも大事ですけれども、もう1つは体験をする、そして関わることで認識を深める、そういうことが私は必要だと思っております。私はあの実際にそうした子どもがいることによって体験をし、またそういう皆さんと関わることで認識が変わり人生観が変わり今があるというふうに思っております。ですから繊細な心を持つ障がい者の方に寄り添って行ける、そういう職員を育てていくためには基礎的な知識も当然ですけれども、町内外の障がい者の方の居るそういうそうした福祉施設などで職員の研修をしていくこと、そういうことが私は必須ではないかというふうに考えております。その点についての町長の所見をお聞きしたいと思います。

町 長 まあこのあの障がいをお持ちの方に対する職員対応ももちろんでございますけれども、あの様々な立場の職場の職員がいろんな研修を重ね、しかもあの対外的なまた組織への勉強を含めて派遣交流、人事交流といったような面を含めてのあの人材の育成、養成というものは大変大事なことであるというふうに思っております、特にあの現場への身をもった体験をすることによって身近なこの具体的な相談にも対応できるという1つのメリットもあるかと思っておりますので、今後あの今お話にございましたようなことも含めて人事面でひとつ検討してまいりたいというふうに考えております。

三浦議員 是非、障がい者の方一人ひとりの気持ち、立場を受け止められる職員、福祉のプロを育てるための研修を具体的に私はあのプログラムを立てて実践をしてほしいなあと思っております。あの今、町長の答弁をいただいたようにそうした方向で現場での研修をしていきたいというふうにお答えをいただきましたので、是非あの来年度からと言わず今年度か

ら具体的にそうした場を設けて研修できるように対応をしていただきたいということをお願いして述べて次の質問に移っていきたく思います。是非よろしくお願ひいたします。

次に社会福祉士の有資格者の配置を求める保護者の方からの切実な声があったということで質問をしていきたいと思ひます。まあ先ほど町長からは社会福祉士が1人専任であるというふうに、資格を持った方がいらっしゃるというふうにお聞きをいたしました、先ほどもお話ありましたように、職員の仕事そのものはとても忙しく、そうしたなかなか対応が個人個人には対応しきれないんじゃないかなというふうにも感じておるところです。私はあの平成22年3月の質問でも、職員の声もあるということで福祉の専門家の配置を求めてまいりました。まああのそういう方を配置しているというふうにはあの先程お話はありましたけれども、人材の配置的にはとてもそうした皆さんの声に対応できるだけの余裕がないのではないかなというふうに、今の仕事量からみて感じるところです。であの今回、知的障がい者をお持ちの方のお母さんから切実な思いとしてお話をお聞きしてきましたので、その思いをお伝えして社会福祉士の方の配置を求めたいというふうに考えてまいりました。でそのお母さんは息子さんと一生一緒というわけにはいかない、順序からいけば親が先に死んでいくと、その後が心配で仕方がないというふうにおっしゃっております。そして今までの経験を通して子どもの心に寄り添ってくれる専門家が身近にいてほしい、と強い思いをお話をしてくださいました。人は障がいに関係なく一人ひとり性格も人格も違い、トラブルも起きます。障がいのある人が一緒に生活の場や、仕事場で過ごす中ではいろいろなトラブルが起きます。そういう時に対処、対応が適切でない居場所がなくなってしまうのだというふうに思ひます。そのお母さんは今までは外に出られなくなっても親がいたから乗り越えられてきたけれども、いつまでもそうはいかない、息子の障がいを理解して対応してくれる専門家がいてほしいと涙を浮かべておりました。私はそういうお母さんの気持ちを考えたときにこの町で障がいをずっとお持ちの方も安心して暮らせるという優しいまちづくりを進めるためにも、そういう立場での有資格者の配置をすべきだというふうに強く感じておられます。この点についての町長の所見をお聞きしたいと思います。

町 長 まああのこれから一層こうした福祉の相談に対する支援体制というものは、よりまあ専門的にそれから基礎的な部分を含めて対応していくことが求められるということは十分承知をいたしております。そこでまあ社会福祉士の有資格者、国家試験に基づく資格者の配置でございますが現在1名配置をして、他の職員がサポートする体制でもってまあ対応をしておるわけでございますけれども、一方でまたあの幅広い知識を持った職員の育成の観点からも定期的な人事異動も必要というふうに考えておるわけでございます、当面の1つの考え方といたしまして、来年度4月新規に採用する職員、まあ若干名で今募集にかかっておるわけでありまして、現在の福祉の現場の実態を十分勘案をする中でこの社会福祉士の資格を有する者の採用も予定をしておるということでございまして、これから当町の福祉の行政に生かされるような人材を是非確保したいということでございまして、そうした資格を目指しておる職員の応募を是非期待をしておるところでございます。

三浦議員 大変うれしいご答弁だったと思ひます。あのまあ町内には知的障がい者の施設をこれから居場所づくりとして進めていかれるだろうなというふうにも思っております。この町で暮らすことを望む障がい者の方や家族の方も増えておられます。私はそうした皆さんの居

場所づくりとしては早いそうした施設の設置が望まれているというふうには思っておりますが、一方では今までにない悩みや相談事、増加するというふうにも思われます。困ったときの相談だけではなくて日常的な存在としての有資格者の方の配置は、本当に障がい者の方にとってまた保護者の方にとって心強いそういう存在だと思いますし、人間関係や信頼関係を築くことができるそうした大切なあの存在になるというふうには思っております。是非あのそういう意味でも住民の皆さんの中にあの広くそうした方の配置ということが知れて、あの多くの皆さんと関わられるようなそんなふうにしていただきたいと思います。大変に期待をしておりますので是非あの障がいをお持ちの皆さんに喜んでいただけるような存在になっていただけるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次に153号線の伊南バイパスの開通後の保育園の通園方法についてということで質問をしたいと思っております。実は最近、これから入園を迎える子どもさんのいる、私の住んでいる本郷の地域の方からなんですけれども、率直な思いとして通園についてどうなるのというような声を聞くようになってまいりました。だんだんとバイパスの橋梁もつながってきておりますし、工事も進んでおりますのでそんな思いを強くされているというふうには思っております。で、保育園統合の際に153号線の伊南バイパスの開通まで通園バスを利用するというような内容の覚書があるというふうに私は認識をしております。ということは伊南バイパスの開通後は通園バスでの通園は行わないという解釈になるのだというふうに思います。しかしこれから対象になる保育園児の保護者は当時関わっていないのではないかとこの点について何か対応を検討しておられるかどうかお聞きをしたいと思っております。

それではあの通園バスについての質問であります、お答えしたいと思います、あの今議員のお話のようにですね平成18年度末に田切区、本郷区と交わした覚書がありまして、送迎についてはバイパス開通時まで町有、町のバス1台にて行うものとするという覚書を交わしておりますが、あのその覚書を交わす経過につきましてもまああの保護者の中に自分たちで行きますと、自分たちで送迎をしますというご意見、それから送迎は大変ですとお願いしたいという意見、まあ賛否両論、それからあのどちらでもいいという様々な意見がありまして、まあ様々な件であの区の皆さん区会の皆さん保護者の皆さんとあの総合的に検討したうえで覚書を交わしております。まあ従いましてあの覚書に沿って送迎バスは伊南バイパス開通時までとし、完成が今年度中の本郷区については来年3月をもって廃止の予定で進めております。このことにつきましてはあの今年度の東部保育園の入園式の際に、田切、本郷区の保護者の皆さんにお集まりいただきまして、経過と今後の方向について説明をしており理解をいただいていると認識しておりますし、またあの入園説明の折にはこのことについてまた説明をしたいというふうに考えております。

ただいまあの教育長から今年の3月入園の時に保護者の皆さんにはお話をいただいております。また今後入園される皆さんには申請をする際に説明をそういうお話をされるというふうにはお聞きをいたしました。しかし先ほども申しましたけれども、社会環境の変化とかいろいろ

ろありますので、そうした点では是非理解をしていただきたいというだけでいいのかなというのを私は実は感じるのです。でまあ子育て支援の充実を掲げている中で今通園バスの存在が、ではどういう役割を果たしているのかということについてはどのような検証がされているのでしょうか。またメリット・デメリットは保護者の皆さんの目と保育者の目とでは私は違いがあるようにも感じております。当然そこにいる子どものことが一番大切なわけですが、保育園というものの役割から見ること大切ですし、また統合によって保育園が遠くなったことも事実であります。それぞれの立場でしっかり意見交換をして納得のいく通園方法を私は再度検討をした方がよいのではないかとというのが、そうした声を聞く中で感じているところなんですけれども、もうあのそういう覚書があるからもうあのそうした入園式とか申請をする場で保護者に説明をすればそれでよいのかという点では、少し私は甘いかなと、あのそこでもう1つやはりそうした皆さんの声を直接聞きながらあのお互いに譲れるところは譲ったり、納得をしていく、そのたんび保育園はずっといところではありませんので、そのたんび入園児も変わりますし保護者の方も変わっていきます。そのたんびに認識は変わっていくんだというふうに思いますので、その辺のところはもう少し配慮をした対応が必要だというふうに私は思いますが、その点いかがでしょうか。

それではあの私の2つの視点からお答えをしたいと思っておりますが、あの1つ目はこれは適切な例えかどうかわかりませんが、小学校からですね中学校へ進学する際にですね小学生は校則がなくして自由に伸び伸びと生活をしていきます。ところが中学へ入学しますと定められた制服、定められた運動着、定められた上履き、それから生活の最小限の約束があります。小学生は中学校に入学する時にですねそんな校則は知らないよというわけにはいきません。定められた校則、決まりあるいは約束に従って生活をする、これが社会の決まりといえますか定められたものに従う最初の出会いではないかなというふうには私は思っております。これが1点目です。2点目、保育園バスは私も乗車して先月ですね保育園バスに乗車して実態を見ました。田切保育園の送迎についてどういうふうになっているのかという。朝保育園に出向きまして保育士と一緒に園児の乗車の様子、それから保護者の対応について見てきた経過があります。その中で思ったことですが保育園はですねやはり保護者が保育士のところに向かって預けて、その折りに昨日はこういう体の調子であったとか、あるいは保育士は園児を返すときに園では友人関係でこういうちょっとトラブルがあつて落ち込んでいるかもしれないけれども家庭で励ましてほしい、重要な保育士と保護者との接点の場、それはバスではできないというふうには私は思っております。あの生活の変化とか利便性を求めると失っていくものが多いのではないかなということには私は常々思っております。保育園バスの小さなことかもしれませんが、生活環境が変わったからこそ是非子どものことをですね園に送って行って担任と情報交換をし、あるいはまた引き受けるときに園の様子をお聞きする重要な場ではないかなと、これは例えがよくありませんけれども、あの宅配便のごとく子どもをバスに乗せて預けることがいいのかどうかということについてはですね不便かもしれないけれども是非保護者の皆さんには園児を保育園へ送っていただきたいという強い思いもあります。以上です。

ただいま教育長の2点に及ぶお話を拝見してお伺いしました。まあ保育士と直接子ども

教育長

三浦議員

教育長

三浦議員

について話をするという事は本当にあの保護者としてもこどもの立場としても私は大事なことだと思います。だったら本当に言わせていただければ統合するということがこの問題を生んでいるだけで、今までだったらそんな必要はなかったんじゃないかなということも私の頭の中をよぎりました。ということであの本当にあの保育士の立場でも保護者の立場でもそれは直接お話をして、子どものためにそこまで保育園まで送迎をするということとはとても大切なことだと思います。しかしまあたぶん本郷の統合の時にもそんな話があったと思いますけれども、保育園までだれが送迎をするかということになれば、今までは近くの保育園に歩いておじいちゃんおばあちゃんでも車のない方でもお迎えに行き先生と保育士と直接お話を聞き子どもを連れて家に帰るということもできたのが、統合されたことで遠くなったということの中でまあ一歩譲って通園バスという経過になったというふうには私は思っております。まあということはこれからまあバイパスがつかなくても、車を持ってまた仕事の関係でもその時間に子供さんの送り迎えきちっとできる家庭環境があればそれはよかったです、それでいいかもしれませんけれども、そうでない方がいる場合には本当に重荷になる、仕事を途中でやめて帰ってこなければならぬとか、誰かに頼まなければいけないとか、ということになってしまうのかなという思いもあるわけです。それぞれにいろいろな環境の方がおいでになるので、そういう点でもいろんなお話をちゃんときちっとしながら、納得の上でやっぱり決めていくということが私は求められているんじゃないかと、どうなるのかなあと言われた方の気持を考えると、それでいいということではなくて不安に思っているということでもありますので、是非その辺のところを受けとめていただいて、そういう懇談をする場というか対応を検討していただきたいと思いがいかがでしょうか。

教育長

個々のケースについてそれぞれ特殊な事情があるかと思っておりますので、入園の説明会の折りにご理解をいただくよう、またどういった送迎がいいのかということについては個々のケースであろうかと思っておりますのでお話をさせていただき、理解を求めていきたいというふうに思っております。あのやはり数名の保育の中よりも東部保育園の大きなあの統合した中で子ども達が元気に動いている姿を見れば、やはり統合のいろんな議論があったかと思えますけれども、やはり大きな園で集団で生活するメリットは失いたくないというふうに思っておりますが、これは付け加えてお話をさせていただきました。以上です。

三浦議員

是非あの後々に禍根を残さないような取り組みをしながら、安心して子どもさんが気持ちよく保育園に通園できるような対応をお願いしたいと思います。それでは3つ目の質問に移ります。乳幼児のためのワクチンの接種についてということで質問をしたいと思えます。今、乳幼児のロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、おたふくかぜワクチン、それから水痘ワクチン、水ぼうそうですね、についての問い合わせや接種も増えていると聞いております。背景と実状についてどのように認識をしているのかお聞きしたいと思います。

町長

それでは乳幼児のためのワクチン接種ということに関しまして、先ずこの背景と実状についての認識でございますが、少し申し上げてみたいと思えます。子どもの健康を守ることは大変重要な課題でございますが、国では予防接種法で定期、任意の予防接種を行っております。ご質問の4つのこのワクチンは全て接種希望のある方がお医者さまとの相談によって判断をして、厚生労働省が許可したワクチン接種を行う任意の予防接種でござい

ます。この内昨日も竹沢議員の方にお答えしたと重なる部分がございますが、B型肝炎、それからおたふくかぜ、水痘の3ワクチンにつきましては今後定期接種化の検討対象となっております、今その実施に向けまして厚生科学審議会というところの感染予防分科会ですか、ここで関係者の連携と協力による円滑な導入、それから安全安定的なワクチン供給、実施体制の確保、継続的な接種に対する財源の確保等々を課題として必要としておりまして、今後詳細な検討をしたうえで実施に向けていきたいということで検討が進められております。またあのロタウイルスというのがございますが、これにつきましては24年度内を目途として専門家の医学的・科学的の観点からの評価を行うことというふうになっております。これまた慎重な検討を行うということになっておりますので国の動向をいま見守っておるといところでございます。このような中で国では既に平成22年度から実施しております予防接種制度の抜本的な改正に向けて今検討を進めておりまして、国では任意の予防接種であります子宮頸がん、ヒブ、それから小児用の肺炎球菌接種費用の補助を行いまして、25年度に向けて3ワクチンについても定期接種化を優先する方向で今検討しておるといことになります。飯島町ではこの内、ヒブや肺炎球菌予防接種を他の町村に先行して実施をした経過もございます。その接種率は80から90%と多くの方が接種をいただいております。それからまた今年度は秋からこのポリオの予防接種の不活化ワクチンへの切り替えというのがございまして、日本脳炎ワクチンの実施をしなかった年齢の子どもさんへの接種を行うなど、乳幼児の予防接種については近年にないこの過度期となっているのが実状でございます。まあこのような状況でございますので、町といたしましては先ず定期の予防接種を確実に実施をしていくことを主眼におきまして、また乳幼児の接種回数が増えることによる予防接種の接種間隔の管理など安全に対することへの配慮を最重要事項として考えてまい、このような認識の下に今進めておるところでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

三浦議員

ただいまの町長の方からもお話ありましたが、乳幼児に必要なワクチンとして様々なワクチンが開発が進んでおります。まああのこのロタウイルスワクチンやまたB型肝炎、おたふくかぜワクチン、水痘ワクチンについては問い合わせや接種が増えているということは、本当にあの幼い命を守るための関心の高さの表れというふうに受け止めて、歓迎すべきことだというふうに思います。であの子宮頸がんワクチンの接種も補助制度によって接種者が一気に増加したというふうにお聞きをしております。で、ロタウイルスのワクチンは生後6週目から2回の接種が必要だそうです。で、1回の費用が13,000円前後するとお聞きしております。それからB型肝炎のワクチンは生後2カ月から3回の接種が必要で1回の費用が6,000円掛かるそうです。それからまた、おたふくかぜや水ぼうそうは1歳で1回6,000円から7,000円の費用が掛かるというお話をお聞きしました。でまあ若い子育て世代の方には大変に負担が重く、お金の有る無しでワクチンの接種に格差がついてはならないというふうにも思います。まあ先ほどあの国の方でも定期接種のためにまあ準備をしているというふうにもお聞きをしましたが、子宮頸がんのワクチン、ヒブワクチンのときのように町が先行して補助をするということも是非検討をしていただきたいなあというふうに思います。あの先ほども申しましたが、本当にもう産まれてすぐから接種をする必要のあるロタウイルスのワクチンとか、本当にまだ1歳に満たない6カ月で接種をするB型肝炎のワクチンとか、まあ本当にあの子育て世代の皆さんには

あの関心もあり受けたいけれどもという、本当に無理をしてあの頑張ってお金を捻出して接種をされている方もおいでになるともお聞きをしました。そのくらい本当にあの小さな大切な命を守ろうという若い子育て世代の皆さんの気持ちを受けとめていただいて、是非早い接種を、あの後に後にいけばもうあの生まれてすぐなんですから受けなきゃいけないのが受けられないで先に行ってしまうということにもなるわけですので、是非あの子育て支援という面からもこのあの補助については早急に検討をしていただきたいなあというふうに私は思っておりますがいかがでしょうかお聞きをいたします。

町 長

まああの次から次へとこの補助の問題で大変頭の痛いわけでありますけれども、あの町では今まで申し上げておりますように、子宮頸がん、それからヒブや小児用の肺炎球菌の任意予防接種3ワクチンについて接種費用の補助を行ってきております。平成23年度の接種、こうした掛かる費用13,500,000円ということになりました。この内から国からは子宮頸がん予防ワクチンの接種緊急事業を適用いたしまして、6,080,000円の補助を受けておる現実がございます。で今も申し上げました国ではこの3ワクチンを25年度に向けて定期予防接種化をしていこうということでまあ検討に入っておりますし、またこの秋からはこのポリオ予防接種の不活化ワクチン、これへの切り替えを検討しておるといようなことになってまいりまして、こうしたあの定期予防接種が法制化制度化されますと勢い町の負担も当然あの今までと違って嵩んでまいります。そうしたことを踏まえて先行をしておりますこのそれぞれの任意の町の補助体制というものを兼ね合わせて考えましたときに、やはりこれはあの少子化の中で子どもの健康を守るということは大変重要な施策ということで真剣に取り組んでおるところでございますけれども、今あるこの定期的な予防接種制度に基づいたものを着実に実施をしていくということを全力を掲げ、それから町のできる財政の中でまた任意のことも補助の対象として考えていきたいというようなことでございますけれども、当面はちょっと今すぐというわけにはまいりません。今後の検討課題とさせていただきますのでまあ全体のまた動向の中で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

三浦議員

あのなかなか本当にいくつもいくつもいろんな病気も発見され、またその対応についてワクチンも開発をされ、それを受ける子どもさんのことも考えれば本当に大変だなあとも思いますし、それをまた支える保護者の皆さん、また行政の立場も大変だなあといろいろと思うところですが、本当にあの小さな命を守って初めてこの少子高齢化の中で子どもさんを育て、また将来につなげていくということもありますので、是非あの、まあすぐとはいかないとか、先にあのまあ国の動向を見てということもありますが、できれば対応を今年度中にも考えていただいて、いずれ必要なあれですからもう今のうちに町の子どもを子育てをするために、そこはちょっと頑張るといこともあっていかなと私は思いますので、一言もう一度町長の所見をお聞きして質問を終わりたいと思います。

町 長

まああのできればというお話でございますが、できれば対応をいたします。できなければ対応できませんのでひとつご理解をいただきたいと思います。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午前11時42分 散会

平成24年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年6月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 請願・陳情等の処理について

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	浜田幸雄
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議 平成24年6月18日 午前9時10分
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして、提出されました案件について大変ご熱心に審査にあたられ感謝を申し上げます。
去る8日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件3件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うとともに、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告はありません。

議 長 日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。
先程申し上げましたとおり、去る6月8日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
ここで議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業 委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審査するため6月14日本委員会を開催いたしました。24陳情第2号「TPP(環太平洋連携協定)への参加判断に関する要請書」について、提出者は上伊那農政対策委員会委員長、上伊那農業協同組合代表理事組合長、宮下勝義氏であり、上伊那農協飯島支所の村沢支所長を参考人として出席願ひ説明を求め審査を行いました。お手元の報告書のとおりですが採択すべきものと決定をいたしました。反対意見は、「TPPもFTAも同様の自由貿易である。日本の主張を通じての自由貿易でありTPPはアメリカの主導権として伝わっているがどこの国ともすべきである。政府の統一方針が確立するまでは事前協議するなどは統一方針が確立されたらよいということにもなるので採択に反対。」、一方賛成意見は「FTAでTPP参加国も交渉をしている。TPPは例外なき関税の撤廃であり国の主権が主張できない。TPPは地域を総括するものでは国がTPP交渉に参加すべきでなく農業や環境を守るため本陳情採択に賛成する。」、また別の意見として「TPPの交

渉過程が国民に明らかにされていない。TPPの各種試算も不十分である。TPPに参加すると国民の安全安心が海外ルールにより制約される。よって本陳情採択に賛成する。」、討論を踏まえ採決の結果、お手元の報告書のとおり本陳情を採択すべきものと決定しましたので報告いたします。

議 長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。
三浦社会文教委員長。

社会文教 委員長 それでは社会文教委員会の報告を行います。6月8日本会議で付託されました請願2件につきまして6月14日に委員会を開催し、説明員として請願提出者の長野県上伊那郡飯島町公立学校教職員組合代表者の藤原健吾氏の出席を求め、支持説明、質疑応答を経て慎重に審議を行った結果、24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」のいずれもお手元に配布のとおり採択すべきものと決定をいたしました。審査の中で請願第1号では、「1985年から国庫負担が減り続けている。義務教育は国の責任で行うものであり自治体により教育環境に格差ができてはならない。」、請願第2号では「文部科学省は2010年に新義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定した。長野県では35人規模学級を進めているが全国ではそのようになっていない。国が教職員の定数を増やせば負担が軽くなる。安定した教育が受けられるように早期の改善を望む。」との意見がありました。以上で社会文教委員会の委員会報告を終わりにいたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
1番 久保島議員 委員長にお伺いいたします。この請願に関しましては例年出されておるということでございまして、その度私ども議会では採択をしているということでございますけれども、例年採択しているにもかかわらずこの請願が出てくるということは、実現性の可能性ということについては多少疑問があるんじゃないかということもあるわけでございます。まあ2番目に関しましては多少ですね表題が変わってきたということもございまして、35人学級を求めるということかというように思います。まあ県で35人学級が実現されているという状況にありますので当町で出す必要性はないんじゃないかと、そんなような議論があったかどうかお聞きいたします。

社会文教 委員長 最初に質問されました例年出ているこの請願についてどうかという質問ですけれども、そのようなことはありませんでした。それから2つ目の35人学級についてですけれども、説明者の話の中では非常にあの35人学級は長野県として有効で、あの長野県だけじゃなくて全国に是非広げてほしいというお話もありました。議論の中であのそのことについては特別議論されておられません。以上です。

議 長 他にございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより各案件ごとに順次、討論・採決を行います。

1番 久保島議員 最初に24陳情第2号「TPP（環太平洋連携協定）への参加判断に関する要請書」について討論を行います。討論はありませんか。

議長 私は不採択という立場で議論をさせていただきたいと思います。そもそもですね情報公開がないというふうな、ここにも載っていますけれども、参加していない限り情報はそんなに入ってこないということでごさいます、情報を得て我が国がですね有効な手段をとっていくということに関しましては交渉に参加すべきだというふうには私考えております。医療制度それから食品の安全性に対するですねことについて譲歩することは決してないというふうには私思っておりますし、する必要はないと、私も日本の権益を守りながら日本の交易ってということに関しまして取り組んでいくべきだと、これはTPPにしる、FTAにしる、同じスタンスで臨むべきであると思います。従いましてこの参加判断に関する要請書につきましては不採択とさせていただきます。

議長 賛成討論はありませんか。

3番 浜田議員 この要請書に賛成する立場から討論いたします。1つは情報公開の問題でありますけれども、既に参加を前提とする交渉の中で秘密協議事項があるということが再三報道されております。従って仮にですね協定に参加したとしてもですね、多くの重要な事柄が国民に知らされないまま事態が推移するという危険は十分に考えられるというふうには考えております。それからこの協定の本質は既に繰り返し説明されているとおり、例外なき関税撤廃であります。それと毒素条項と言われていますあの国内法だけで関税障壁を作ることができないという条件も取りざたされています。そういう意味ではですねこれは建設的な意味での貿易の自由化ではなくてですね、言ってみれば最大の経済大国であるアメリカのルールに参加国が従わざるを得ないという性格を帯びていることはですね繰り返し報道されているとおりであります。まあこの2点からTPPには参加すべきではなく、この要請書を採択すべきだというふうには考えます。

議長 他に反対討論はありませんか。

議長 賛成討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24陳情第2号「TPP（環太平洋連携協定）への参加判断に関する要請書」について採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

お座りください。起立多数です。よって24請願第2号は採択とすることに決定しました。

議長 次に24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を

行います。

9番 坂本議員 反対討論はありませんか。

議長 賛成討論はありませんか。

議長 賛成の立場で討論いたします。この請願は毎年教職員組合から出されているもので当議会では採択をし国に提出していますが、それにもかかわらず現状が変わってきていないのが現在であります。現在の子どもの数が減っているにもかかわらず、子ども達にとっては手厚い教育体制になっているかというところではありません。義務教育費が一般財源化されたことで平等の教育水準が保たれず自治体格差が生まれてきています。で、人口過密地帯では授業に就いて行けない子どもや登校拒否などの子ども達が増えたりして学力格差ができ、授業崩壊になっている学校もあります。格差のない教育行政を行うため国が国庫負担金としてきちんとこの制度を担保すべきだと思いますので、よってこの請願に対して賛成の立場といたします。

議長 反対討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24請願第1号は採択することに決定しました。

議長 次に24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。

議長 反対討論はありませんか。

議長 賛成討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24請願第2号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24請願第2号は採択することに決定しました。

議長 日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査とい

たします。

議 長

ここで暫時休憩といたします。休憩。

[追加日程・追加議案配布]

午前 9時29分 休憩

午前 9時31分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、坂本紀子議員、倉田晋司議員から計2件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従いまして議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長

追加日程第1 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番 坂本紀子 議員。

9番

坂本議員

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての趣旨説明を行います。義務教育費国庫負担制度は教育における妥当な規模と内容を向上するため、国が必要な経費を負担することで教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的に、1953年に施行され充実されてきておりました。しかし1985年から旅費、教材費が一般財源化され、また義務教育費の総額でも年々減額され、2006年三位一体改革によって大きく減額され、なおかつ国の負担率が2分の1から3分の1に削減されてきております。当町では子どもの数が減ってきておりますが、現場では先生方の仕事量が増えているということで加配をし、その一部の費用を町が負担してきております。本来は義務教育費国庫負担制度により国が負担すべきだと思っております。現在、財政規模の小さな自治体では一般財源化されたことによる影響が出てきており、税収の良い自治体とそうでない自治体とでは教育の整備、環境において格差が出てきております。国全体の財政を思うと、東日本大震災、原発事故そして日本経済の低迷など税収が厳しいことは十分わかりますが、子ども達の教育は未来の日本の礎となるものであります。よって国は義務教育を無償にし、教育条件を全国一律にする責務があると思えます。県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう最低限の財政保障をする責務を国に守らせるため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を国に提出するものであります。多くの方のご賛同をいただけますようよろしく願いいたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 北沢正文 議員

6番

北沢議員

それではあの賛成する立場から意見を申し上げます。この意見書の趣旨につきましては今提案者の申したとおりでございまして、国庫負担制度を堅持すること、それから負担率を2分の1に還元すること、それから国庫負担から既に除外されている教材費、旅費、それから共済費、退職手当などを還元すること、この3つの意見を求めるものでありまして状況の説明の中ではこの負担率2分の1については恒久措置でなく、今後全般を含めた検討がなされる危険もあるとこういったことが報告されておりますし、国庫負担制度の堅持の問題につきましては、私はあの子ども達というのはいわゆる地域を担う、ひいては日本の将来を担う人材を育成するそういった部分でありますので、国が責任を持ってこの教育費の確保に当たるとこういったことは必要であるというふうに考えるところであります。そういった内容ももちまして今回この制度を出していくと、更にその負担率2分の1の部分につきましては、現行の3分の1が更に削減されるという恐れもあるということから、今年もこの意見書の採択を求めるものでありまして、是非採択をお願いしたいという内容であります。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

3番

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論を行います。この意見書はまあ例年提出されているわけでありましてけれども、大事なことはですね、状況が変化せずにその中で私どもが要求しているということではないということですね。あの提出者からの説明にもありましたけれども、昭和60年度以降ですね教育費の支出率をグラフにしてみますと毎年毎年様々な制度によって削られてきています。つまりマイナスの状況が起こっていることに対してどうやって食い止めるかということがですね大事なことでありまして、それは我々国民が声を上げ続ける必要があるというふうに考えます。その中でも特にその手法の1つとして教育費の一部が一般財源化されるという手法が使われます。これは非常に危険なやり方でありましてですね、要するに苦しい市町村であればそれは必ずしも教育費に回す必要はないということの中でですね、一般財源化された部分の教育費は他の費用に充当されてしまう危険を常にはらんでいるということになります。で、教育というのは言うまでもなくナショナルミニマム、要するに国民が等しく保障されなければいけない権利でありますけれども、これが自治体の豊かさによってですね左右されるようなことがあっては決してならないというふうに考えます。それからもう1点、ある統計グラフを見て大変興味を持ったんですけれども、あの少子高齢化の中で世界の各国のですね女性の特殊出生率、要するに1人の女性が一生のうちに何人子どもを産むかという率とですね、それからその国が幼少時に対してどれだけの予算を配分しているかというあの金額の中にかなりきれいな相関関係

がありました。つまり子どもを大切にしない国ほど出生率が低いというグラフでありました。まあそれはあの完全に客観的なものであるかどうかはわかりませんが、少なくとも統計的にはそういうことが示されているということでもあります。私たちはやはり将来を担う子ども達に対してですね、それにふさわしい手厚い政策をとるべきだという立場からこの意見書に賛成するものであります。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第4号「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 倉田晋司 議員

7番

倉田議員

新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書につきまして提案の趣旨説明をいたします。この発議は前文で申し上げておりますように、平成22年8月に文部科学省が策定した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)を確実に実施するよう国へ求めるものであります。強い人材の実現は成長の原動力としての未来への投資であります。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務となっております。このため30年ぶりに40人学級を見直し、35人、30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定したものであります。少人数学級の推進はわが国の義務教育水準の維持向上を図る上で効果的であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要があります。また少人数学級への移行は加配で行うのではなく、標準定数法を改正して恒久的に行うことが求められます。よって冒頭申し上げましたように本意見書を提出することを提案いたします。全議員のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

8番 中村明美 議員

8番

中村議員

賛成の立場で討論いたします。現在、長野県では中学2年までの35人学級が実施されていますが、加配定数での対応であるため自治体負担が多く、本来平等であるべき義務教育が地方財政により教育環境の格差が生じています。また複式学級は子ども達の学力向上を妨げる要因の1つに考えられています。このことは当町においても今後心配される課題でもあります。新・公立義務教育諸学校職員定数改善計画(案)策定にあたり文科省は少

人数学級が基礎学力の定着度を向上させ良好な人間形成、不登校の減少につながるとの研究結果を出しています。そして自治体が計画的に学級編成できるよう加配定数から順次標準定数に改定すること、そのために必要な財源の確保に努めるともあります。また改善計画案では複式学級解消のため編成基準の改定が盛り込まれており、速やかな推進を求めるものであります。従ってこの改善計画案の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書に賛成いたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第4号「新たな教職員定数改善計画の着実な推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る8日から本日まで11日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会の間、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました案件全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。さて今定例会一般質問におきましては過日4日間にわたり開催をいたしましたまちづくり懇談会のご質問もあったわけですが、懇談会では地域の防災をテーマに多くの方々の出席をいただき、またその中では町の防災への対応や地域の連携、絆の大切さなど多くのご意見をいただいたところであります。地震や洪水、土砂災害、竜巻などの大規模な自然災害におきましては発生そのものを防ぐことはできませんし、防災への各種の対策にも限界がございます。そこで今は被害を最小限に図ろうとしていく減災対策というものが大変重要であるというふうに考えられるようになってまいりましたが、この減災のひとつとして自主防災組織の活動も重要視をされております。答弁でもお話をいたしました。本年の防災訓練は地域の声を取り入れた自主防災組織や地域の助け合いを中心とした訓練を主体に実施をしていくことも考えております。地域の皆さんにはなるべく早めに実施内容等の協議をお願いをしまる予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

さて与野党3党は15日消費税増税法案を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案の修正合意がなされましたが、国民不在の政争、論争のみに終始している現実になんともやりきれなさを感じるとともに、果たして与党内での合意形成ができるのであるかどうか、また採決はどうなるのか、会期は延長となるのかどうか、まさにここ数日間が最大の山場

であり、かたずを呑んで今見守っているところでございます。一方現在、浜岡原発をはじめ全国17カ所の原子力発電所の全てが安全対策や点検などの実施により稼働を停止している中、政府は16日福井県の大飯原発を来月再稼働をすることを正式に決定いたしました。原発の事故組織そのものへの方向がまだ見えていない中、更にまた事故への検証や新たな安全基準の制定などこれを待たずこれが再開に至るということになりましたことは、安全安心に対する国民の不安が一層今増幅をしておる状況でございます。国は国民に対し一層の安全対策と取り組みを明確にすべきと考えます。いずれにいたしましても今年の夏も日本全国で電力不足が心配をされます。こうした中、中部電力管内でも平成22年度に対して5%節電の要請協議があったところでございます。LEDへの対応、太陽光発電への取り組みをはじめといたしまして、町でも飯島町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の節電、節水等、省エネルギー対策に実践に取り組んでおりますが、議会や町民の皆様は庁舎の冷房温度の調整や窓口における節電など、一部にご不便をおかけすることもあるかと思いますが、町を挙げて省エネルギー対策に取り組んでおりますのでなにとぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

関東甲信地方も6月の9日に梅雨入りをしたとみられると発表をされました。やがて引き続いて台風シーズンともなり、現在北上中の台風4号の上陸も気になるところでございます。暴風雨災害、土砂災害などの発生がないことを願うところでありますが、開会のごあいさつでも申し上げましたが近年予測不能の局地的原油的な、ゲリラ的な降雨の傾向が強まってきております。町民の皆様には防災備品や備蓄食料など有事に対する日ごろからの備えをお願いいたしますとともに、高齢の皆様などご近所の助け合いについても日ごろからご配慮をいただければというふうに思います。平成24年度も早、三月を過ぎようとしております。経済情勢や雇用情勢は大変厳しく先行き極めて不透明感がありますが、第5次総合計画2年目の本年度も、計画をいたしました各種の事業、また予算執行にあたりましては住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら計画的に推進をし、その負託に応えてまいり所存であります。また今議会の議案審議や一般質問を通じて賜りました数々のご意見、ご提案等につきましてはしっかりと胸に留めおきまして、町政運営に全力を傾けてまいりたいと考えております。なにとぞご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位には時節柄、健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成24年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前9時59分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員